

万引対策最前線

闘うリーダーたちの メッセージ集



Messages

調査：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

協力：警察庁／日本小売業協会

ここに平成27年度に実施した「万引対策最前線 闘うリーダーたちのメッセージ集」をお届け致します。

この調査は、平成25年に全国の万引犯罪防止に活動されている組織について調査し、発表した「地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書」に続いて、今回万引犯罪対策に情熱を注いでこられた方々にスポットを当て、皆様の熱いメッセージを集めました。

今回も公益財団法人日工組社会安全財団の助成金を基に、警察庁生活安全企画課及び日本小売業協会様のご協力をいただきました。各位の万引犯罪の防止に関する関心の高さを示すものであり、敬服しています。ご協力いただいた皆様に深くお礼を申し上げます。

新たな課題として、各地での大量万引被害が増え、高齢者の万引が青少年を超えました。

この事実は日本の本来の在り方に問題提起がなされたと重く受け止め、小売業や警察だけでなく各関係省庁を巻き込んだ、地域社会を中心にした社会総ぐるみの抜本的な対策を打つことが求められています。所轄官庁はじめ関連諸団体に於かれましては、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

メッセージ収集の結果は、各地域・業界における対策やルールの情報が多数含まれており、万引防止対策への皆さんの熱い思いを読み取っていただけたいと思います。内容として、小売業と関連業界の対策、地元警察と地域の対応、万引対策に対する提言、最後に万引対策の結節点という四部構成で纏めました。

万引犯罪は基本的には“心”の問題であり、今回メッセージをお寄せいただいた方々の熱い心に加えて、これをお読みいただき皆様の熱い思いが日本の万引犯罪を減らすことになると思います。期待致します。お読みいただき感想等ございましたら、当万防機構のメール info@manboukikou.jp に忌憚ないご意見をいただきましたくお願い致します。

平成27年11月

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構

理事長 竹花 豊

ごあいさつ 竹花 豊 全国万引犯罪防止機構理事長 …………… 2

巻頭言 商品を手軽に安く購入できる社会を維持するために 坂井 昭宏 倫理学、桜美林大学・北海道大学名誉教授 本機構正会員 …… 5

I 小売業と関連業界の対策

1 『万引き』が死語となる時代へ 山崎 真久 (株)さえきセルパホールディングス管理本部総務人事部 副部長 …………… 9

2 大量窃盗団を追い続けて 高野 芳男 (株)ウエルパーク総務部長 日本チェーンドラッグストア協会防犯・有事委員 …………… 12

3 大量窃盗被害に対する対応について 岡田 茂生 ウエルシア薬局(株) 人事総務本部 保安担当 …………… 15

4 書店と万引き 難波 克行 (株)丸善ジュンク堂書店店舗管理部 保安管理部 関西店舗統括部 部長 …………… 18

5 万引きの損害賠償請求が必要な理由 中村 康徳 (株)三洋堂書店店舗運営部長 …………… 21

6 ユニクロでの窃盗(ロス)対策の取り組み 佐藤 誠 (株)ユニクロ在庫コントロール部数値精度チームリーダー …………… 25

7 機器性能の最大化を目指す運用フォロー 北川 幸奈 高千穂交易(株)セキュリティ事業部カスタマサポートMSR担当 …………… 28

8 ビル会社を取り組む本気の防犯活動 長田 泰文 (株)市川ビルCD顧客感動推進部 部長 窃盗撲滅プロジェクト事務局 …………… 32

II 地元警察と地域の対応

9 「疑わしい行為」に対して業界全体でNOを突きつける 佐矢野 俊 福岡県警察本部生活安全総務課 安全・安心まちづくり推進室長 …… 36

10 集団窃盗団対策と小売業と連携した再発防止活動 佐伯 和則 群馬県警察本部生活安全総務課 企画課長 警視 …………… 40

11 万引き防止対策の広報啓発のあり方について 「万引きは犯罪です」はもう古い? 高野 恒純 千葉県警察本部生活安全総務課 抑止2係 係長 …………… 44

12 愛知県における万引防止対策 安田 康次郎 愛知県警察本部生活安全全部少年課 少年育成係 係長 …………… 48

13 万引きは犯罪ですよ ちよつとしたでき心から思わぬ犯罪者に 金子 定雄 福島県須賀川市老人クラブ連合会 会長 …………… 52

14 地域の強い絆で! 「万引きをしない・させない・見逃さない!!」 大石 尚光 福岡県糸島警察署 糸島市防犯協会 万引き防止推進員 …… 55

15 高岡方式「防犯標語」による万引き防止策について 福井 直樹 富山県高岡市議会議員 本機構正会員 …………… 58

III 万引対策に対する提言

IV 万引対策の結節点

<p>16</p> <p>そろそろ万引のことは「泥棒」と呼ぶべきだ！ 「犯罪機会論」の重要性と私服Gメンの提言 山内 浩司 (有)ジャパンプロテクトシステム 代表取締役 本機構正会員</p>	<p>17</p> <p>万引対策は「コスト」ではなく「投資」である 「万引対策のストーリーをどうつくり上げるか」 山本 啓一 九州国際大学法学部教授</p>	<p>18</p> <p>万引き対策は働く者に対する安全配慮義務にかかわる重要な課題である 桶田 清順 元警視正</p>	<p>19</p> <p>刑事弁護士からみた万引き問題 「弁護士の手を越えた再犯を防ぐ活動」 林 大悟 弁護士横浜弁護士会所属 (一社)アミティ 代表理事 本機構正会員</p>	<p>20</p> <p>万引防止「声かけ」有効説 守山 正 拓殖大学政経学部教授</p>	<p>21</p> <p>この道四十年 本屋のオヤジが少年たちに願うこと 梅木 秀孝 東京都書店商業組合目黒・世田谷支部 副支部長 (有)梅木書店 店長</p>	<p>22</p> <p>全国万引犯罪防止機構誕生への胎動 竹花 豊 全国万引犯罪防止機構 理事長 (株)東京ビッグサイト 代表取締役社長</p>	<p>23</p> <p>「万引きをしない、させない、見逃さない」社会を目指して 「東京における万引き防止対策」 山下 史雄 警視庁副総監</p>	<p>24</p> <p>万引き防止の関わりと今後の期待 樋口 建史 全国万引犯罪防止機構 顧問 元警視総監 現ミヤンマー駐節特命全権大使</p>	<p>25</p> <p>万引犯罪に関する統計的把握と万引対策 佐藤 聖 全国万引犯罪防止機構 理事・財務委員会事務局長</p>	<p>万引犯罪の起きにくい社会づくりのために 故河上 和雄 全国万引犯罪防止機構 前理事長</p>	<p>万引防止推進のための民間団体のご紹介 全国万引犯罪防止機構／日本万引防止システム協会／万引対策専門組織</p>	<p>万引対策をめぐる近年の主な出来事</p>
61	65	69	73	76	79	83	88	93	97	101	103	105

商品を手軽に安く購入できる社会を維持するために

1

私たちが日常生活に必要なものを自由に選んで、しかも比較的安価に購入できるのは、昭和30年代中期以降のセルフサービス方式の普及による。実際、コンビニ、スーパー、ドラッグストア、衣料スーパー、ホームセンター、書店などのセルフサービス方式によるさまざまな小売店舗なしに、現在のような利便性の高い快適な生活を維持することはできない。万引による被害は、このセルフサービス方式に伴う宿痾を見なすことができる。

このセルフサービス方式は性善説を前提としている。顧客はすべて自分の選んだ商品をレジに持参して代金を支払うであろう、という前提である。たとえば、宝飾店などは宝石や貴金属などの高価な商品を取り扱うから、必然的に対面販売方式をとらざるを得ないが、それでも万引の被害に遭うことは稀ではない。販売員の目を欺いて手品師のように時計や宝石を隠蔽するのである。しかし、対面販売に比較して、セルフサービス方式が万引という犯罪に格好の機会を与えていることは否定できない。もしコンビニやドラッグストアなどで万引による損失が著しく大きくなれば、その店は経営を維持できない。この種の店舗が倒産に追い込まれるなら、私たちの生活は多大な不便を余儀なくされるであろう。したがって、私たちは一つのジレンマに直面している。現在のよ

うな利便性の高い快適な生活を維持しようとするなら、私たちは社会の一員として万引という名の窃盗行為による損害を最小限に止めるように努力するか。あるいは、少々不便で個々の商品

の値段がそれほど安くなくても旧来の対面販売に立ち戻り、コンビニやスーパーのない社会で満足するか、という選択である。

しかし、言うまでもなく、グローバル化の浸透した現在では、第二の選択肢は現実的ではない。海外諸国で広く普及しているセルフサービス方式を、我が国だけ法律で禁止するというのは馬鹿げているからである。したがって、正しく言うなら、現在の快適な生活を維持するために、万引を最小限に止めるように努力するか、あるいは、たかが万引としてそれを黙認し、その損害を自分たちの支払額に上乗せして負担するか、という選択である。これまで、私たちは暗黙の内に後者を選んできたのではないだろうか。

もしそのような態度を自覚的に改めようとするなら、私たちは何をすべきなのだろうか。たとえば、ある男性が商品を密かにバック等に入れるのを目撃したとして、私たちはそれをその場で制止すべきなのか。もちろん、私たちはつねに万引行為を制止しなければならぬ、というのではない。それは店員や保安警備員の任務である。しかし、万引は歴とした犯罪であり、その現場を目撃した以上、それを放置し黙認してよいはずはない。万引を抑止するということは、必ずしも犯人を現場で取り押さえることだけではない。そのことを店員に知らせるとか、犯人の特徴をよく覚えておくなど、ほかにもできることはあるはずである。私たちに暮らしやすい安全・安心な街づくりに貢献する義務があることは否定できないのである。

むしろ、そうした場面で私たちに何ができるのか、最低限何を

すべきなのかを検討することが、私たちにとってたんに万引だけでなく、犯罪の少ない暮らしやすい社会を実現するための義務を履行することではないだろうか。少なくともその第一歩であると考えて間違いない。また、そのためには万引犯罪とその防止対策に精通している人びとの考えを傾聴する必要がある。本論集を公開する目的の一つはそこにある。

2

万引は行為それ自体としては比較的単純である。誰でも店員に見つからないように商品を隠し持って店外に出るだけのことだからである。しかし、それを防止するのは容易なことではないし、対策も多岐にわたる。視認性のよい商品の陳列法、棚卸しを含めた商品管理の方法、防犯ミラーや防犯カメラ等の機器の設置、万引対策に関わる店員教育、保安警備員の雇用、警察への被害届の提出、万引事件発生に関わる情報の近隣店舗への伝達と共有等々枚挙すれば切りがないであろう。

簡単に言うなら、この社会を構成する各セクションの連携と協力なしには犯罪の少ない暮らしやすい社会をつくりあげることにはできない。東日本大震災以降、広く使われるようになった言葉を用いて言うならば、個人的努力(自助)や国や市町村等による公的援助(公助)には限界がある。現在、必要とされているのは、同じ状況に置かれている人びとによる相互協力(共助)である。万引対策に関しては、本機構がそうした共助の一つの核となることが期待されてきたし、実際にそのような役割を果たしてきたと言えるであろう。

また中期的に見れば、万引の実態も変わりつつある。私がこの問題に関わるようになったのは、十年ほど前のこと(巻末の年表で左の欄から右の欄へ移る頃)であるが、当時はいくつかのテレ

ビや新聞で高齢者の万引が話題になり始めていた。その実態は道警本部および警視庁との共同研究(万引被疑者調査の分析)によつて統計的に解明できたように思う。

その頃は、万引は主として少年が行う一過性の犯罪であると考えられていた。少年時代は多少やんちゃなこともするが、そうした悪事に手を染める少年も成長するに伴つて思慮分別が身につつき、成人を迎える頃になれば、万引などには手を出さなくなる、というのである。したがつて、問題は成人、とくに常習者による万引であり、それをどう抑止するかがより重要な問題であると考えられたのである。

同時に、少年非行防止の観点から、万引はゲートウェイ犯罪であるとも広く喧伝されてきた。万引は些細な犯罪であるが、それが糸口になって、やがてより凶悪な犯罪(自転車盗やオートバイ盗、暴行、恐喝、窃盗、詐欺、強盗等)を犯すことになる。だから、たかが少年の万引と言つて事態を軽視することは許されない、というのである。何れももつともな意見であるように見える。

少年時代に万引をした経験があるが、ただ一度だけであり、その後二度とそういう過ちを犯したことはないという人は結構多いのではないだろうか。私自身、そうした話を何度か耳にしたことがある。しかし、現在の高齢者で夕食の惣菜を万引する人びとが、少年時代に二度もキャラメルやチョコレートを万引したことはないと言えるのだろうか。万引にはほぼ五〇年もの間記憶の奥底に潜んでいて、定年退職などの社会関係の希薄化とともに高齢者を盗みへと駆り立てる魔力が備わっているのかもしれない。

また、暴行事件や恐喝事件の犯人で、少年時代に万引をした経験のある者もおそらく皆無ではないだろう。しかし、たんなる個別事例を枚挙するだけでは理論的主張とはなりえない。これまで

の調査研究に基づいて個人的な意見を言うなら、何れの言説も明確な証拠（統計データ）に欠けている。北海道警察本部での犯歴調査によれば、万引常習者が強盗や殺人などの凶悪犯罪を行うことは極めて稀であり、若い頃から飽きることなく万引ばかり繰り返しているからである。

むろん、だからといって、少年の万引を軽視してよいことにはならない。近年の事例では、万引少年がいじめの被害者で、同級生に万引を強制されていたという事例も報告されている。少年の万引事件にはいじめの他にも、保護者による虐待、遺棄、強制が隠されている恐れもある。被害届の受理および迅速な処理とともに、担当警察官の適切かつ細心の対応を切願したい。

最近はとくに外国人グループによる組織的な万引事件が関係者の注目を集めている。複数（異なった県に所在する異なった系列の）店舗において予め決められた役割分担に基づいて、首謀者から指定された商品を大量に万引きし、国際宅配便を利用して海外で売りさばこうというのである。

この種の万引を阻止し、犯人グループを迅速に逮捕するためには、被害店舗と地元警察署との連携（防犯カメラの映像等による犯人の割り出し等）、被害店舗と同一系列の店舗、および近隣地区にある他系列の店舗への情報提供、各警察署から県警本部への連絡、近隣の県警本部間の連携など幾つもの連携・協力体制の確立が不可欠である。実際、この種の大量万引事件に関して、いくつかの県警が犯人グループの検挙という成果を上げている。喜ばしいかぎりである。

しかし、共犯者のいないごく一般的な万引事件は軽視してよい、と言うことにはならないであろう。本機構の調査によれば、全件届出を実施している店舗数は飛躍的に増加しているが、被害届作成

にかかる時間は今なお旧態依然というのが実情だからである。

3

本論集には、万引対策の最前線で闘い続けている25名の方の熱いメッセージが収められている。一読されるなら直ちに理解されるように、かつては新しい試みと思われていた万引犯の店内確保も損害賠償請求も、現在ではそれほど目新しいことではないように見える。時代とともに変化するのは、たんにITを利用した万引防止機器だけではない。むしろ、万引防止対策に関わる人びとの創意工夫が時代を変えて来たのである。

現在の目新しい試みは、顔認証システムの導入とそれによって得られた画像情報の公開である。これは万引常習者に対する防止対策としては極めて有効であるが、同時に顔写真の公開に関して個人情報保護という観点からの根強い反対意見がある。しかし、この論争も何れ結着がつくであろう。この種の画像情報が組織的窃盗団逮捕の有力な手がかりとなっていることは紛れもない事実だからである。

もちろん、権利は尊重しなければならぬ。しかし、未成年者に対して繰り返し性的虐待を行った者に、この事実を他人に知られないように彼の個人情報秘匿してもらおう権利があるのだろうか。権利は切り札ではありえない。権利主張を行う者は何時でも他の権利との比較考量を踏まえた上で、自分の主張を理論的に正当化しなければならぬのである。

さて、本メッセージ集を公表するに当たって、全体を四部構成でまとめることにした。第一部には、小売業とそれに関連業界の対策が収録されている。とくに注目に値するのは、貸しビル業の長田泰文氏のメッセージである。長田氏はなぜ貸しビル業者がテナント店舗のロス率低減のために尽力するのかという問に対し

て、株式会社市川ビルの社は「全利害関係者との間にwin-winの関係性を拡大し、地域社会へのお役立ちで：共生共栄の追求する」をもって答えている。これは、最初の節で述べた「万引を最小限の抑止し、犯罪の少ない暮らしやすい社会を作る義務」という考えと軌を一にするものと考えることができる。

万引防止機器を取り扱う高千穂交易の北川幸奈さんのメッセージも面白い。「万引きしにくい店舗様は、お客様へのお声かけのみならず、従業員同士のコミュニケーションがよく図られており、売場やバックヤードの雰囲気がとても良いように感じます」と記されているからである。ここからは、「万引の多い店舗は万引防止のためにIT機器を導入する以前になすべき多くのことがある」と読み取れるからである。

第二部は地元警察(県警本部や各警察署)と地域の対応からなっている。福岡県警察本部の佐矢野俊氏のメッセージには、企業倫理という観点から見て興味深い主張がなされている。福岡県では店内で「(万引と)疑わしい行為を禁止する」という業界ルールを制定し、それに対して積極的な声かけや警察への通報を行うことにしている」というのである。ここでは、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)が積極的な意味で理解されている。つまり、企業は営業活動を行う上で、たんにみずから犯罪行為を行わないだけでなく、犯罪が起こる機会を与えないように配慮する義務があるという考えである。私は倫理学者としてこの考え方に賛成である。

第三部は、万引対策に関わる関係者や研究者による提言である。ここでは、警備会社JPSの山内浩司氏の犯罪機会論に立脚した万引防止のための提言がとくに傾聴に値する。一般に万引防止対策として店員の声かけが有効であると言われている。この点について、

山内氏は「目を見て声をかける」と言う。まさに目から鱗の思いである。また、九州国際大学の山内啓一氏のメッセージもかなり熱い。「店舗の魅力を向上させることと万引対策は表裏一体だ」という中小食品スーパーの店長さんの言葉を紹介されているからである。

第四部は「万引対策の結節点」と題されている。現在の万引対策の基本は、「万引は犯罪です」という標語が示すように、「たかが万引」という安易な態度を改めて、「万引をしない、させない、見逃さない」社会的機運を醸成し、各店舗には万引事案の全件届出を要請するとともに、警察への被害届等の事務手続きを簡素化し、万引された商品が容易に転売されないように古物商に対する規制を強化する等にある。ここには、このような刑事政策の改善に貢献された方々からのメッセージが収められている。

最後に、本節の始めに「万引対策の最前線で闘い続けている25名の方の熱いメッセージ」と書いた。この熱さはどこに起因するのだろうか。この点について触れておきたい。この熱さはたんに本論集に寄稿された方々が熱心に自分の職務に励んでいるということに由来するのではない。たんにそれだけなら、「正直は最善の策」(honest is best policy)をモットーとする啓蒙された功利主義者と何ら変わることはない。彼らは正直が最善の策でない状況では、直ちに虚偽、偽りを並べ始めるからである。

そうではなくて、ここに掲載したメッセージからは「商品を手軽に安く購入できる店づくり、万引など許さない店づくり」によって、安全・安心な街づくりに貢献したいという執筆者の熱い想いが読み取れるからである。25(巻末の河上前理事長のそれを加えて26)のメッセージを読みながら、私はそういう想いに駆られてこの巻頭言を書いたのである。

『万引き』が 死語となる時代へ

はじめに

『万引き』の語源は、商品を間引いて盗むことから、「間引き」が語源で撥音「ん」が入ったという。万引きの「万」は、当て字。「間」に「運」の意味もあるため、「間」と「運」が結合され、運を狙って引き抜くという意味で「まんびき」になったとする説や、万引きはタイミンクを見計らい盗むことから、タイミンクの「間」からといった説もある。江戸時代から使われている言葉で、どの説も正しく思

えるが、商品を間引いて盗む「間引き」の説が有力とされている。とあります。

江戸時代からの「万引き」という犯行手口が、IT社会の現在まで継続されています。まさに《石川や浜の真砂は尽くるとも世に盗人の種は尽きまじ》という盗人標語のとおりです。

売場は、 万引犯との戦場

小売業界にとって万引防止対策は、最も難しく、最も重要な課題であり、日々の営業活動の中において極めて大きな労力消費



執筆：山崎 真久さん
(やまざき まさひさ)

株式会社さえきセルバホールディングス
管理本部総務人事部副部長

2013.4月に38年間勤務した警視庁を退職して、現在の職場に勤務しております。警視庁での最後の事件がオウム真理教特別手配被疑者3名の検挙事件でした。発生から17年間という歴史的事件の最終章に従事することができました。現在は、各店舗における万引き事件をはじめ事故処理等に充実した毎日です。

とリスクを伴う事案です。

多くの善良なお客様に紛れて暗躍する一握りの万引き犯のため閉店にまで追い込まれるお店さえあります。しかも今は、小中学生の『万引をしてはいけない。』という高い規範意識の反面、高齢者の万引が増加しているという社会秩序の根幹を揺るがす現実があります。

弊社でも各店舗において、万引防止対策として様々な対策を心掛け、労力を費やしているのですが、未だ万全な防止対策はありません。特に、犯意をもって来店する万引犯人の犯行を防止すること、検挙することとは、従業員にとって至難の業であり、検挙した後の事件処理にも極めて大きな労力

消費が求められます。

また最近では、万引犯のふりをして検挙され、誤認逮捕を理由に店舗から慰謝料をせしめる手口も発生しています。

まさに現場は、日々万引犯との戦いの戦場と言っても過言ではないと思います。

万引きをさせない 店づくり

その戦場において、弊社では『万引きを捕まえるより、万引きをさせない店づくり』を基本としています。

店内において価格確認もせずに商品を買物カゴに入れるお客様、肩から掛けた買物バッグが徐々に膨らんでいくお客様、腕に掛けた買物バッグに買物カゴから商品を移すお客様には、積極的に近づき様子を見て、「店内では、買物カゴをご利用ください。」「マイバッグは、たたんでお持ち下さい。」「何か御希望の商品がございますか?」「何かお探しますか?」、などと積極的に声掛けを繰り返して、買物バッグを確認しながら『私は、あなたの顔を覚えました。万引きの犯行を確認しましたよ。』とアイコンタクトで万引

きを断念させ、レジ精算に導くことができずばベストですが、そううまくはいきません。

お客様に近付いて積極的に声を掛けるとスツと聞えない素振りや、その場から立ち去るお客様、ビクツ驚いて急にそわそわと立去るお客様などは、要注意のお客様です。

お声掛けは、お客様のお買物の手助けに徹してすれば、善良なおお客様であれば、会話のキャッチボールが生まれれると思います。

しかし、その場から足早に立ち去るお客様には、それ以上深追いすることなく、連携して出口を固めて『あなたの万引は、確認しています。きちんとレジを通ってください。』と

万引きを断念させ、レジ精算へ導くことができればいいのですが、ベストではありません。それは、レジを通ったとしても万引き商品の一部しか精算しない万引き犯がいるからです。弊社の店舗でも買物バッグ一杯の商品を万引きした後、もやし1パックのみをレジ精算して、素知らぬ顔で退店する女性の万引犯もいました。

店内で積極的に買物カゴを提供する方法、店内の複数個所に買物カゴを置く方法、通路を広くして、死角を作らない方法なども有効な対策です。また、万引きされやすい商品を従業員の目の届く範囲に陳列

するなど万引きできない工夫をすることも重要な防止対策です。

マイバッグの エチケット運動拡大へ

省資源対策として実施されている買物マイバッグが、万引きの道具となっている現実があります。マイバッグの肩掛けスタイルは、万引き準備スタイルです。

【マイバッグを合言葉として広く国民全体に普及させたいものです。しかし「店内では、マイバッグをたたんでお持ちください。」とのお願いに「私を万引き扱いした。」とのクレーム対応にも大変苦勞を伴うのが現状です。先人の教えに『李下に冠を正さず、瓜田に履を入れず。』という言葉があります。この戒めはどこに行ってしまったのでしょうか。』

デカ長店長の攻防記録

弊社には、そのような戦場で活躍する刑

事顔負けの店長がいます。この店長はいつからかデカ長と呼ばれています。デカ長は、昨年中13件、毎月1件以上を検挙し、本年もそのペースは守られています。そのデカ長店長と万引犯との攻防をご紹介します。

6月17日 20:05ころ

通勤帰りのお客様が来店されている時間帯でした。惣菜コーナーでは、値下げ割引シールが張られています。

店長は、そのお客様の中にリュックサックを背負った40歳くらいの男性に目が留まりました。その男の背負ったリュックサックのジッパーが半開き状態で男の左手にはサンドイッチとジュースが握られています。男は、商品を選ぶ様子で店内を廻りながら、ふと、通路から出て来た時には、左手に握っていたものが消え、ヨーグルトが右手に握られています。『商品はどうしたのだろう?』店長は、急ぎ事務室の防犯ビデオを確認しましたが確認できません。今、男は左手にバナナを持っています。右手のヨーグルトは消えています。男は、バナナを持って店内を見渡しながら出口方向へと後ろ向きで後退しています。『やられ

る!』店長は、反射的に事務所を飛び出しました。

しかし、すでに店内のどこにも男の姿はありませんでした。

映像を確認すると、肩越しにリュックサック内に商品を入れ、出口から小走りに逃走する映像があり、後ろ向き歩行は、自分を追尾している従業員の有無を確認するための動作でした。『やられた!』……

6月23日 19:50

やられてから6日目、店長は、事務室の防犯カメラ映像を確認中にあの男が来店しました。服装は変わっていますが、リュックサックを背負ったあの男です。

カメラ映像の中で男の行動を追跡すると手に取った商品を肩越しにリュックサックの中に落とし込む動作が確認できました。

『万引き現行犯!』店長は、『今、店内に踏み込み男を確認すると感づかれる。しかし、私の店で万引きは許さない。』それならば、とっさに店長は、従業員通路を出て店外から店舗出入口へ先回りし、店の外で男を待ちました。男は、先日と同様に後ろ向きで店内を確認しながら後退して来ます。しかし今日は、男が出口から出てきた

ところに店長が待っていました。『同じ手は、2度目は通じない。ご苦労さん!』……男は、店長の姿を認め愕然として「お客様、リュックサックの中を見せてください。」との店長の一言で事務室への同行に応じました。

万引き犯人に告ぐ

現在、万引防止の万全な対策はありませんが、2代目、3代目のデカ長店長を養成することも有効な方策でしょう。しかしながら、日々、ITが進歩する中において、将来、万引きが不可能となる時代が到来すれば、「万引き」という言葉も死語になると思います。スイカカードで「キセル乗車」が死語となったように、そのような日が1日も早く到来することを、心から念願するとともに、そんな日が来るまで、日々万引き犯と戦場で闘い続けている店長はじめ多くの従業員達がいることを忘れないでください。

万引き犯人に告ぐ

万引きしたものを食べておいしいですか?'

大量窃盗団を追い続けて

はじめに

私が、大学を昭和58年卒業し就職したのは、ホームセンターでした。入社してから売場を任されたのは工具売場でした。工具売場は、一品単価が高くかつ小さな物が多い売場で、万引きロスの一番多い売場でした。それでも、まだ個人の方が使用するために万引きしており、高額な工具の返金詐欺みたいなものがあったものの、換金目的の大量窃盗のようなものではありませんでした。平成10年に転職し、ドラッグストアに入

社しました。4年間店舗で店長として勤務し、化粧品や医薬品などの商品が、棚の上のすべて盗まれるようなことが度々ありました。

平成14年に本社に人事異動となり、現在の仕事をするようになりました。店舗から窃盗報告が、本社に届き、最初は保管しているだけでしたが、その分析と統計をとるようになり、唖然としてしまいました。社長も結果をみて、同様な気持ちになり、正確な情報を店舗よりすべて報告させるようにしようということになりました。

まず、最初に改革したのは、報告書に画像を残すことにしたことです。高いお金をかけて防犯カメラを設置してもほとんど活

用されていないのが現状でした。全店で画像を動画で残せるように改善し、窃盗犯の顔を携帯電話のカメラで撮影し、報告書に添付し、時系列で保存をしていくように改善しました。それを改善したことにより、同じ窃盗団が繰り返し、店舗に現れていることが判明しました。

ふたりの熱心な警察官との出会い

運命を変える熱心な二人の警察官との出会いがありました。一人は、埼玉県の新座警察署の刑事課長でした。当社は、新座市

執筆：高野 芳男さん
(たかの よしお)

株式会社ウエルパーク
総務部長
日本チェーンドラッグストア協会
防犯・有事委員

に5店舗あり、窃盗事件の多い地域でもあり、また新座警察署管内においても窃盗事件が多発していました。その刑事課長は、ドラッグストアの店長を集めて、お互いに連絡をとるようにはできないかと要請しました。そこで、私が、イニシアティブをとり、地域の連絡網を作り、企業間を超えて連絡をとるようにしました。

そんな中で、ある店舗に繰り返し現れている窃盗団が来て、買物かごに盗ろうとした商品を集めたものを放置し、逃げていく事件がありました。未遂のため、他の警察では事件化がむずかしいなか、新座警察署では事件として扱ってくれて指紋を採取しました。その指紋採取の結果、前科者がいることがわかり、後に「ベトナム航空の副機長が運び役」という全国的な窃盗事件につながりました。

その後、買物かごに盗ろうとする商品を集めて、その買物かごごと、店頭を持ち出し、店頭の商品を見ているふりをし、そのまま走って逃げる手口が増えてきた。

その中で、もう一人の熱心な警察官との出会いがありました。それは、川崎市多摩警察署の刑事課の窃盗犯の係長でした。その係長は、神奈川県で発生した事件なら

ば、できるだけ力を貸してくれると力強いお言葉をかけてくれました。犯人が、盗るのを失敗して置いていった商品を指紋採取して頂き、防犯カメラの画像と指紋をとった前科者との照合により、窃盗団の全容が解明されることになりました。

それは、立川市内に主犯格の男がいて、ネットの裏掲示板でアルバイトを募集し、その募集したアルバイトが、レンタカーで店に行つて、命令させた商品を集めて、夜に主犯格の男に渡していました。主犯格の男が、集めた商品を神田の買取先に定期的に売却行っていることが判明しました。この事件は、商品を盗んでいた犯人から、命令していた男、買取先まですべて逮捕されました。

大量窃盗犯との戦いは まだまだ続く

埼玉県警本部の生活安全課の係長との出会いがあり、また一歩前進することになりました。埼玉県として大量窃盗等の発生防止のため、各企業を訪問しているということで当社に訪問されました。その後、埼玉

県の防犯会議にも参加させて頂くようになり、国際捜査課の課長との出会いがありました。国際捜査課に当社で発生した窃盗団の事件を画像とともに時系列で報告しました。また、当社では店舗に窃盗団を認識させるためにグループに名前をつけて、社内管理をすることも始めました。そうすることにより、店舗から連絡がたあつた時に、どのグループであるかがすぐにわかるようになりました。さらに某企業と事件の時系列と画像を共有し、同じ窃盗団が現れていることも容易にわかるようになりました。埼玉県警とも窃盗グループに名前をつけたことにより、情報共有がしやすくなりました。その後、埼玉県警にて何回も大量窃盗犯を逮捕して頂くことになりました。

ここではつきり言えることは、店舗で発生した窃盗事件を警察に届出をだしても、同じ警察署の管内で同じグループが繰り返し犯行しない限り、都道府県をまたがって犯行を行っているのです。捜査が進まないことです。まして同じ窃盗団が現れていても、企業間で連絡を取らない限り、大量窃盗の抑止につながりません。いまだに自社の情報を外部に出さない企業が多い。それは、自社の情報を出さないのと自社の情報が管理

されていないため、出せない場合があると思います。店舗の大量窃盗事件を時系列で管理し、しかも窃盗団の画像なども管理されている企業はまだ少ない。そのような中で、企業間の情報をまとめて、警察に捜査依頼をしてきたのは、ウエルパークです。

過去には、新しい防犯機器をお取引先の協力で実験もしました。ICタグを利用した防犯機器で、陳列棚よりICタグを取付けた商品が、決められた数量以上に手に取られた時点で、時計型警報機に通報がくるしくみでした。また、防犯カメラで撮影した陳列棚の商品が、決められた数量以上に手に取られた時に、同じように時計型警報機に通報がくるしくみの防犯機器でした。

ICタグ型の防犯機器の実験中に、大量窃盗団が現れ、警察に通報し逮捕することができました。しかし逮捕はできたものの、窃盗団は異変を察知し、バッグの中に入れた商品をもどして、店外に出たため、窃盗による逮捕でなく、不法滞在という罪で逮捕され、すぐに国外退去となりました。このような最新のICタグによる防犯機器も、防犯カメラによる防犯機器も、陳列商品が陳列変更になった時に、自店において変更が容易にできないため、導入は見送る

ことにしました。その実験で、すぐれた防犯機器を導入しても運用するのは人なことで、自社の防犯体制をしっかりと構築することが大切であることを学びました。当社においては、95%は、防犯カメラで窃盗団を特定し、警察に捜査依頼をする際にいかしています。

一方で、高額な防犯機器を導入しなくてもお客様に目を見て挨拶をすることで、防衛ができます。ただ、ドラッグストアの従業員は、客待ち体制で売場に立っている時間が少なく、商品の補充をしながら、本社からの指示事項をしながら売場にいる状況がほとんどです。いらっしやいませの挨拶の声は、出していないながらも顔を見て挨拶する機会は少ないのが実情です。窃盗団の一番多く現れる曜日と時間を特定し、その時間だけでも化粧品、医薬品売場に立ち、目を見て挨拶をするようにしていけば、大量窃盗の防止につながるができるはずはです。

日本チェーンドラッグストア 協会の連絡網を成功へ

日本チェーンドラッグストア協会では、

昨年より、首都圏の企業間で、大量窃盗の通報の相互利用を始めました。初めは、ファックスやメールで連絡をしていたので、通報後情報が届くまでにタイムラグがありました。現在は通報後瞬時に情報が伝達されるように進歩しています。ただ、店舗からそれぞれの企業の防犯担当者に情報が届くのには、タイムラグがまだあります。店において、自社の店舗間の連絡、警察への通報、本社への通報と窃盗が発生してから、店でやる作業が多いのも問題があります。特に、警察に被害届の提出にまだ時間をかなり要するため、その時間短縮を求めたい。

今後、日本チェーンドラッグストア協会の大量窃盗の通報に参加している企業の店舗をすべて協会の連絡網に登録をし、発生した時点で店舗より協会の通報システムを利用し、通報を行えば、店舗間の連絡、本社への連絡などは省くことができます。

私は、協会の実施している連絡網を成功させることに全力を注いでいきたい。

大量窃盗被害に対する 対応について

これまで、3年余の期間、万引き対策特に大量窃盗グループの
集団窃盗対策に店舗とともにかわかってまいりましたが、
対応してきた事例を紹介させていただきます。

1 ドラッグストアの 窃盗(万引き)被害の現状

私どもドラッグストアでの万引き被害の
現状は、少年、高齢者による万引き被害は
あるものの、近時、これに比して東南アジ
ア系不良外国人グループによる大量窃盗被
害が年々増加し、これら大量窃盗グルー
プによる被害に苦慮しているところである。

2 大量窃盗グループの現状

これら大量窃盗グループの犯行は、単に
「万引き」ではなく、被害金額も大きく、
組織化、集団化し犯行を繰り返す組織的な
まさに「集団窃盗団」である。
過去の被害状況や検挙された連絡等か
ら、窃盗グループは2〜4名で構成され、
「運び出し役」、「見張り役」、「実行役」と役
割分担を決め、「買取屋」に指示された商品
を狙って、連続して、長期に亘って犯行を
繰り返していたが、最近では、新しいグルー
プが次々と出没し、直ぐに消えてはまた新
たなグループが出てくる状況で、男性、女
性による単独犯行も目立ち始めています。
これまでの窃盗グループは、「買取屋」の傘
下のもとで化粧品を狙うグループは化粧

3 大量窃盗グループ対策

当初、被害店舗からの被害報告(弊社の

品、また、医薬品を狙うグループは医薬品を
継続して狙っていたが、最近では、化粧品、健食、
医薬品等関係なく、処分先である「買取屋」
からの指示がメールであるのかスマホを見な
から商品を見比べたり、また、別な処分ルー
トとして盗んだ商品を外国人コミュニティー
で安価な値段で売っているとの情報もあり、
必ずしも「買取屋」の傘下に入らず盗品を処
分している窃盗グループの存在も伺えます。



執筆：岡田 茂生 さん
(おかだ しげお)

ウエルシア薬局株式会社
人事総務本部保安担当

2012年から万引き対策や店舗からの
諸々の相談対応等の業務に当たっており
ます。



不審者に注意を払い警戒している状況

場合、被害一万円以上は報告を求めている。の多いこと、更に、防犯カメラの映像を確認していくうちに、同一犯人グループによる犯行が多く、数グループが出没していることが徐々に明らかになってきた。

そこで、警察に通報して検挙してもらったことよりも大量窃盗グループによる万引き防止策を早期に講ずることを優先し、窃盗目的の者は、あらゆる手段を講じていることから、窃盗被害防止のため店舗としてどのような対策が効果的かを検討した。

過去に大量窃盗で検挙されたグループの「万引きしやすい店舗」についての生の声として
○店員が少ない。
○客に対してリアクションがなく、または「いらっしゃいませ。」を言う際に客を見ない。

○対象商品の高額化粧品、医薬品が置いてある。

○対象商品の棚が、レジやバックヤード方向から見づらい位置にある。

○店内の通路・棚の配置が複雑で死角が多い。

○防犯カメラが少ない。
等の特徴が挙げられ、いかに「人の眼」が重要であり、「見られている」ことが犯人にとっては大きな障害であることを再確認するとともに、全てのお客様に対して眼を見て挨拶をすることが基本で、犯人に対しても警戒心を与え、より大きな防犯対策となるが、これがなかなか実践されていないのが現状であった。

そこで、まず、店長以下スタッフの防犯意識を高めることとし、順次できることから対策を進めた。

(1) 最重要課題として店長以下スタッフの意識付け

防犯意識を高めることの一番は、スタッフが常にお客様に関心を持つことであり、結果として、それが売上げアップにつながり、ひいては万引き防止につながることを意識させることが重要で、具体的には「またやられた。」と言う感覚ではなく、「なぜ防げなかったのか。」という意識を持つ

とともに、お客様への声かけ、巡回等が十分になされていたか、更には防犯カメラで犯人の特定できたのか、犯人の動きはどうだったのか検証し、店内の死角を巡回時に確認し、指導、また、防犯カメラから撮った犯人映像、特徴、被害品等のデータの提供等により、店長等に対する意識付けのひとつとして行ってきた。

(2) 防犯カメラの入れ替え

当初、防犯カメラは全店舗に設置されていたが、映像の画質が悪く、また、レコーダーの劣化、寿命等で映像の判別がしにくく大量窃盗の抑止にならなかったため、徐々にデジタル式に入れ替え、更に、本部でも映像がリアルタイムに見られるよう各店舗の防犯カメラと接続し、犯人映像を速やかに確認し、各店舗へ迅速に犯人映像を発信することで、防犯意識を高めている。

(3) 防犯ゲート対策

これまでの集団窃盗グループは、バッグ内に電磁波遮断用のアルミの板を入れたり、電磁シールドで袋を作る等、防犯ゲート対策をして追跡を逃れていた。最近では、対策を講じず防犯タグを店内で剥ぎ取ったり、バッグを防犯ゲートの上に持ち上げたり、紙袋、着衣に単に隠してゲート

が発報したら駆け足で逃げる者もいることから、にわか窃盗グループの存在も伺え、スタッフには防犯ゲートのチェック、防犯タグの解除漏れ防止、発報時の速やかな対応を注意喚起し、共通認識としている。

(4) 連絡体制（連絡網での情報発信）

大量窃盗グループから被害を未然に防止するためには、入店時に如何に早く不審者としてチェックできるかにかかっており、挨拶、声かけ、店内での動きの確認等スタッフ全員の共通認識での行動が重要であり、捕まえたり追跡したりすることは難しく、追い出し、被害を未然に防げれば十分で、被害拡大防止のため、この状況を素早く情報として近隣店舗に流して警戒させる必要があり、常に店長、スタッフの連携が重要で、現在、大量窃盗グループによる被害（未遂を含め）を確認した時点で、近隣店舗（エリア内）及び同一営業部内に連絡網で情報発信して被害拡大の防止を図っている。

(5) 窃盗グループの映像の共有

店舗からの被害報告に基づき、防犯カメラ

映像から犯人グループを特定し、映像を抽出して警戒エリア各店舗に送信して、事務所、バックヤード出入口裏側に貼付し、スタッフ全員での情報共有し、警戒に当たっている。

これは、防犯カメラのデジタル化により、より鮮明な画像が確保され、店舗側も映像が見やすい状態で送られてくることから、より意識が高められている。

(6) 被害時の店舗での防犯カメラ映像の確認

集団窃盗グループによる被害と認められる場合、店舗で防犯カメラから犯人像を割り出すことを指導。

「被害場所を映し出す防犯カメラがないので犯人が特定できない。」等の報告があるが、被害の存在は事実であり、出入口や他のカメラから不審人物、不審行動をとっている人物がいたかどうか等確認させ、ただ漫然と被害報告するのではなく、犯人グループの行動を映像で確認、何処が死角で、何処でバックへ移し替えていたか等検証し、事後の防止策に役立たせている。

(7) 警察との連携

地元警察本部担当者と連絡を密にして、県内の万引き被害発生状況や大量窃盗グループの動向等を定期的に発してもらい、県内各店舗に情報発信し、また、大量窃盗



死角で商品をバッグに入れ替えている状況

4

最後に

グループに関しての情報提供、映像も求めに応じ提供する等、大量窃盗グループの検挙、厳罰化に向けた連携を図っている。

防犯意識を高めること、お客様が気持ちよくお買物ができることを重要課題とし、基本にかえりスタッフがお客様に関心を持ち、挨拶を徹底することで、結果として売上げアップ、防犯対策にもつながることをスタッフに認識させた。

当初、三年半前と比較し、店舗数は二倍以上に組織も拡大したが、窃盗被害についてはほぼ横ばいで、未遂（追出し）も多くなったことは、徐々に防犯に対する意識が浸透した結果と見ている。

書店と万引き

2015年2月、丸善書店とジュンク堂書店は正式に合併し、社名も株式会社丸善ジュンク堂書店となり、大型総合書籍店、コミック専門店、文具専門店等、全国約100店舗を数える書店グループとなりました。

弊社のコンセプトは、リアル書店の醍醐味である、実際に本を手にとって内容を確かめて読むよう、あらゆるジャンルの書籍を幅広く取り揃え、じっくり心行くまで本を選べる店舗作りです。

その為、出来る限り棚をたくさん配置し、書棚を高くして在庫量が増えるように売場を作ります。そうすると、見通しがきかなくなり、死角も出来やすくなりますの

で、店の従業員を適所に配置するだけではなく、私服保安員が店内を巡回し、また監視カメラやセキュリティゲートを設置します。現在、自社採用保安員と警備会社の私服警備員合わせて100名以上を配備し、店内を安全に安心してご利用戴けるように努めております。

私が、千日前店（旧難波店）に勤務しておりました当時、文芸書の売場の一角に、朗読カセットブックのコーナーがありました。今はCDやSDカードに取って変わりましたが、ある日そのカセットブックを並べている棚が大きく空いており、文芸担当者「まとめ買いでもあった？ それとも



執筆：難波 克行さん
(なんば かつゆき)

株式会社丸善ジュンク堂書店
店舗管理部 保安管理部 関西店舗統括部
部長

兵庫県出身。
昭和54年 株式会社ジュンク堂書店入社。
神戸北町店～鹿児島店～千日前店(旧難波店)
～三宮店各店長を経て、平成27年より現職。

セットの入替中？」と聞きますと、「売れたいと思います。」「一本2500円以上する物がまとめて売れて良かったね」、と言

い、その場を離れました。
が、翌日見るとまた更に在庫が減っていたので、急ぎ販売データを調査する様に表示すると、販売履歴はなく、盗られたのでは？ 早速監視カメラの映像を確認すると、二人の若者が大きなバックに商品をど

んどん入れている映像がありました。
保安員が警戒体制を取って、ほどなく現行犯逮捕となりました。過去の犯行を警官が問い詰めると、近くの中古CDショップに売ったと自供があり、私からその店に電話で事情を説明して、古物台帳を調べさせ

て欲しいと頼んでから、店舗を訪問しました。台帳を見ると、その二人の名前で数多くの買取り履歴が見付かったので、該当テープの保管を依頼すると、段ボール3箱にもなりました。

幸い犯人の保護者が、買い取り時に受けた金額全額をCD店に支払うという事で、ほぼ全品の返却を受けることが出来ました。被害総額は百万円をゆうに超えておりました。

多額の万引き被害に遭つても、頑張れば回収出来るという経験をして、その後は、他の店舗でも被害があれば相談に乗るようになりました。

保安員と協力しながら、予防や被害回復等の保安業務も兼務するようになり、現在に至っております。

書店と万引きは、切つても切れない縁？書店店頭に立っていた三十年程の間、毎年とまではいきませんが、私自身、数年に一度は万引き犯を追跡しています。

現役店長の中には、犯人追跡中に階段で転倒して骨折した者も複数います。犯人も死に物狂いで逃げますので、色んな事が起こります。

過去の報告では、ビルの最上階で取調べ中、隙を見て逃走し、ビルの屋上から隣のビルとの隙間をスパイダーマンさながらすべり降りようとして落下、全治3か月の大ケガをした者も出たり、犯人に逃走されてしまい、諦めつつ交番に被害を届け出た数時間後、歩道で倒れているのが発見されたが、心肺停止ですでに亡くなっていた事もありました。

犯人が向かって来る事はめつたにありませんが、それでも、もみ合つて怪我を負う危険性もありますので、自分の身の安全を最優先に考え、相手が複数の場合は、保安員から店従業員に連絡して、複数人での対応を心掛けます。

「窮鼠猫を噛む」、不意な反撃も想定しながら、相手の挙動に注意を払い、受傷事故に配慮して万引き犯に対応する事が大事です。

そして、万引き犯とは言え、個人情報保護と人権に配慮し、特に女性子供の場合には、恐怖心や過度の精神的負担を与えない様に注意する必要があります。

ハイリスク・ローリターン

盗んだ本を売り捌いて、現金化する犯罪は生活費欲しさ故、繰り返されることが多く、早く捕まえないと被害はどんどん膨れ上がってしまいます。

高額の専門書は定価の5%程でしか買取らない古書店が多いのですが、とにかく定価の高いものばかりを狙われ、何十万円もする書籍が被害に遭う事もあります。大型本だと目立ち易く、一度に盗る量が増えたりすると、捕まる確率も上がりますから、いずれは捕まります。有罪となり実刑が下されると、仕事に就けず、職を失う事になります。まして定職のない人に前科が付けば、それこそ余計に仕事は見つかりません。

古書店チェーンの多くは、売りに来た人に身分証の提示を求め、身元が明らかになります。また新刊書店同様、買い取りカウンターには監視カメラがあり、誰が売りに来たかも簡単に調べられます。

それなのに、どうして盗んだものを売り

捌こうとするのか？ そこまでして、手にする金額と言えば数千円が良いところ、一生を棒に振るほどのリスクを負っているとはまったく判っていない行動と言えます。

最近、盗品をインターネットオークションに出品する者まで現れています。

同業ばかりでなく、他業者とも連携を取って、盗られない店作り、盗品は高いし、ないシステムを作っていないければ、根本的な解決にはなりません。

最近、スマホを使った盗撮事件が増えており、見つけ次第現行犯逮捕して、警察に通報しています。それも合わせると、全国から毎月80〜100件の被害報告及び相談が私の元に入ります。

やっこの思いで常習犯を捕まえて、警察に取調べをお願いしているのに、駆けつける警官の中には、嚴重注意や始末書で済ませたくて、「万引きくらいで被害届出さなくても・・・」と、身柄拘束すらしない人がいます。警察官の人数も限りがあるのは判りますし、被害届を作成するのに手間暇掛かるのも理解しておりますが、常習犯をすぐ釈放して、また近隣店舗が同一犯に被害に遭ってしまう事もありました。

「どうして店長が被害届を出すと云ったのに受けてくれなかったのか。その為に、他の店舗でまた被害に遭ってしまったじゃないか」と本署の刑事課に抗議しても、「地域課でやっている事です。こちらでは把握していない」と回答してくるので、調べてから回答をして欲しいと再度要求すると

「地域課の者は、店長が被害届を出さない事を了解したと言っています」。再度、店長に確かめました。「刑務所を出たり入ったりしている常習犯なので、被害届を出しますと2回言ったけれど、こんな奴を刑務所に送ってもタダで飯を食わせるだけ、税金の無駄使い、二度と出入りせんように、こっちで絞るとききますので、と受けて貰えなかった」と言われていました。

本部として、店長及び保安員の指導は必要不可欠ですが、警察当局の協力は絶対条件です。

「万引きは、れっきとした犯罪である。させない、見逃さない、許さない」

毅然とした姿勢で臨まねばなりません。

店内に設置する防犯機材も日々性能が向上し、容疑者を特定して、いち早く警戒態

勢を取る事も出来るようになりました。

あらかじめ登録しておいた不審者画像を元に、再来店すると瞬時に、スマホが発報して知らせが入る顔認証システム。弊社では、これをほぼ全店舗に導入する事によ、万引きを未然に防ぐ体制が整ってきました。

『書店で万引きをしても、すぐに捕まってしまう』と言う事が、広く世間に知れ渡り、万引きをしようと考える人がいなくなれば、保安員の人件費も削減出来、店長が被害届を出す際に費やす時間と労力も掛からなくなりません。

それを、本を売るための費用やサービスに廻すことで、書店の経営も楽になり、書店数が減って地域読者が不便になったりすることもなくなるでしょう。

今後も、より一層保安業務に努めて参ります。

万引きの 損害賠償請求が 必要な理由

(1) 万引き防止の取組み

弊社では、万引き犯（以下、窃盗犯）捕
捉にあたっては、捕捉後はすべて110番
通報し、警察には全件被害届を提出してい
ます。

また、通常「万引きは商品を精算せずに
店を出たときに成立する」と思われていま
すが、弊社では、窃盗犯の対応として、ポ
スターで5つの事例をあげて窃盗犯を店内
でも捕捉する警告をしています。

①精算前の商品をカバン・手提げなどに入

れた場合

②精算前の商品を衣服に入れた場合

③精算前の商品を隠し持ち防犯ゲートを発

報させた場合

④精算前の商品を店舗外

に持ち出した場合

⑤商品の包装を破損、防

犯保護装置を取り外

し、損壊した場合

と、かなり具体的に万引

きの犯行の手口を明示し

ています。

また、「警察に通報し

厳正に対処します。」

「被害弁償その他の対処



執筆：中村 康德 さん
(なかむら やすのり)

株式会社三洋堂書店 店舗運営部長

1982年三洋堂書店入社、2008年8月店舗運営部
部次長兼滋賀B.Ldr、2009年4月店舗運営部次
長兼愛知A.Mgr、2010年5月店舗運営部口ス対
策Mgr兼教育トレーナー、2011年4月店舗運
営部BVS改装グループMgr・教育トレーナー、
2011年12月執行役員店舗運営部長、2013年1
月執行役員業態開発部部長、2013年6月書籍
雑誌部長、2014年6月エドゥケーター、2015
年6月執行役員店舗運営部長

のかかった人件費なども請求させて頂きま
す」と明記することで、万引きの抑止効果
を高めています。

万引きは店内でも 捕捉します!!

Those who have committed one of the following acts are
to be caught and reported/handed to the police:

万引きは、刑法第235条により、
10年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金を科せられます。

当店では、以下のような場合で犯罪行為に該当するときは、店員、保安警備員が
声をかけるほか、刑事訴訟法に基づき捕捉した上で、警察に通報し厳正に対処致します。

①ご精算前の商品をカバン、手提げ袋などに入れた場合

②ご精算前の商品を衣服などに入れた場合

③ご精算前の商品を隠し持ち、
防犯ゲートを発報させた場合

④ご精算前の商品を店舗の
外に持ち出した場合

⑤商品の包装を破損、
防犯保護装置(タグ)等を
取り外し、損壊した場合

被害弁償その他の対処にかかった人件費なども請求させていただきます。

三洋堂書店は、万引犯罪撲滅という
社会運動に積極的に参加しています。

三洋堂書店
株式会社三洋堂書店
全国万引犯罪防止機構
一級 万引監視員

損害賠償請求を謳った万引き防止ポスター

(2) なぜ 損害賠償請求するのか

弊社では、2005年より「損害賠償請求」を続けています。万引きをしても「捕まったら商品を返せばいいだろう」「お金を払えば許してもらえらるだろう」といった窃盗犯の安易な考えを打ち砕き、厳正に対処することが、万引き抑止につながるかと考えるからです。

窃盗犯を捕捉すると、対応に多くの時間が奪われ、同時に人件費の損害が発生します。数百円の商品被盗んだ犯人を捕捉することによって半日潰れてしまうなら、損害額を天秤にかけ、つい犯人を見逃してしまいたくなるかもしれませんが、そうした対応が窃盗犯をつけ上がらせる結果にもなってしまふのです。

例えば数千円でも掛かった費用を請求することが、「自分の犯した過ちの重大さ」を再認識させることにつながるのではないのでしょうか。

(3) 損害賠償の手順

弊社では、店長らが万引き犯を恐喝していると誤解されることのないよう、損害賠償請求は、被害にあった店舗ではなく、本部(総務担当部署)から送付するようにしています。

<p>2011年4月1日</p> <p>●●●●様</p> <p>●●●●年●●月●●日午後 9時10分頃、三洋堂書店 ●●●●店において発生した●●●●氏に関する盗難事件により、弊社が被った下記損害額を賠償いただきたく、別紙のとおりご請求致します。本書到着後、1週間以内にお支払いいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、請求金額の内訳は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害商品額: 0円(税込) ・什器等の破損金額: 0円(税込) ・本事件による従業員等拘束時間分の人件費: ●●●●円 (拘束時間:社員●●名●●●●分、警備員●●名●●●●分) ・その他: 0円(税込) <p>となっております。</p> <p>名古屋市瑞穂区新開町18番22号 株式会社三洋堂書店 総務課</p>	<p>請求書</p> <p>2011年4月1日</p> <p>●●●●様</p> <p>請求金額 ¥●●●●-</p> <p>払込先: ●●●●銀行、名古屋●●支店、普通預金、口座番号:000000 口座名:株式会社三洋堂書店</p> <p>なお、ご不明な点等ございましたら、総務課、担当:●●●● (tel:000-000-0000)まで、ご連絡下さい。</p> <p>名古屋市瑞穂区新開町18番22号 株式会社三洋堂書店 総務課</p>
--	--

損害賠償請求書

損害賠償請求の作業の流れは次の通りです。

- ①窃盗犯捕捉後、捕捉した店員が「盗難・器物損壊事案報告書」を記入する。
- ②店長の上長を経

- ③本部で損害金額が確定したら「実費請求一覧」を作成する。
- ④「損害賠償請求書」を作成し、窃盗犯(未成年は親権者)に送付する。
- ⑤入金がない場合は、2週間後に再度請求書を作成して送付する。
- ⑥それでも入金がない場合は、1週間後に再度請求書を送付する。
- ⑦それでも入金がない場合は、内容証明郵便を送付する。

(ご通知)

冠者 本年五月十日、当社●●●●店において発生した●●●●氏に係る盗難事件により、当社が被った左記の損害額を速やかに支払っていただきますよう請求いたします。

損害額、本事件による従業員等の拘束時間分の人件費 ●●●●円

つきましては本書到着後、二週間以内に左記の口座へ振り込んでお支払い下さい。

●●●●銀行、名古屋●●支店
普通預金、口座番号00000000
株式会社三洋堂書店

万一、右期間内にお支払いしない場合は、法的措置をとることも検討いたしますので、ご承知おき下さい。

平成二十一年九月十九日
名古屋瑞穂区新開町一八番二二号
株式会社三洋堂書店 総務課
●●●●市●●町0000

損害賠償請求の最終手続き「内容証明郵便」

このように各種書類の作成や送付の負担は大きいですが、窃盗犯をつけ上がらない、やり逃げさせないために何度でも請求することで、入金率は最近5年間平均で86%を維持しています。(回収した賠償金は特定非営利法人全国万引犯罪防止機構に全額寄付しています。)

(4) 損害賠償請求に関する 犯人との交渉

窃盗犯を店舗で捕捉して警察に引き渡す前に「盗難・器物損壊事案報告書」で一切の損害について賠償を確約する旨を、窃盗犯本人に記入してもらいます。

この書類を正確に作成しないと「損害賠償」できません。通常、警察に引き渡す前に記入しますが、窃盗犯が黙秘するなど、埒が明かない場合があります。その場合は、警察官に対して、「民事上の損害賠償請求をしますので、記入に立ち会ってください」と依頼しています。そうすることで、窃盗犯はしぶしぶ記入しますので有効な手段です。損害賠償の請求額は、人件費(店員と保安警備員の拘束時間×時給単価)、什器・備品

などの破損金額、破損商品金額など、根拠を明確にして金額を算出します。相手側弁護士からの問い合わせにも対応できるように、計算根拠の記録は残しておく必要があります。犯人に損害賠償できる生活基盤がない場合、国選弁護士を通じて、賠償金を払えないといってくる場合があります。その場合は、弁護士にできるだけ損害金額に沿うよう支払いを要求します。

損害金が多い場合は、分割して毎月入金するように犯人と交渉する場合があります。また、弁護士から賠償金支払いに関して、裁判で量刑を軽くするため示談の要望が来る場合がありますが、決して要望に応じてはいけません。「入金されるならいいや」と納得せず、厳罰を申し出でて欲しいと思います。

以前、レンタル商品の大量万引きで、警察に引き渡し後に窃盗犯の詳しい情報を入手できなくなつた事がありました。自社の顧問弁護士を経由して名古屋地方検察庁まで出向き検事調書のコピーを入手して、窃盗犯の身元、犯行手

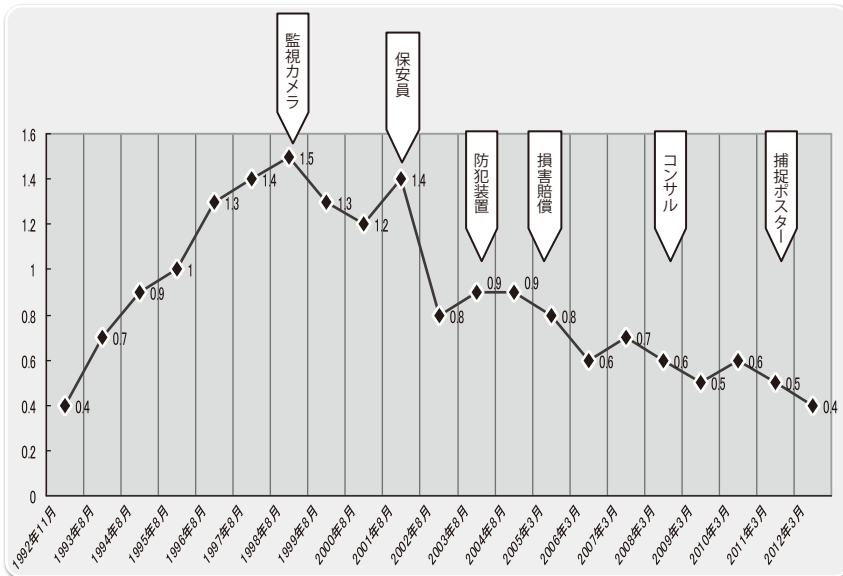
口、損害額など調べたこともありました。「面倒だから、この辺で手を打とう」ということでは窃盗犯に舐められますから、適切に対応できるように日常の訓練や、対応マニュアルは会社で整備しておくと思います。

B.M.g.r.社 盗難・器物損壊 事案報告書	
人事総務部 店舗運営部 B.M.g.r.	発生日時 20 年 月 日 曜日 午前/午後 時 分 捕獲者氏名 氏名
発生日時 20 年 月 日 曜日 午前/午後 時 分 捕獲者氏名 氏名	住所 店番号
対応社員・警備員の対応時間	氏名 性別 年齢 職 業
氏名	性別 年齢 職 業
上記の身元保証人氏名	電話番号 () - () - ()
住所	勤務先
勤務先	職業
学校名 () 職 位	盗難品名 円 × 点
器物損壊品名 円 × 点	計 円 × 点
自己申告書	本人署名
本人署名	身元保証人署名
最終保管部 人事総務 G	作成部署 店舗運営部 作成日 2015 年 5 月 15 日

B.M.g.r.社 盗難・器物損壊 事案報告書	
1. 発生状況記入欄(記入しきれない場合は営業書式集(D12)報告書に連署を付して使用する)	
2. 犯人を引渡し後の警察の対応(警察に追加対応してもらったことなどを記入)	
3. 警察連絡先	
被害届提出先警察署	受付部署
警察署電話番号	階級
担当官名	階級
被害届受理番号	事件受理番号(中)
学校電話番号2	学校先生 氏名
本部送付打付種類	USB DVD PCカード 他()
※1 被害届が受理されない時に事件受理番号を記入します。	
※2 窃盗または警察が学校に侵入した場合や盗難した場合はのみ記入します。	
※3 個人情報が含まれるため、FAX不可。G.B.ケースに入れて送付する	
最終保管部 人事総務 G	作成部署 店舗運営部 作成日 2015 年 5 月 15 日

「盗難・器物損壊事案報告書」損害賠償請求するための基礎情報を記入

防犯関連取り組み時期と不明ロス率の推移



(5) 損害賠償請求の成果

弊社では、様々な万引き対策を実施してきました。右のグラフは不明ロス率の推移ですが、様々な取り組みを実施する毎に少

ずつロス率が低下している事がわかります。

2005年に開始した損害賠償請求についてもロス率削減効果が明確に出来ました。

しかし、その効果は2年ほどで頭打ちになったため、防犯コンサルタンの指導のもと、従業員に対しての教育を実施しました。その指導効果により、再びロス率を低下させることができました。

高価な防犯機器を導入しても、それを運用する従業員の知識やスキルが低いと効果も限定的になります。

防犯対策の効果は、従業員の万引き対応の水準に比例しますので、ロス対策教育は重要な課題です。

(6) おわりに

当社社長 加藤和裕の「窃盗犯に泣き寝入りしない」という考えから始まった損害賠償請求ですが、今は少しずつ様々な業界で広がってきています。損害賠償請求をおこなう企業が増えてくれば、損害賠償請求が特別なことではなくなります。そして、請求する事が当たり前の「社会常識」になるこ

とで、万引きが重大な犯罪であるという「社会常識」が醸成されていくと考えています。

冒頭、当社の作成したポスターを紹介しましたが、同業の書店や他業界の防犯責任者の方々から活用させて欲しいという要望や、取組みに対する意見交換の機会も増えています。企業の垣根を越えて、万引き対策の活動を広げていくことで、窃盗犯を一人でも多く減らすことができると 생각합니다。

より多くの企業様が窃盗犯に対する損害賠償請求の取り組みをおこなうことは、増え続ける安易な万引に対して社会的な警鐘を鳴らすことになると思います。

最後に、ぜひ、(株)ウェリカジャパンの豊川奈帆様と当社社長 加藤和裕との共著『万引きさせないお店にする法』角川中経出版をお読み頂き、万引き対策に関わるすべての方々と万引き対策のノウハウを共有していきたいと思えます。



ユニクロでの 窃盗（ロス）対策の 取り組み

グローバル・リテイル・セフト・バロメーター誌（以下GRTB）の2013～2014年の最新の小売業におけるロス対策および商品管理に関する世界調査報告書によりますと、世界全体の小売業のロス率は1.29%、金額で約15兆円、アジア太平洋では1.28%、金額で約4兆円となっています。

日本でのロス率は0.97%であり、業種別ワーストは、世界全体で①ディスカウントストア②ドラッグストア③文具・事務用品アジア太平洋は①ディスカウントストア②アパレル専門店③文具／事務用品です。国別のロス率では、日本の0.97%は、全世界でワースト23位であり、全調査対象国24か

国中、低い方から2番目である。しかしながら業種別を見ると、日本はアジア太平洋に含まれておりアパレルが、業種別のワースト2位であることが非常に懸念される点です。GRTBのレポートを毎年参照させて頂いて数年経過していますが、当初より日本の小売業の平均ロス率は継続して1.0%前後を推移しており、大きな変動はないと感じています。

カジュアルアパレル ユニクロが創業して約30年経過しましたが、私がユニクロの商品管理やロス対策に関わり始めた1993年前後、100店舗足らずの店舗だった時は、弊社も小売業の平均ロス率同

様、1.0%を超えていたと記憶しており、当然、防犯ツールシステムもなく、アナログな人の手によるオペレーション管理が主であり、棚卸も手書きの棚卸帳票を2名1組で読み上げるなど、ヒューマンエラーが発生しやすい環境でした。

弊社は1993年頃より経営方針の中で、ローコスト経営、高効率経営を掲げ、課題解決の重要な案件として、改善に向けた専門チーム、ロス対策課を立ち上げました。

それまでの企業会計の定期事項としての棚卸作業から、ロスを極小化させる精度の高い棚卸へと、ロスに直結する日常の商品



執筆：佐藤 誠さん
(さとう まこと)

株式会社 ユニクロ
在庫コントロール部 数値精度チーム
リーダー

1956年／岡山県生まれ
1978年／地元私大卒業後、地元卸問屋に就職
1979～1991年／地元ローカルチェーン店3社
でアパレル部門のバイヤーを担当
1992年／ファーストリテイリングに入社
10か月の店長勤務後、本社にて継続してアロ
ケーション回りと商品管理を通算22年担当
し、現在に至る
2015年8月現在／業務担当範囲はUQグローバ
ル16か国（約1500店舗・36倉庫）のインベ
ントリーの精度向上とロス対策&防犯指導

管理の精度向上に取り組んでまいりました。

徹底したことは、あるべき商品管理、すなわち日常の店舗オペレーション（入出庫の完全管理・防犯体制）の精度向上、マニュアルやルールの再整備、教育の再徹底、店舗責任の明確化です。結果、約1年でロス率30%の改善を達成し、3年間で1993年以前に比べ50%改善することができました。また、弊社が急成長していた頃は、管理の精度も大幅に向上し、現在では日本の小売業平均のロス率の半分以上以下まで推移しています。

しかしながら、チェーン展開している小売業で認識されている地域特性によるロス率の高い地域において、悪い結果が続続する場合があります。これについては、店舗への現場サポート機能として、防犯設備の改善を店舗オペレーションの精度を確認した上で推進しております。

弊社は、2001年にロンドンに海外1号店を出店して以降、現在16の国と地域に約1500店舗を展開し、グローバルに商

売をしております。日本発のグローバル企業として成長することを目指し、ロス対策についても、日本で培った商品管理の原則、ロス対策をグローバルに展開しております。市場経済は、早くからボウダレスと成っており、ロス対策は個々の国の状況に応じて進め、防犯設備のない小売業の商売は、海外では存在しないのが常識と言っても過言ではない状況です。

ただこの日本においても、グローバル化が急速に進み、日本の主要都市への訪日外国人の増加とともに、都市部のユニクロ店舗をはじめ、窃盗犯罪の増加という問題に直面しております。

日本は安全で治安のよい平和な国、まじめに正しく商売をしていけば大きな問題は起きないと思われていました。商売はお客様第一が原則です。弊社はユニクロに来店されるお客様に対して、すべて性善説で接しております。

しかしながら、2年程前からは、お客様ではなく窃盗を目的に入店する外国人のグループが目立ち始めており、ユニクロの人気商品を大量に持ち去るといふ、巧妙で悪質きわまりない手口の事件が起こっております。

ます。昨秋に報道されましたベトナム航空のCAと副操縦士が、店頭で窃盗された商品と知りながら、ベトナムへユニクロ商品を運び、利益供与を受けていたという事件があり、警視庁に摘発されております。警察からの提供情報では、かれらが狙っているのは日本製の人気商品、とりわけ、化粧品とユニクロの商品をターゲットにしているとのことでした。



防犯ゲートを設置している売場

この日本の状況を踏まえ、弊社は以下の点を中心に取り組んでいます。

- ① 店舗経営で一番大切な、お客様・売場・商品を常に注視する。
(原則の再徹底)
- ② 来店客へのお声掛けを徹底し、不審者は早く判断し、即店内従業員に共有し、マークする。
- ③ 不審者対応は従業員複数名で行い、滞在が長い場合は、契約する警備会社に緊急応援を依頼する。
- ④ 不審者、挙動不審行動者が退店した場合、近隣店舗と上司に情報共有する。
- ⑤ 旅行用大型キャリーバッグを持って来店された方には、例外なくレジでのお預かりサービスをご案内する。(犯罪例にキャリーバッグ使用が実際に多いため)
- ⑥ 個店におけるロス率の高い商品には、もれなく防犯タグを設置する。
- ⑦ シーズン毎の人気商品の売場には、必ず担当者をつける、売場を離れる際は、必ず交代要員との入れ替わりとする。
- ⑧ 不審者が多数のグループ入店した場合は、契約警備会社と所轄警察署に応援要請する。
事前に緊急依頼できるように相談しておく。
- ⑨ 店舗従業員の入退店時の私物管理と社内販売の管理は、一切の例外なく社内ルール通り行う。
- ⑩ 万引き犯罪発生時は、例外なく所轄警察に連絡し、被害届を提出後、近隣店舗と本部担当部署に指定書式で報告する。
- ⑪ 万引き犯の摘発があった場合は、年齢・性別・国籍に関係なく、示談に応じず、警察への通報と被害届を出す。

以上は、私ども日本のユニクロが現在取り組んでいるロス対策のための防犯方法です。

大切なことは上記を実行することであり、それ以上に、これを実行するために一店舗一店舗への教育が最も重要、と考えております。

昨年末から全国の警察署、警視庁生活安全課の皆様、全国万引犯罪防止機構の皆様、にさまざまなご助言、ご指導、情報共有を賜り大変感謝しております。

弊社の現在の取り組み例が皆様の少なからずお役に立てれば幸いです。

機器性能の最大化を目指す 運用フォロー

EAS機器の 継続的な運用の重要性

「EASシステム導入時はガクッと万引きロスが減ったが、効果は一時的だった・・・」

このような言葉をたまに耳にすることがあります。お店にEASを導入するも、立てっぱなしになっていませんか。タグ付け基準がなく、タグ付けが散漫になっていませんか。ゲート発報時にきちんとしたお客様対応（お声掛け）はできていますか。

商品管理システムは、設置しただけでは

万引行為を完全に喰い止めることはできません。設置後に機器を常に正常に作動させることや、機器（ハード面）の導入のみならず、その運用を重視したソフト面の対策も極めて重要です。

□ 朝晩ゲートを鳴らしてシステムのチェックを行なう

□ 特定マニュアルを使用した従業員様教育の実施や万引きロスの推移確認

□ タグ付け商品の基準の選定や継続的な見直し

などの運用面を含めた総合的な万引き防止環境の構築をお店で実施することにより、はじめて継続的な万引きロス低減に繋がります。



執筆：北川 幸奈さん
(きたがわ ゆきな)

高千穂交易株式会社 セキュリティ事業部
カスタマサポート MSR担当

2013年4月高千穂交易(株)入社

運用面にしっかりと目を向け、本部様を含め、社員様・従業員様が一体となってロス削減に取り組んでいかなければ、継続的なロス削減効果は得られないのです。

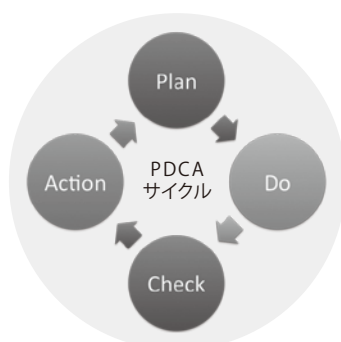
MSR (Management Support Representative) の役割

そちらのお手伝いをさせていただいているのが、私たちMSRになります。

MSRでは正しい運用定着のサポートを行っており、低いロス率を継続させるためのノウハウを持っています。PDCAサイクルという観点から「不明ロスの削減」利

益の改善」のお手伝いをさせていただいています。

具体的には、棚卸し後の不明ロス・部門別ロス・EAS発報データ分析を行い、具体的な行動計画に落とし込みます。それをベースに店舗様に最適な改善提案を行なったのち、対策の実行、進捗確認、本部様への報告、再計画という一連のサイクルで実施しています。例えば、過去データを分析



すると、ある特定の部門のロスが高い傾向が見つかります。売場を巡回すると必ず何かしらの原因が見つかる



るのです。その改善策を防犯ミーティングの場にて実現可能な範囲内で店舗様の防犯担当者様と話し合い、行動へ移します。その経過を本部様に報告し、次期に向けた対策を進めていくという流れです。

このように店舗様・従業員様・本部様と一体となつて継続的な不明ロスの削減に努めています。売場従業員様からは

□「自店では気付かなかった防犯対策を教えてください。売場従業員様からは
えてもらえて良かった」

□「自店の傾向をここまで把握できていなかったため、今後目を向けていきたい」

□「他社や他店の好事例はどんどん取り入れていきたい」

という前向きなお言葉をいただきます。そのような方々の防犯対策に対するモチベーションを高めることもMSRとしての役割であると日々感じています。

実際の活動

現在、私たちが実際に活動している具体的な例をご紹介します。

大型商業施設店舗様では、基本的に警備

員や私服警備員が駐在していますが、中には駐在しておらず、店舗従業員様のみでお店を守らなければならない店舗様もあります。つまり、そのような店舗様で万引きをしづらいお店を作るには、特に従業員ひとりひとりの防犯に対する意識が非常に重要になります。

そのため、MSRでは「教育・効率的な運用」という視点から店舗様でのEASシステムを最大限活用するためのサポートをさせていただいています。

具体的には、まず導入時の「従業員様の教育」です。本部様と共にルールを統一させた独自のマニュアルを作成し、新店オープン時のスクール（研修）を行なっています。また、毎春入社する新入社員の方々を対象に全体研修も開催しています。このように、EASシステムを初めて使用される方に正しい知識を付けていただき、安心してEASを運用いただくための体制をとっています。

更に、お店がオープンしてしばらく経過後、運用レベルのバラつきを軽減するために、開店から約3ヶ月経過した店舗様を対象に「導入後のフォロー」を行なっています。フォローの内容は機器不具合の有無

の確認や運用面の問題ヒアリングです。問題があった店舗様に関しては、本部様と相談の上、フォローを行ないます。

また、何年か経過した店舗様では、従業員様の入れ替わりが発生することや、人によって社内異動の関係でEASシステムが導入されているお店を初めて担当するという方がいらっしゃいます。そちらを補うために、EASシステムの全般的な内容を収録した運用教育ビデオをお渡し、ご活用いただいております。

右記のようなサポートの他にも、店舗様に向けて定期的に「運用アンケート」を実施し、自店の問題に向き合っていただく機会をご提供しています。

実際に某GMSでは、従業員様アンケート実施後の棚卸ロス額が激減したというデータが出ています。あわせて、そのアンケートから抽出される店舗様でのお悩みや課題の抽出、各地の傾向を分析し、改善に向けた新たな対策を本部様へご提案させていただきます。

以前、いただいたアンケートより消去漏れによる発報が多く、クレームを受けたことでお困りの店舗様があることがわかりました。そちらに対して、消去漏れ防止の機

器のトライアル導入をさせていただいたこともあります。

今後は、MSRとして売場（現場）と接することが出来る好機（売場の方々のお声を直接的にいただけること）を活かして、新たな活動に繋げていきたいと考えております。

例えば、最近の傾向として、「時間があればしっかりとタグを付けるんだけど、他の業務との兼ね合いでタグ付けがあまりできていないだよね」「プロ窃盗集団による大量窃盗に困っています」という「タグ付けに要する時間のロス」と「大量窃盗被害による多額のロス」の2種類のロスに関するお悩みをよく耳にします。

前者の「タグ付けに要する時間のロス」に関しては、現在「ソースタギング」と呼ばれる物流倉庫でのタグ付け実現に向けて活動しています。これを実現することで、店舗様でタグを付けるという作業が軽減します。タグ付けにかかる時間（店舗様負担の軽減）や店舗様間でのタグ付けのバラツキの削減（犯罪機会の軽減）を目指し、活動しています。

一方、後者の「大量窃盗被害による多額のロス」に関しては、本部様の防犯担当者

様と情報交換を行い、大量窃盗被害の情報や、未然に防ぐことができた好事例対応方法等の内容を新聞記事の形式にまとめ、店舗様で最適な対策や警戒を取っていただけるように、啓蒙活動の一環として「セキュリティ新聞」と称して発行しています。



「セキュリティ新聞」店舗掲示写真

これらのことは一例ではありますが、日々お忙しくされている小売業の皆様が、いかに効率的に万引対策を行なえるかを重きにおきながら、活動しています。

売場を巡回して感じることを
「万引きしにくいお店・
万引きしやすいお店」

MSRの活動として、店舗様の方々と密

接にコミュニケーションが取れる立場であるので、幸いにも売場目線により沿った形で課題に向き合うことができます。そのような中、それぞれ店舗様の「雰囲気の違い」に気が付きます。ある店舗様では、従業員様の方のお声掛けが徹底されていますが、一方、ある店舗様では、お客様にあまり関心がない……。万引きのしにくい店舗様は、お客様へのお声掛けのみならず、従業員様同士のコミュニケーションがよく図られており、売場やバックヤードの雰囲気がとても良いように感じます。

「万引きしにくいお店」と「万引きしやすいお店」の一番の違いは、従業員様の防犯に対する関心の違いだと感じます。店長様だけでは限界があるように感じます。もちろん、社員・パート・アルバイトの方々だけでも同様です。万引きしづらいお店を作るには、当事者全員が、万引き対策に対する姿勢をもつことが大切だと思います。

つまり、「低いロス」を「継続的に」実現させるカギとなるのは、精度の高い機器導入（ハード面）だけでなく、こうしたお声掛けや、防犯に関する姿勢であるソフトウェアの2つを両立させることでであると日々実感しています。

MSRの誓い

奇跡は、人の心の中で起きる
月あかりの下で、母が語ってくれた
愛の物語のように
こころから理解していただくために、
何度でも、温かな眼差しで
伝えよう
目の前で、悩んでいる人、くじけそうになっている人のお話に耳をかたむけ、静かにうなずこう。
自らの力で立ち上がっていただくまで地道に努力している人々の精神と手法を感謝の気持ちで学び続けよう
この街の、この場所が、人々の笑顔に満ち溢れるために

MSRの誓い、それはMSRに代々伝わる職業倫理観です。



平成27年7月23日に高千穂交易株式会社1階ショールームでユーザー様向けに行われた「監視ビデオ映像を利用した大量窃盗対策のセミナー」で機器の運用面の説明を行いました。

ビル会社が取組み 本気の防犯活動

2005年秋、ビルの核テナントがロスに苦しんでいるという情報を聞き、窃盗撲滅プロジェクトを発足させた。何故ビル会社がここまで本気で防犯に取り組むのか。十年という節目を迎えた今、活動内容を振り返り我々の目指すところを改めて認識したいと思う。

1 何故ビル会社が万引き対策を行うのか

プロジェクト活動を実施している弊社の本社ビルは、総合スーパーを核店舗として抱えるJR市川駅前の複合商業ビルであ

る。『何故小売業ではないビル会社が、直接自社の被害に繋がる訳でもない防犯活動にここまで力を入れるのか。』防犯の話をする度に必ずこの質問が出る。斯く言う自身、当初はビル会社がテナントの為に防犯機器を買い揃え、運用まで手伝う事に戸惑いがあったことも事実だ。なにしろ商品を扱うことの無いビル会社故、当然万引き対策の知識も無く、右も左も分からぬ素人の集まりだった。それでも他店の万引き対策と比べて絶対に負けない物があることを我々は分かっていた。防犯活動に対する本気度が正にそれだ。専門知識ばかり身に付けるより『何が大切なのか』を常に考え、目の前の課題を絶対に解決するのだという

熱い想いを抱いて取り組んできたことが現在の成果に繋がっていると認識している。自らが正しいと思うことをやり通す思想や信念は、十年経った今も間違いなく当プロジェクトに生き続けている。さて、どうしてビル会社がここまでロス対策を含めた防犯活動に力を入れるのかということに対し、前述した『大切だと思ふことをやり通す信念』が正にそこに繋がるのだが、もう一つ弊社の社是に起因するところがある。『全利害関係者との間にWinWinの関係を拡大し、地域社会へのお役立ちで、市川ビルで良かったと感じて頂き、共生共栄を追求する』という社是なのだが、この思想が全ての行動に繋がって



執筆：長田 泰文さん
(ながた やすふみ)

株式会社市川ビル
CD(顧客感動)推進部 部長
窃盗撲滅プロジェクト 事務局

2004年 一部上場ゼネコンを退職し市川ビル入社
2005年 万引き損失半減化プロジェクト事務局
以降2006年万引き撲滅プロジェクト2010年窃盗撲滅プロジェクトへと革新
「大切なこと、正しいと思うこと」を実施し続けることがなよりの防犯活動に繋がると信じている。

市川ビル外観



いることを改めて感じる。眼前の損得感情だけで行動していたら、恐らくこのプロジェクトは発足していただろう。先ずはテナントにとって商売しやすい環境を提供していく事が、最終的にビルの安定した賃料に繋がるという考えなのだが、社是を通じて弊社のDNAにこの思想が徹底的に組み込まれている。これは防犯活動だけに限らず、共益業務や販売促進活動においても、間違いなく他の商業ビルより手厚いサポートを行っていると自負している。

それにしても、まさかプロジェクトがこれまでの成果に繋がるとは発足当初は考えもしなかった。しかもこの活動自体が既にビルの付加価値の一つとなっており、今と

なつては「この辺で手を抜こう」などという甘い考えに至ることはまずないだろう。むしろ今までは本社ビルに限られていたプロジェクトが、弊社所有の他ビルにも活動を広げるまでになっている。

2

ソフトとハードの融合

核テナントである総合スーパーも当然ながらある程度の防犯機器を保有していた。だがそれを有効に使いこなせていたとはお世辞にも言えない状況だった。プロジェクト発足後、どうすればロスが減るのか、何が有効なのか、考え付く事から手当たり次第リストアップし、それを

① Plan (計画)

② Do (実行)

③ See (統制)

の表に纏めた。このPDSサイクルを回すことを徹底し、月一度の会議の場でフォローを続けたところ、直ぐに結果に表れ始めた。

まず実施した中で特に早く効果が表れたのが全従業員へのアンケート

だった。他愛もない質問なのだが、何をすればロス削減に繋がるとかを問うてみたところ、殆どの従業員が『お店に出てお客様に声掛けをすることが何よりの対策になる』という同じ内容の回答だった。頭では理解しているのに行動には移せていなかったのだろう。アンケートを実施したことが内引き対策になったことも否めないが、それよりも数百人いる従業員一人一人の意識が高まったことが大きな力になりロスを削減できたと考えたい。

当初はお金を掛けることよりも思想の徹底からスタートしたのだが、その後は積極的に防犯機器の導入も実施してきた。地上十一階まで殆どのフロアに防犯ゲートを設置し、館内の監視カメラ全230台をリニューアルした。他にも様々なハードを導入してきたが、決して高い投資だったとは考えていない。むしろこのプロジェクトを実施していなかったら、十年間の累計でどれ程のロスが積み重なっていたか考えるだけで恐ろしくなる。

このように現在に至るまでハードへの積極投資を継続しているが、機械を導入することよりもそれを如何に運用するかが重要になってくる。主に防犯機器を扱うことに

なる制服警備の責任者をプロジェクトメンバーに入れ、思想を良く理解した上で機器を運用していることがハードの持つポテンシャルをより高く発揮することに繋がっているのは言うまでもない。ソフトに重きを置いた上でハードも積極的に導入していることが良い具合に相乗効果を生んでいるだろう。

3

顔認証システムの導入

様々なハードへの投資を実施してきたが、顔認証システムの導入には少々苦労した記憶がある。顔認証システムとは、登録した人が入館すると警備室で警報が鳴動するシステムで、非常に有用な防犯ツールである。だが5年前に導入を計画した時は、メーカーにデモ機を持って来させ実験しても信頼性も低く、費用対効果を考えると正直なところ導入は厳しいと感じていた。しかし当時GMSでは全国で二番目の導入ということもあり、目新しさと将来性に期待し、思い切って購入に踏み切った。だがやはり導入時はとても使えたものでは無く、



全ての防犯情報が集まる警備室

警察から指名手配犯の登録要件があったことで警察との協力関係をより強固なものに出来た事で無理やり満足しているような状況だった。

さてこの顔認証システム、やはり投資した以上は何とか使えるモノにしたい。カメラにも強く協力を仰ぎ様々な対策を実施した。カメラの機種・位置の変更や最終的にはサーバーと検索エンジンを変更する

等、試行錯誤の繰り返しで、何とか使える防犯機器へと進化させることが出来た。四十人程度だった登録者が今では二百人にまで増えていることが使えるツールであることの何よりの証拠だ。

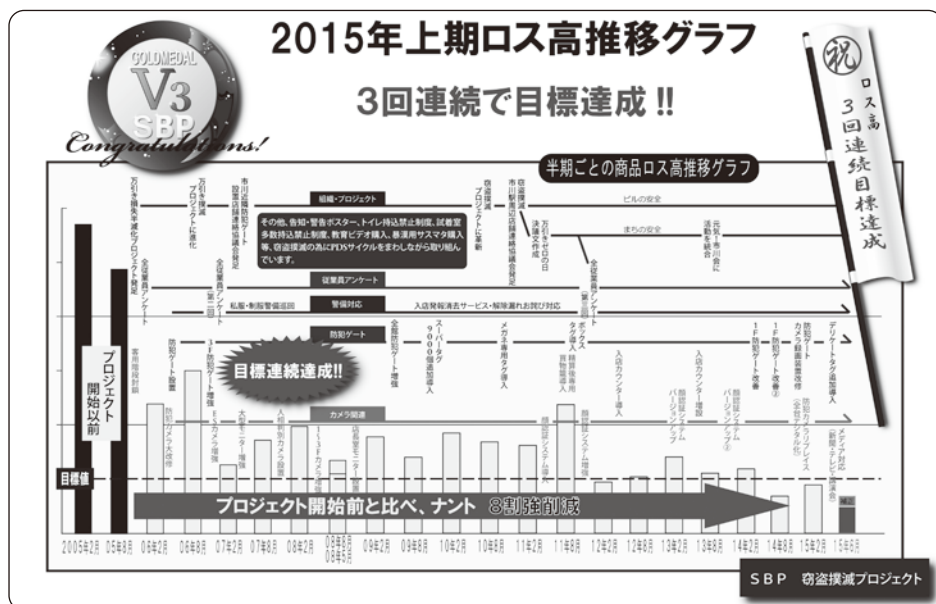
顔認証システムが有用であることの理由に再犯防止に繋がることが上げられる。弊社も窃盗犯には一度事件を起こした際、二度とビルに入館しない旨をサインさせるのだが、おかまいなしに来て窃盗を繰り返すことが多々ある。そのことからこのシステムの有難味を強く感じているし、実際に登録した犯人を捕まえる事例も確実に増えている。

なおこのシステムに対し予想以上に世間からの注目度が高く、弊社が新聞やテレビから取材を受け、防犯の講演の依頼まで来ることになるとは、5年前購入を悩んでいた頃には考えもしなかった。

4

トップの決断力の重要性

冒頭にプロジェクトを立ち上げて十年と記したが、その間実施してきた成果として



当時から現在に至るまでの活動履歴とロス高推移グラフ

現時点でロス高を8割強削減出来ている。それなりの金と労力を要したが、この劇的な削減結果を見ると疲れも吹き飛ばす。ただここまで来るには様々な苦労や葛藤もあったし、ちょっとした反対意見も頂いた。防犯ゲート用タグの消去漏れがあった

際、お客様には全く非が無いので、かなりお叱りを頂くことになる。それでも絶対に防犯ゲートを停止する事はないし、これからは絶対に揺るがないだろう。このような時、正しいと信じている事を止めてしまうのではなく、誠意をもって説明し理解を求めることが重要になる。弊社の社長でプロジェクトリーダーでもある田平和精が熱い思想を認めた手紙にお買物券を添えお渡しすることで何とかご理解を頂いている。ちょっとしたミスからおお客様にご迷惑を掛けてしまうこともあるが、そのことで正しいと信じていることを曲げることは出来ない。

このようなエピソードもある。当ビルでは店内捕捉を実施しているので、トイレへの持ち込みや他階への持ち出しでも声掛けする。店外捕捉を基本としている警備会社も多いが、リーダーからの強い意思と想いを共有することで私服警備は店内補足を納得した上で実行している。それが百円の商品一点だけだったとしても同様の対処を行う。たとえ悪意を持った犯人が商品をとっさり戻し誤認逮捕で訴えられるようなことになり裁判に負けたとしても、絶対に私服警備を責めないという約束している。そのこと

をメディアに取り上げられてもかまわないし、むしろ取り上げて貰うべきだというのが本音だ。そのことで窃盗犯罪に対し、店がどれほど苦しんでいるか、注目が増してくればそれで良い。

私の持論だが、万引き対策についてはどの店でもやるべきことがほぼ分かっているのではないだろうか。店の規模や立地条件によって多少対策は変わってくるだろうが、トップの決断力により障害に屈せず成すべき事を遂行し続けることが出来るなら、自ずと結果がついてくると思っっている。大切なのは何よりもトップの決断力なのだ。

このように振り返るとあつという間の十年ではあったが、この防犯活動を通じ、私自身貴重な経験を積ませて頂いたと感じている。理想を言えば、防犯活動をしなくても安全に暮らし安全に働ける環境が良いのかもしれないが、それは無理な話だろう。この十年での貴重な経験を糧に更に革新させ次の十年へと繋げていくと共に、ここで得た知見を何らかの形で社会へと還元出来るよう努めていきたい。

「疑わしい行為」に対して 業界全体でNOを突きつける

福岡県内の刑法犯認知件数は、ピーク時の平成14年当時と昨年末の数値を比較した場合、約60%の減少をみています。これを万引きという犯罪に絞ると、未だ約25%の減少にとどまっているのが現状です。何故、他の犯罪のように大幅な減少がみられないのでしょうか。

犯罪を
減少させていくための
5つの方向性

私は常々、犯罪を減少させていくためには、5つの方向性に向けて対策を講じてい

く必要があると考えています。

それは、①検挙 ②規制 ③教育 ④協働 ⑤環境です。

①は警察による取締り、③は被害に遭わないための知識の習得、⑤は防犯カメラなどのハード整備です。

これら3つの要素は確かに重要なことですが、犯罪を抑止していくためには、②の規制、④の協働が重要だと考えています。

実は前記3つの要素は、店舗ごとに個別対応が可能なものですが、後の2つについては、地域レベル、業界レベルでの対応が求められます。



執筆：佐矢野 俊さん
(さやの すぐる)

福岡県警察本部 生活安全総務課
安全・安心まちづくり推進室長

昭和59年3月福岡県警察官拝命
主に生活安全部門、刑事部門で勤務

規制 ーコンプライアンスー

たとえば、福岡県では、暴力団の活動が活発で社会問題化しています。そこで、福岡県では暴力団排除条例が全国に先駆けて制定されました。

この条例は社会から暴力団を排除していくというもので、条例の中には厳しい規制が定められています。条例では、暴力団が企業等からみかじめを含め不当な利益を得ることを禁じています。一方、企業等は暴力団にみかじめなど不当な利益を供与す

ることを禁じ、罰則までもうけられているのです。

求める側も、供与する側も禁じることで、暴力団に流れる資金が先細りとなり、行き詰った暴力団は様々なリスクを犯し、逮捕されています。

これが、②の規制で、言い換えれば「コンプライアンス」といわれるものです。

協働

— CSR活動 —

次に④の協働にかかる事例についてお話しします。

振り込め詐欺という犯罪があります。福岡県では、振り込め詐欺を二七電話詐欺といっておりますので、これからはそのように言って話します。二七電話詐欺は電話で被害者に接近し、相手を騙して銀行などから、お金を振り込ませる手口です。相手は全く姿を現さない敵です。

したがって、警察はまず、①の検挙は当然ながら、③の教育で高齢者の方に手口などを紹介して、被害に遭わないための知識の習得に努めました。しかしながら、手口

は百変化のようにその時々で変わり、知っているも騙される高齢者が後を絶ちません。

そこで、金融機関に一致協力していただき、水際で被害を止めるため、振り込める金額を50万円までと定めるとともに、高齢者の不審な現金の引き出しに対する通報制度を確立しました。当初は自分のお金を引き出すのに通報されるのは「けしからん。」といったクレームが寄せられました。見て見ぬふりをせず、「おかしい」と思ったらお声をお掛けするという意識を窓口の方一人ひとりが持ち続けることで、今では当然のこととして、高齢者の方にも受け止めていただいております。これにより、金融機関で平成26年中は2億9千万円、平成27年5月末では、すでに3億3千万円の被害を未然に防いでおります。

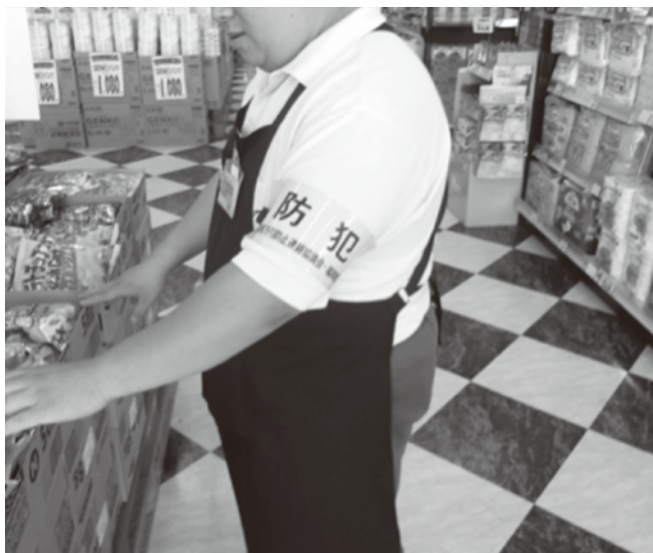
これが、④の協働で、言い換えれば「CSR (Corporate Social Responsibility)」といわれるものです。企業等が社会活動(業務)を営む上において、社会的責任を果たさなければならないというものです。

二七電話詐欺の戦いは未だ道半ばですが、きっとよい方向に向かっていくと思えます。

万引き対策における 規制と協働

さて、話を万引き対策に戻します。本県では、小売事業者の方々が中心となって、福岡県万引防止連絡協議会を組織しております。

同協議会では、「(万引きと)疑わしい行為」を店内で禁止する対策を平成23年5月から取り組んでおります。



声掛けのための店内巡回(福岡県万引防止連絡協議会製作の防犯腕章を装着)

※イオン九州、マックスバリュなどの全店において展開中

《疑わしき行為とは》

a 支払い前に商品をカバンや袋等に入れて隠す行為

b 商品を衣服のポケット等に入れて隠す行為

c 店内で値札、タグを外したりする行為

d 店内で商品を食べる、試着室で着て帰る行為

と定義づけしています。

県内の店舗では、この4つの疑わしい行為を漫画でわかり易く表現した上で、日本語、英語、中国語、韓国語で注意喚起文を記しています。更に、ポスターの下部には、「疑わしい行為に対して、当店では声掛けをさせていただきます。場合によっては警察へ通報いたします。」と表記した上で、店内等に掲示する取組を行っています。

この取組は万引き対策における②規制④協働にあたるものと考えています。

従前は万引き犯とお客との境を犯罪の成否をもって判断しておりました。ですから犯罪者は、疑わしい行為をしても、迷惑行為を行っても大手を振って闊歩してしました。これでは秩序が保たれないばかりか、遵法意識の低下にもつながりかねません。

そこで本県では、業界ルールとして店内でしてはならない行為を定め、お客様であってもコンプライアンスを守ってもらう取組です。また、このルールに違反する場合には、声を掛け、場合によっては警察へ通報するものです。

今までは、このような行為を見かけても、店外に出るまでは声を掛けられないといったケースも多々あったのではないかと思います。当然に店員の方が疑わしい行為をする悪意ある者を店外に出て行くまで見張ることは出来ないでしょう。誤った意識から見えて見ぬふりをしてきたことが、悪意ある者を助長させてきたかもしれませぬ。

本県では、福岡県ルールを策定し、これを明確にポスターとして示し、意思を明らかにすることで、店員の方が積極的に声を掛け、場合によっては110番するといった行為を業界と警察が協働して取り組んでいます。見て見ぬふりをしないで声を掛け

るという強い意識を従業員一人ひとりが持つことが重要です。

疑わしい行為を減らすため、声を掛ける行為が、ひいては万引きをなくし、社会の遵法意識を育み、業界全体が社会的責任を果たしていくことにつながってまいります。

この取組もまた道半ばではありますが、昨年、本年と万引きの発生にマイナス傾向が見られる業種もちらほら出ています。

今後も業界の皆様と連携を図りながら、息長く万引きの根絶に向かってまいり進めてまいります。

福岡県万引防止連絡協議会製作の疑わしい行為を禁止するポスター

当店は次の行為を見つけたら声かけします。

(場合によっては警察へ通報します。)

We call out to you when we find the actions stated below.
(It could be reported to the police depending on the situations.)

下列行為屬於不合法或竊盜行為！本店先行警告（如下行為發現、將立即報警）

저희는 다음과 같은 행위를 발견하였을 때 말을 겁니다.

(경우에 따라서는 경찰에 통보하겠습니다.)



①代金を支払う前にマイバック・カバンや袋などに入れて隠す行為

The action hide goods inside bag before the payment.

商品未付款前放入皮包私藏行為。

대금을 지불하기 전에 가방과 봉지 등에 넣어 숨기는 행위.



②代金を支払う前に商品を衣類のポケットなどに入れて隠す行為

The action hide goods inside pocket before the payment.

商品未付款前放入身上口袋私藏行為。

대금을 지불하기 전에 상품을 옷 주머니 등에 넣어 숨기는 행위.



③代金を支払う前に値札やタグを外す行為

The action take tags off before the payment.

商品未付款前價格標籤毀損行為。

대금을 지불하기 전에 상표나 가격표를 떼어내는 행위.



④代金を支払う前に許可無く商品を飲食、試着などする行為

The action tasting goods without permission before the payment.

商品未付款前不可先行食用、衣物不可試穿。

대금을 지불하기 전에 허락 없이 상품의 시식, 시음을 하거나 상품인 옷을 입어 보는 행위.



福岡県万引防止連絡協議会  福岡県警察

集団窃盗団対策と

小売業と連携した 再発防止活動

組織的窃盗団の摘発

◎事件の発覚

平成二四年一月県央の前橋市、県北の沼田市（日光国立公園に属する尾瀬の玄関口）のドラッグストア四店において、組織的な犯罪集団の犯行と思われる化粧品や医薬品等を狙った大量万引き事件が発生しました。

店舗の防犯カメラの画像から、複数の者が犯行に関わっている状況があり、所轄の捜査員が「単なる集団万引きではない。」

と直感し、報告を受けた警察本部刑事部捜査第三課支援の下、事件の解明に向け捜査を開始しました。

◎犯行使用車両の特定↓容疑者の割出

捜査の結果、犯行時間の前後に群馬県内に立ち回っていた普通乗用車を抽出し、尾行により、車両の使用者やメンバー七人を割り出しました。

◎総合力を結集した捜査活動の展開

犯行グループは、東京都内のマンションの一室をアジトとして、その行動（犯行）範囲は、確認できただけでも東京都内や本県のほか六県に及ぶなど、極めて広域にわ



執筆：佐伯 和則 さん
(さえき かずのり)

群馬県警察本部 生活安全部
生活安全企画課長 警視

昭和52年4月、群馬県警察官を拝命、主に刑事・生活安全部門で勤務。
現在は、生活安全部参事官兼生活安全企画課長として、犯罪抑止総合対策の推進に取り組んでいる。

たっており、県下一五警察署中九警察署から捜査員を選抜し、本県警察の総合力を結集した態勢による捜査活動を展開しました。

◎被疑者の逮捕

平成二五年六月、約八か月にわたる捜査活動により、関係被疑者九人を一斉に逮捕するとともに、アジトや被疑者の自宅等を搜索した結果、被害品である化粧品等の被害品のほか、犯行使用車両、無線機等約四三〇〇点を押収しました。

また、同年九月、逃走していたメンバーの一人についても、執念の追跡捜査により広島県内で逮捕しました。

犯行の実態



搜索により証拠品約4300点を押収

被害を受けた店舗の皆様のご協力がなければ事件の全容解明にこぎつけることができなかったと思います。あらためて感謝申し上げます。

◆ 役割分担

犯行グループには、「親方」と呼ぶ主犯格がおり、

- ① 指揮張り↓指揮・見張り・おとり
- ② 取り子↓商品を買物カゴに入れる
- ③ 背負子↓商品をバックに入れ店外を持ち出す
- ④ 運転役↓車両運転・盗品運搬の役割分担を決めていました。

◆ 盗む商品のリスト（指示書）

あらかじめ盗む商品を選定しており「指示書」と呼ぶリストが作成され、犯行の狙い目商品としていました。

◆ 犯行の手順

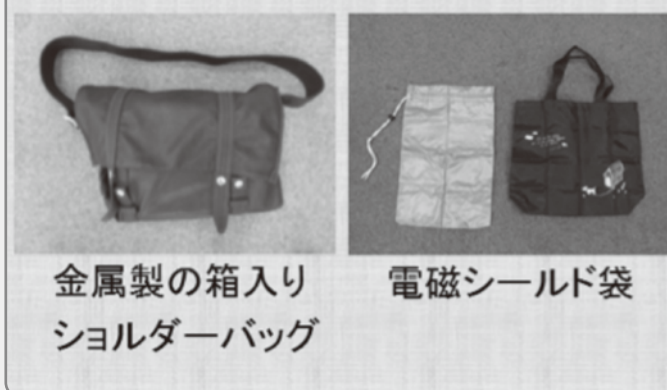
犯行の手順は次のとおりでした。

- ① 取り子が入店、犯行可能か判断
 - 選定商品の有無
 - 売り場の位置
 - 従業員の配置、反応
- ② 指揮張り（張り子）が店内を移動するな

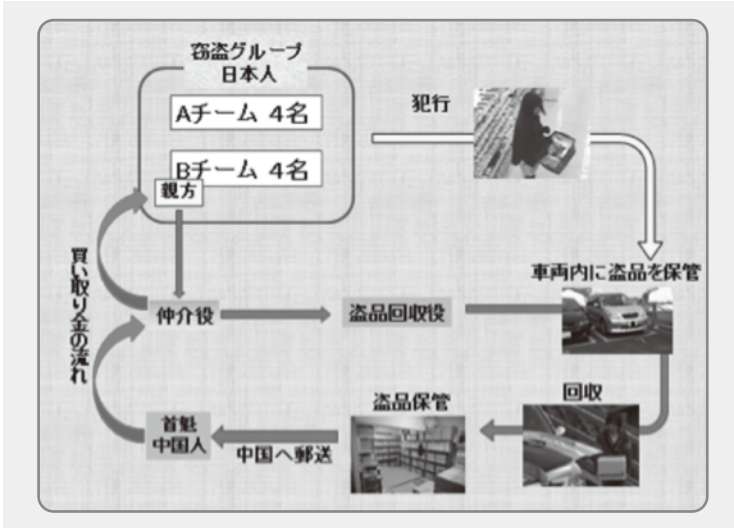
ど店員の注意をそらす

- ③ 取り子が商品をカゴに入れる。
- ④ 背負子が入店して、商品を店員の死角で、防犯ブザーに反応しないための金属製箱の入ったバッグまたは電磁シールド素材を内袋とした手提げ袋に入れ替えて退店する。
- ⑤ 張り子は店員を確認しながら退店する。
- ⑥ 待機していた車両で逃走する。

防犯ブザー対策



犯行グループの防犯ブザー対策



盗んだ商品の保管・買取り等の流れ

◇ 盗んだ商品の保管・買取り等

盗んだ商品は、搬送した車両を東京都内のコインパーキングに駐車させておき、仲介役の指示で盗品回収役が合鍵で車両を開錠して、商品を別の車両に積換え、都内のマンションに搬入・保管することで、商品の買取りが行われ、そこから中国に郵送していたことが判明しました。

「万引き犯人の視点」に基づく防犯対策

1 組織的万引きグループの行動

● 下見を行い細かく分析

● 犯行容易な系列店を見極め集中的に犯行

2 犯人の視点「万引きしやすい店舗」

逮捕した被疑者からの聴取結果による「万引きしやすい店舗」は、予想どおりのものでした。

● 整理すると

● 店員が少ない。

● 客に対するリアクションがない。

● 「いらっしやいませ。」と声を出しても客を見ない。

● 高額な化粧品や医薬品が置いてある。

● 対象商品の棚がレジやバックヤードから見づらい。

● 店内の通路・棚の配置が複雑、死角が多い。

● 防犯カメラがない。(少ない。)

● というもので、客(犯人)も知れない。(に対する声かけ等のリアクションは、犯行そのものの機先を制するものであることは言うまでもありません。)

「万引き犯人との心理戦」

戦うという表現は好ましくもないかも知れませんが、組織的な犯行グループから店舗を守るという点では、ある意味適当な表現だと思います。

先に述べた「万引きしやすい店舗」を逆手にとった対策を実践することが必要であることを再認識しました。

- ① 来店客の目を見た挨拶・声掛け
- ② バック所持者のチェック
- ③ 店頭在庫の数量調整
- ④ 商品棚の配置(見通しの確保)
- ⑤ 防犯カメラの増設
- ⑥ メロディブザーの活用
- ⑦ バックヤード窓ガラスのマジックミラー化
- ⑧ 系列店等の万引き情報の共有

捜査の教訓を生かした 再発防止対策

◎スライド資料の作成・活用

前述で一部掲載させていただきましたが、今回の摘発を通じて得た資料に基づき、実際の現場写真、押収した犯人グループの犯行用具等の写真を活用したスライド資料を作成しました。

この資料は、全国万引き犯罪防止機構様の通常総会等で活用させていただいたほか、県内各警察署における「万引き防止対策会議」等で活用しました。

◎万引き防止対策の更なる促進

身近で起きたプロ集団の万引き事件は、県内店舗に対する大きな警鐘となりました。

本県では、全国的な傾向と同様、全刑法犯に占める万引きの割合は一〇パーセント前後で推移しており、犯罪抑止対策の重点となっております。

こうした現状から、本県独自で実施している四季ごとの「県民防犯運動」の活動重

点には必ず「万引き防止」を掲げ、防犯ボランティアの方々と連携した

●店内パトロール

●街頭キャンペーン

●万引き防止教室

等を展開しています。

また、警察署ごとに、小売り業者で構成する「万引き防止対策会議」を定例的に開催することとなっており、平成二六年度は県内合計二三六店舗の参加をいただき、前述のスライド資料による情報提供をさせていただきました。

参加をいただいた方々からは

●「プロ集団の手口を生で知ることができた。」

●「店舗改装や防犯カメラ等の費用がかかるものはすぐには無理だが、声かけや陳列方法の見直しはすぐにでも始めたい。」

などの感想が聞かれました。

警察としましても、現場の店舗管理者の方々が本気で取り組んでいただけることは、なによりも心強く、そして、「犯罪を許さない。」という社会気運を一層醸成させる盤石な礎になると大いに期待するところであります。



万引き防止対策会議

今後も、犯罪抑止といった警察の責務を果たすため、関係事業者の皆様を始め、行政機関、防犯団体、地域の皆様との連携を深め、真に効果のある諸対策を推進して参りたいと考えております。

万引き防止対策の 広報啓発のあり方について

「万引きは犯罪です」は もう古い？

1 はじめに

千葉県の全刑法犯認知件数は、平成14年の16万8366件をピークに、12年連続で減少しました。平成26年中の刑法犯認知件数は6万8026件であり、ピーク時から約10万件減少し、数値上の治安はかなりの改善傾向にあると言えます。

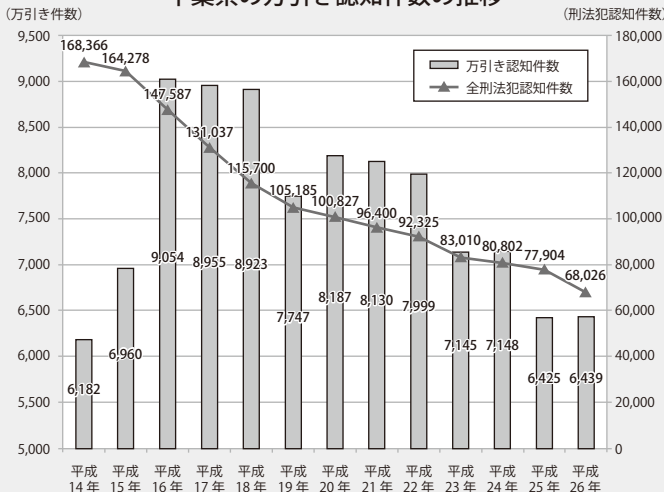
しかし、万引きについてはどうでしょうか。「千葉県の万引き認知件数の推移」と題したグラフのとおり、全刑法犯認知件数のピークであった平成14年よりも、平成26

年の認知件数の方が多く、という状況にあります。万引きは全刑法犯認知件数と同様の増減をしておらず、万引きの増減の要因については、なかなか評価しづらくなっています。

副題が刺激的な内容となっておりますが、決して万引きが犯罪であることを否定するものではありません。千葉県でも、「万引きは犯罪です」というフレーズをポスターに使用しています。

しかしながら、これまでの万引き対策を見ると、このフレーズも転換期に来ているのではないかと考えました。

千葉県の万引き認知件数の推移



執筆：高野 恒純さん
(たかの つねよし)

千葉県警察本部 生活安全総務課
抑止2係 係長

2

千葉県の

万引き対策について

千葉県では、平成18年、官民で構成された千葉県安全安心まちづくり推進協議会の中に「万引防止対策部会」を設け、万引き防止対策を推進してきました。

この部会で実施された大きな施策は2つあります。一つ目は、平成24年8月から約1年に渡り、「万引防止対策モデル店舗」を指定し、当該店舗で万引き防止対策を推進し、検証するというものです。具体的には、指定した店舗の防犯診断を実施した結果に基づき、陳列方法や防犯カメラの設置位置などの環境改善を図り、さらに地域住民と連携して店内パトロールを実施しました。その結果、万引きの認知件数の減少が見られました。また、万引き防止モデル店舗として指定した事業者が、その後、従業員アンケート等の独自の万引き対策を推進し、今では地域を巻き込み、万引き対策を「まちづくり」と捉えて実施するなど、意識改革を促した効果も大きかったと考えています。

二つ目は、平成25年に「万引き防止対策ガイドライン」を作成し、万引き対策に悩む店舗に向けて冊子を配付したことです。



ガイドライン表紙

店舗で働くのは、経営者だけではありません。従業員を含め、現場がどのようなことに悩み、どのようなことを疑問に思うのか、万引防止対策部会メンバーによるワーキンググループで検討を重ねて作成しました。

ガイドラインの内容は従業員の声かけなどの「ソフト対策編」、防犯カメラ、電子式商品監視システムなどの「ハード対策編」と「捕捉時対応編」の3つに分かれています。中でも、特に紹介し



追跡状況の方法



事務室での対応方法

たいのが「捕捉時対応編」です。犯人の捕捉は店舗側が一番緊張する場面となります。その際、誤認等を防ぐため、現認時、追跡時、捕捉時のポイントに分け、場面ごとに犯人役と従業員役を警察官が演じた写真を入れ、わかりやすく解説しています。さらに捕捉後、店舗責任者が主に対応するであろう、事務室等での犯人への対応も、同じように写真を付けて解説しています。このガイドラインは幸いにして好評を得て、すべての在庫を配付し終わりました。今後、ガイドラインを必要とする店舗のために追加作成を検討しているところです。

このように、2つの大きな柱で取り組んだ万引き対策ですが、先ほどの「千葉県の万引き犯認知件数の推移」のグラフで万引きについて見ると、万引き防止対策部会を設けた翌年の平成19年に大きく減少し、その翌年は増加したものの、その後は減少傾向にあります。この減少の要因は、店舗側が防犯設備への投資や、店舗従業員の意識改革を進めた結果等が考えられますが、現状で、これをやれば必ず減少するという方法、理由について、認知件数の増減で分析するのは、かなり難しいのです。

全国万引犯罪防止機構が行った平成19年度の調査で、小売事業所の資産ロス率から不明ロス高の万引き被害を試算したところ、被害額は年間約4,600億円にのぼるという調査結果だったそうです。

一方、平成19年における警察への届出のあった全国の万引きの被害額を計算すると、約34.5億円という結果でした。先のロス率から試算した被害額の、たった0.8%にしかありません。万引き被害には、統計に表れない数字、いわゆる「暗数」があると言われています。警察が認知している被害額と、実際に発生している被害額の間には、相当の開きがあると言えます。つま

り、認知件数のみを万引きの実態として捉えるのではなく、モデル店舗の施策のように、店舗ごとの特徴にあった細かな対応を取るが必要となってきました。

ガイドラインには、万引き対策に対する店舗の指針が記載されており、その指針に基づき各店舗が特徴に合う対策をとることで、一層の効果を上げることができます。

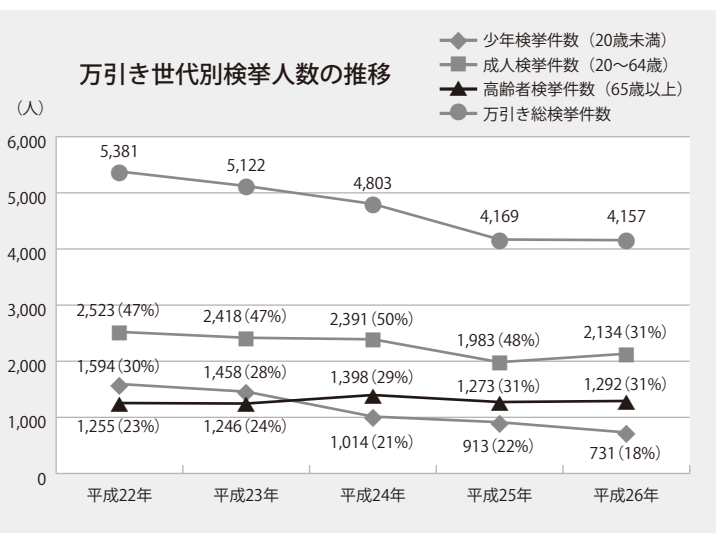
3 高齢者対策シフト

千葉県は、65歳以上の人口に占める割合が、24.3%と全国的には高齢化率が低い県である（平成25年国勢調査で全国38位）ものの、高齢化の伸び率は高くなっており、万引き被害者も高齢化の傾向にあります。

千葉県における検挙件数の推移を見ると、平成24年に高齢者と少年の被害者の比率が逆転し、その差が広がりつつあることがわかります。万引きはこれまで少年犯罪の典型といえることが言われてきましたが、これからは高齢者の犯罪としても考えることが必要になってきます。

少年の万引きは、漫画やゲームソフトな

万引き世代別検挙人数の推移



ど、自らの所有目的や転売目的が特徴です。高齢者の万引きは、食料品、日用品が主であり、1件当たりの被害額が少ないのが特徴です。少年と高齢者では対象となる被害品が異なり、犯行を犯す店舗の形態についても異なっています。

高齢者の万引き防止対策は、将来的に高齢化が進むことを考えると、高齢者が多く訪れる店舗に対して、一層の対策を取っていくことが必要になってくると考えられます。

4

万引き防止の
広報戦略について

最後に、万引き防止の広報戦略についてです。「万引きは犯罪です」はもう古いと言いました。これは、東京万引き官民合同会議が実施している平成26年の「万引き被疑者に関する実態調査結果」や平成27年の「万引きに関する調査研究報告書」等で指摘されているように、すでに「万引きは犯罪」という認識はかなり浸透してきているということをおっしゃったのです。

これまでの万引き防止の広報は、「たかが万引き」に代表されるような、万引きを軽視する風潮の是正を目的としてきました。過去には、万引き被害の経営者が世間の批判に晒されるようなこともありましたが、今では「万引きは犯罪は当たり前」という認識が広まってきたのです。

先に挙げた調査から被疑者においては、「たかが万引き」という感覚から抜け出せていないようですが、世間一般では万引きが犯罪であることの認識はかなり浸透して

いると言えます。

そこで、今後の広報戦略ですが、万引きが犯罪であることを前提に、その被害実態をうまく広報できないかと考えています。万引き防止のキャンペーンは、万引き防止対策に積極的な人たちに向けて実施することが主でした。しかし、万引き被害の実態は、なかなか公表されておらず、世間一般に知られているとは言い難い状況です。万引きが犯罪であるとの広報は一定の成果を得たので、次に狙うのは万引きの被害実態を広めて正しい知識を広めていくことだと考えています。

昨年の「まんだらけ」事件が、広くマスコミに取り上げられたことから見ても、世間が万引きの被害について無関心、ということはないと思います。このような取り上げられ方をしない限り、なかなか世間の注目を得られないというのも実情だと考えています。

つまり、万引きの被害に遭っている店舗、関係業界団体等と警察が一丸となつ

て、新しい広報のあり方を模索していく時期にきていると考えます。店舗にとっては、自らのロスの数値を公表することは難しいかもしれませんが、個別の店舗の被害額の公表ということではなく、全国万引犯罪防止機構等の調査をフィルターとして、全国的な数値として扱うのであれば、難しいかもしれませんが。

千葉県でも、被害実態をどう広報するかを検討しているところであり、さらに高齢化社会の問題を取り込んだキャンペーンなどを実施し、地域の安全安心まちづくりを推進していきたいと考えています。



千葉県万引き追放宣言ポスター

愛知県における 万引防止対策

愛知県における 少年非行の現状

平成二六年中に、愛知県内で刑法犯により検挙・補導された少年の人員は、三六七三人でした。

この人数は当県警少年課が発足した昭和三一年以降で最も少ない検挙・補導人員であり、多少の増減はあるものの、一般的に年々減少傾向にあるのは、他の都道府県と比較しましてもさほど差違がないと思われます。

さて、視点を狭めて、こと「万引き」に

特化しますと、検挙・補導された少年は一人多く、その増加率は約9パーセントでした。増加率をどのように感じられるかは個々の判断にもよりますが、他の都道府県の発生状況と比較しますと、実はワースト一位の増加率であります。当県としましては大変憂慮すべき状況だと考えております。

ご承知のように、高齢者（六五歳以上をいう。）による万引きの検挙人員が増加しており、当県内においても平成十八年を境に少年より高齢者が多く検挙されております。このように記すと、「万引きは少年より大人の犯罪では」と感じられる方もいる

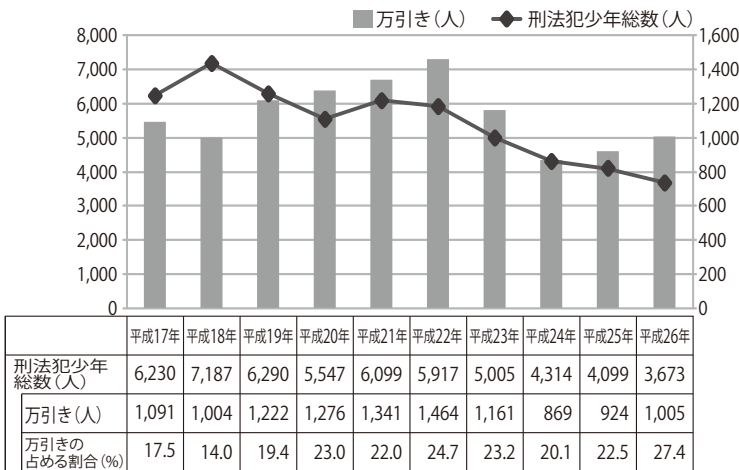


執筆：安田 康次郎 さん
(やすだ こうじろう)

愛知県警察本部 生活安全部少年課
少年育成係 係長

平成10年愛知県警察拝命
交番勤務、管区機動隊勤務等を経て、平成17年から現在に至るまで少年事件捜査、少年警察行政などの少年警察部門に携わり、知事部局出向時は、愛知県青少年保護育成条例の一部改正（JKビジネス対策）事務に携わる。
現在は、万引防止対策のほか、少年警察ボランティア関係業務など、非行少年を生まない社会づくりを目指した各種取組を業務としている。

■ 刑法犯少年に占める万引きの割合推移（愛知県）



※ 触法少年（14歳未満）の人員を含む。

■ 過去10年間における少年・高齢者の検挙人員に占める割合推移（愛知県）

	認知件数	前年比		検挙人員		構成比		
				少年	高齢者	少年	高齢者	
H16	6,777	+1,285	+23.4%	4,090	937	22.9%	742	18.1%
H17	6,868	+91	+1.3%	4,115	969	23.5%	834	20.3%
H18	7,029	+161	+2.3%	4,175	888	21.3%	913	21.9%
H19	7,311	+282	+4.0%	4,595	1,058	23.0%	1,134	24.7%
H20	8,127	+816	+11.2%	4,668	1,086	23.3%	1,093	23.4%
H21	8,875	+748	+9.2%	4,996	1,164	23.3%	1,218	24.4%
H22	8,162	-713	-8.0%	4,817	1,279	26.6%	1,117	23.2%
H23	7,365	-797	-9.8%	4,389	1,059	24.1%	1,035	23.6%
H24	6,431	-934	-12.7%	3,487	760	21.8%	887	25.4%
H25	7,044	+613	+9.5%	4,162	796	19.1%	1,207	29.0%
H26	7,503	+459	+6.5%	4,522	859	19.0%	1,401	31.0%

※触法少年（14歳未満）の人員を含まない。

※少年・高齢者の統計数値については、犯行時年齢から抽出しているため、公表値と相違する。

と思われるが、前述のとおり当県における少年の万引犯罪情報は、少年非行全体が減少する中で増加傾向を示すなど、残念ながらいまだ予断を許さない状況にあるのである。

そこで、ここでは当県における万引防止対策についてご紹介をさせていただきたいと思えます。

愛知県万引防止対策協議会の設立

最初に、ここ一〇年来の万引きによる検挙人員の推移を見てもみますと、平成一三年を境に万引きによる検挙人員が急激に増加し、平成一八年には四二九三人と、実に六年間で約2・5倍の検挙人員となり、そのうち少年が全体の約3割を占めるような危機的な状況にありました。

こうした背景を受け、特に初期段階で少年の規範意識の改善を行うことが極めて重要であることに鑑み、当該が事務局となり、平成一九年二月に、知事部局・教育委員会・PTA及び日本チェーンストア協会中部支部をはじめとした各種一五の民間団体（平成二六年現在）で構成した、まさに官民が連携した「愛知県万引防止対策協議会」を設立するに至りました。

協議会の所掌事務を、

●万引きを一掃するための教育及びキャン

ペーの推進

●万引きしにくい店舗づくり

●万引き発見時における届出と適切な措置

●盗品の処分先対策

●関係機関の連携

●その他本会の目的を達するために必要な事項

と定めまして、毎年二回程度会を開催しております。

また、協議会会員につきましては、適宜関係業種を増員するなど、県内の実情に応じて実効性のある対応ができるように努めております。

なお、本協議会参加団体・機関におきましては「万引きをさせない社会づくり」に努めることに対する「共同宣言」を持って相互の意思疎通を図っているところであります。

これは、「たかが万引き」という社会の風潮に警鐘を鳴らし、人々が万引きに手を染めないように、社会の規範意識の向上に努めるとともに、万引きを許さない社会環境をつくるために協働して万引き防止対策に取り組むことに合意したものでありまして、次の三つを大きな柱として推進していきます。

「万引をさせない社会づくり」共同宣言

- 一 万引きを許さない社会気運の醸成に努めます。
社会総ぐるみで万引きを防止するための取組みを展開し、万引きを許さない社会気運の醸成に努めます。
- 二 万引きをさせない環境整備を推進します。
被害者となる店舗においては、店員による積極的な声かけ、商品の適切な陳列等「万引きをにくい店舗づくり」に努めるなど、万引きをさせない環境整備を推進します。
- 三 万引きを認知した場合の届出の徹底を推進します。
万引きを認知した店舗においては、犯人が二度と同じ過ちを繰り返さないようにするため、警察への届出の徹底を推進します。

これらを推進する個々具体的な取組みとしては、次のようなことを実施しています。

①万引防止マニュアルの作成配布
このマニュアルは、主に営業者向けに作

成したものとなります。

記載の内容を全てお示しすることはできませんが、その骨子につきましては、次のとおりです。

- 万引きをさせない雰囲気づくり
 - 万引きをさせない環境づくり
 - 万引き防止のための着点と対応要領
 - 万引き現場を目撃した場合の対応要領
- 本マニュアルは、接客の方法、売り場のレイアウト、防犯カメラの設置方法に併せて、万引きを認めた場合の対応要領を盛り込んだ内容となっております。関

係業者からの評価を得ているところです。

②万引防止ステッカーの作成

万引き防止のための意識の向上や防犯効果を目的に県内統一の万引防止ステッカーを作成することとしました。これは、県内の複数のイラストレーションやデザインの専門学校に参加を呼びかけステッカー作品を募集し、コンペにより最優秀賞一作品、優秀賞四作品を決定したものです。

なお、応募総数は一四九作品にのぼり、最優秀賞を受賞した作品を活用したステッカーの作製と、入選作品を活用したポスターの作製に至り、関係店舗等に幅広く活用していただいております。



③店舗責任者等による「万引防止教室」の開催

従来、警察官による万引防止教室が主流でありましたが、やはり、心に訴えかける話を聞くことが規範意識の醸成に資することは言うまでもなく、そこで、実際に被害に遭っている店舗の責任者等を講師として万引防止教室を開催しております。その内容は、

●「万引きによる被害は何人もの社員を雇える額である。」

●「1個の万引被害の損出を補うのにどれだけの商品を売る必要があるのか。」

●「万引き防止のために店がいくら費用をかけているのか。」

など、経営者であり、真の被害者であるからその内容の講話は聴講した少年たちに響いていることと思われまます。

万引きにより検挙・補導された少年に対するアンケート結果

万引きは、「されないようにする」ことも大切ですが、やはり「しないようにする」ことが、大前提であります。そこで、

当県では、万引きにより検挙・補導された少年を対象に「万引きに対する認識や規範意識」などを調査するため、アンケート調査を実施しました。

その結果から読み取れることについては次のとおりでした。

●少年の家庭環境について

家庭環境は平均的なケースが多い状況であったが、保護者との意思の疎通がうまくいっていない。

●少年の規範意識について

「捕まらないと思っていた。」

「何も考えていなかった。」

「弁償すれば済むと思っていた。」

など、万引きに対する認識が甘い。

●万引きの店舗を選んだ理由について

品物の種類が多いことに併せ、店員や警備員が少ないため。

●どうされたら万引きを断念したか

店員と目が合う、

声をかけられる、

警備員が巡回している。

総論で言いますと、平均的な家庭環境で育ち、万引きが犯罪と認識していながら、ゲーム感覚で短絡的に犯行におよんでいることが判明し、その反面店舗側の積極的な

声かけや警備員の姿を見せることに多大な抑止効果が認められました。

当県では、この結果を万引防止対策協議会や学校関係者等にフィードバックして、少年の規範意識の醸成と万引きの抑止対策に活用してもらっております。

最後に

以上、当県の万引防止対策について、記させていただきます。紹介させていただいた他にも種々対策を講じているところではあります。少年の万引きはゲートウェイ犯罪であり、初期段階で少年の規範意識の改善を行うことが極めて重要と考えております。

そのためには、学校頼み、警察頼み、民間頼みという考えを払しょくし、官民が強力に連携して、それぞれの分野で最大限知恵をだしての対策が必要だと思われまます。

「その万引き誰かが見てまますよ」という標語を目にすることがあると思います。誰かが見ているからではなく、そもそも万引きをしない意識が醸成されることを願うところです。

万引きは犯罪ですよ

ちよつとしたでき心から

思わぬ犯罪者に

最近の刑法犯罪件数は減少傾向にあるものの、万引きや置き引き等は逆に増加傾向を示し、中でもその主たる当事者は、高齢者が約三割を占め青少年や主婦等の件数を上回り、高齢者が高齢者を見回りをすると
いう状況になっております。

私たちの住む須賀川市は、福島県のほぼ中央に位置し市の人口は八万人弱、交通も空の玄関口福島空港が市内にあり、また高速道路が東西に走り利便性の良い地域で、人の流れや物流も活発で、凶悪犯罪等は発生しにくい地域と認識しておりました。

しかし、近年都市化が進み大型スーパーやホームセンター、コンビニエンス等の店舗が次々とオープンし、大変利便性が高く

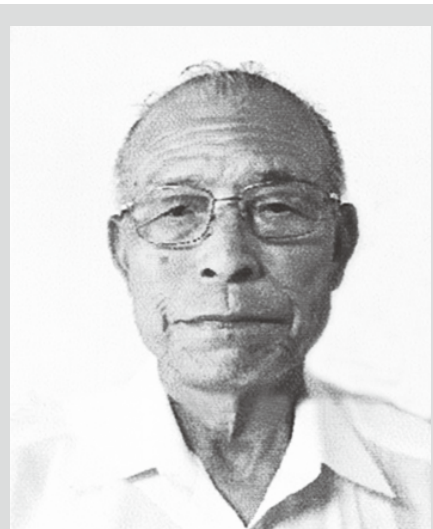
なりました。

そうした反面、その商業施設では年々万引き等の被害が頻発し所轄の警察署では、その犯罪抑止に大変苦慮されていると聞き及んでおります。

こうしたことから須賀川警察署では、平成二十五年四月から、万引き防止アドバイザー三十一名を委嘱し、こうした犯罪を一件でも減らそうと地域ぐるみで取り組んでおります。

私もはじめて、万引き防止アドバイザーの委嘱状と腕章をお預かりし、その責務の重大さを実感しております。

委嘱状の交付式後、早速研修会が開かれました。



執筆：金子 定雄さん
(かねこ さだお)

福島県須賀川市老人クラブ連合会
会長

須賀川市狸森字上岩ノ内7番地
80歳（昭和9年10月生）
福島県老人クラブ連合会副会長
須賀川市万引き防止アドバイザー
福島県カローリング協会会長



平成25年4月 福島県須賀川警察署において31名に委嘱状の交付と腕章貸与

犯罪発生の実態を知ろう

近年の万引き発生状況は、平成二十四年度は、刑法犯総数が約一割減少しているのに対し、万引きは逆に二%増加しており、その万引き発生要因は次の通りとなっております。

- ① 万引きの被疑者は六十五歳以上が全体の三十二%で十年前の二倍となりました。
- ② 発生の曜日は、火曜日が十五%で他の曜日を上回っております。
- ③ 発生時間帯は午前十時から十二時までと、午後二時から四時までがいずれも十六%を越す割合となっております。
- ④ 主な発生場所は、総合スーパーが三十一%、続いてその他のスーパーが二十五%、次にホームセンターやコンビニエンス、ドラッグストアの順となっております。
- ⑤ どんな商品が狙われるのかは、食料品が全体の四十五%を占めております。
- ⑥ どんな人が万引きで検挙されるのかは、六十五歳以上が三十二%と高い割合を示

し、私たちの年代が要注意の存在となっております。

こうした現状を踏まえ、
万引き防止キャンペーンに
参加しました。

◆平成二十五年十月十五日

午後一時から、須賀川駅近くの大型商業施設で、キャンペーンに参加

この日ははじめてであったこともあり、小・中学生(T.P.T(The Power of Teenagers))の方々と合同で、警察署で準備した万引き防止グッズ、一人五十人分を店内外の買い物客に一言唱えながら配りました。

「万引き防止キャンペーンをやっております。どうぞ受け取ってください」と一言言って手渡すのですが、「ご苦労さん」と言って快く受け取る人も多いかと思えば、反面、両手をポケットに入れたまま見向きもしない人もおりました。そんな態度に出られると小・中学生の方々は、段々声が小さくなり行動も鈍って参ります。

こんな行動を繰り返しながら、最初は慣れない事もあり、うまく伝わらなくて、戸惑いもありましたが、時間の経過と共に自

然と会話できるようになりました。その頃には配布グッズもなくなり、子供たちと反省をしながら、第一回のキャンペーン活動は無事夕方には終了しました。

福島県警主催
万引き防止アトバイザー
研修会開かる

◆平成二十六年二月二十八日

郡山市北総合卸センターを会場に、福島県警察署主催による研修会が開かれました。私たち所轄の警察署からは、担当者も含めて四人で参加しました。

先ず開会冒頭、万引き発生の実態について、県警本部犯罪防止・情報分析補佐からグラフや表を用いての説明に、万引きとはそんなに深刻な問題となっているんだと改めて実感いたしました。

次の演目は、『暖かな、こんにちは』から始まる万引き対策』と題して大型スーパーにおける万引き防止対策について、大型スーパーの実務担当者から実例の紹介や防止対策について具体的な内容の講義があり、経験の少ない私たちには大変よく参考に資することが出来ました。

定例の万引き防止 キャンペーンに参加

◆平成二十七年二月十日午後四時から

真冬の夕方、大変寒く全身がかじかむような寒さの中、元気いっぱい「TPT」の皆さんと今回もキャンペーングッズを店内外で配布しました。一回から二回と回を重ねる度に要領も掴み、買い物客とのコミュニケーションもうまくいくように思いました。



平成27年2月10日 定例の万引き防止キャンペーンをTPTの皆さんと合同で実施

こうした地道な活動が一件でも万引き件数が減少することを願いながら、老人が老人層を見回りするというような矛盾とも葛藤しながらひたすら仲間との活動に打ち込みました。

屈託の無い子供たちは、終了と同時にワイワイとはしゃぎながら去っていきました。

◆平成二十七年七月十六日

午後五時から約三十分

今日は珍しく隣の大型スーパー前で、午後五時から万引き防止キャンペーンを実施したのでぜひ参加してほしいと連絡が入りました。早速最寄のアドバイザー五人に協力要請の電話をいれる。ありがたいことに、連絡した五人のアドバイザーは、それぞれ事情はありましたが二つ返事で引き受けてくださいました。今日もまた「TPT」の会員三十人と役員合わせて五十人で実施しました。

私はキャンペーンの合間をぬって店内で店員さんに、「実際に万引き被害はあるのですか」と尋ねて見ましたところ、なんとビックリした返事が返ってきました。「実は三日前に婦人靴五足もやられました」と。その店員さんの怒りとやり場のない無念さは私に



平成27年7月16日 定例の万引き防止キャンペーンをTPTの皆さんと合同で実施

ジーンと伝わってきました。そして、私たちのキャンペーン活動は、大変有難くて感謝していますと、素直に支持して下さいました。私たちのキャンペーン活動は初めてまだ三年目、短い体験の中からも、万引きは手を替え品を替えて、毎日あちこちの商業施設で起きていることが何われまます。

今まで私は、万引きの概念として、青少年や情緒不安定な主婦が多いと勝手に認識しておりましたが、いき場のない孤独な高齢者や、何もすることがない・用のない高齢者に万引きが多いことを再認識させられ、今後の活動を有意義に展開して参りたいと心に誓いました。

地域の強い絆で！

「万引きをしない・させない・見逃さない!!」

今が大切。
皆で止めようという
思いから

「万引き」は「犯罪」

地元では目に見えない所で「いじめ・非行」があります。「万引き」には小学生・中学生だけでなく、一人暮らしのシニア世代が寂しさの中で「万引き」に手を初めています。「万引き」は「犯罪」です。
いじめ・非行の犠牲にあった生徒が「万引き」を強要されたとの話がありました。

幸い今回は何もなかったとの話でしたが、また同じ事が起きないとは限りません。

少年のほとんどが、遊び感覚で「万引き」を行っていますが、今のうちに歯止めしておく必要があるとの思いから地域での活動の大切さが感じられました。
一人一人の目で「万引き」を見逃さないように充分気を付けておきたいものです。

組織の概要

— 設立の経緯等 —

地元中学校は5つの小学校出身児童が入学しています。防犯協会は一日も早い活動



執筆：大石 尚光 さん
(おおいし ひさみつ)

福岡県糸島警察署 糸島市防犯協会
万引き防止推進員

平成8年～警察署少年補導員継続中
平成24年～27年、糸島市防犯協会地域安全
連絡員の活動

の必要があり、まず中学校区内のスーパー・ドラッグストア・本屋等に「万引き防止推進員」が腕章をつけて店内の巡回をする活動である旨を説明し、承認を頂けた店舗には、後日、防犯協会加盟店のポスターを入口や店内に掲示していただく事になりました。

地域の24の各種団体代表者、自治会会長、小・中学校の校長先生に集まっていただき、活動に賛同していただいた団体の中から推進員を出していただき、巡回活動を始めています。



万引き防止推進員腕章



スーパーに掲示されている万引き防止推進加盟店ポスター

組織の構成
 現在・個人ボランティア
 窓口を含め150名の方が活動

現在の構成は、当南風地区青少年育成指導員・地区民生委員・児童委員・防犯協会糸島支部・各校区民会議・中学校・5つの小学校、そして個人ボランティア、窓口となっている事務局を含めた150名の方々が活動中です。

一人でも多くの方が「万引き防止推進員」として、また、個人のボランティアと



腕章をして巡回活動に向かう万引き防止推進員

主な活動内容と 具体的な事例

して、当小学校保護者・中学校保護者の中からの推進員の増員と加盟店舗の増加及び活動内容の充実を図っていく計画です。

推進委員は、店舗に入る前に「万引き防止推進員」の腕章を腕に着装します。子どもに持たせたり、ベルトに挟む、手に持つ等の方法は認めていません。店舗に入って直近のレジに進み、レジ担当者に腕章を見

せてから店内に入ります。店側の対応により、業務連絡が行われた後、推進員は店内にて買い物をします。買い物中に万引き行為を認知した場合は、近くの店関係者に知らせます。推進員は、買い物が終わったらレジに向かい、レジ担当者に腕章を見せてから支払を済ませます。推進員は店外に出してから腕章を外します。

「万引き防止推進員の 活動要領と留意事項」

活動要領

*店舗に入る前に「推進員腕章」を必ず腕に着装することとします。子どもに持たせたり、ベルトに挟む、手に持つなどの方法はできません。

*店舗のレジ担当者に腕章を見せてから、店内に入ります。

*万引き防止推進員（以下「推進員」という。）は、店内で買い物をします。

*買い物が終わったら、レジの担当者に腕章を見せて支払いをします。（この時、ポイント等が提供されます。）



万引き防止推進員腕章をして店内を巡回活動

*店舗の人から、名前を聞かれた時は、「第〇〇号の大石です。」等と腕章番号と名前を答えます。
*推進員は、買い物を終わり、店外に出るから「推進員腕章」を外します。

留意事項

*推進員は、あくまでボランティアなので、万引き防止のための特別の権限や義務はありません。

*推進員活動とは、推進員腕章を着装して買い物をしてもらうことです。万引き犯

人を見つけて出す必要はありません。気軽に普通どおり買い物します。

*買い物中に万一、万引き行為を見つけた場合は、店舗の従業員に知らせます。

*糸島市防犯協会万引き防止推進員制度加盟店のポスターが貼付されている店舗において、ポイント増、キャッシュバック、粗品提供等の万引き防止活動支援サービスが受けられます。

*推進員腕章の譲渡や貸与はできませんが、例外として、配偶者への貸与はできます。

*推進員をやめるときは、腕章を返却します。

活動を振り返って

推進員や店舗からの要望や問題点の提起はありませんが、私の活動の中では、青少年（小・中学生）より、むしろシニア世代、アジア系外国人の「万引き」が目につくとの情報を、最近よく耳にします。

「万引き防止推進員」の活動のPRを積極的に行うことが必要と考えています。

今後の展望と課題

「万引き」の減少を図るには、地域の人、顔見知りのお母さん、お父さん、おばさん、おじさんの活動が一番の防止策になると考えています。

このような活動が、市内全地域・県内・全国に拡大していけば、青少年による「万引き」だけでなく、最近増加傾向にある高齢者による「万引き」対策にもなると思います。

今後の課題は、推進員の増員・万引きについての知識を持ってもらうための研修会・情報共有等を図ることが必要だと考えています。今まで住民主導で進めてきた活動ですが、今後は行政関係との連携も欠かせないと思っております。

「腕章やポスター」の増加と、協賛店舗の皆様にも、この活動を理解していただき、推進員が気軽に店内巡回できるようにすることも必要と考えています。

高岡方式 Ⅱ 「防犯標語」による 万引き防止策について

はじめに、この欄の寄稿は、平成24年に高齢者の万引が青少年を上回り、今やこの高齢者万引問題は、日本の抱える問題と聞いています。全国の各地区の参考になればと思い、私なりの活動内容をご紹介します。

学童の標語で万引減る

取組みのきっかけは、平成25年12月1日



付けの地元紙・富山新聞において「学童の標語で万引減る」の記事が掲載されました。この記事に関して、特定非営利活動法人全国万引犯罪防犯機構の福井事務局長より、内容を調査し報告してほし

いと要請を受けました。

早速、関係者から聞き取りしたところ、木津小学校校下にある食料品スーパーのバロー高岡木津店と所轄の高岡警察署・清水交番とは、かねてより高齢者による万引き増加に悩んでおられ、立寄り警戒を増やし、万引き防止ポスターを掲示しても、なかなか効果は出なかったそうです。

こうした中、検挙した高齢者の一人から「孫と一緒に万引きしていなかった」との供述に着目し、その年の6月、同小学校に協力を求めたところ、校長先生が快諾され、具体化に向けスタートしました。

木津小学校では、まずは教育活動の一環として、自らが万引きをしない、灰谷健次



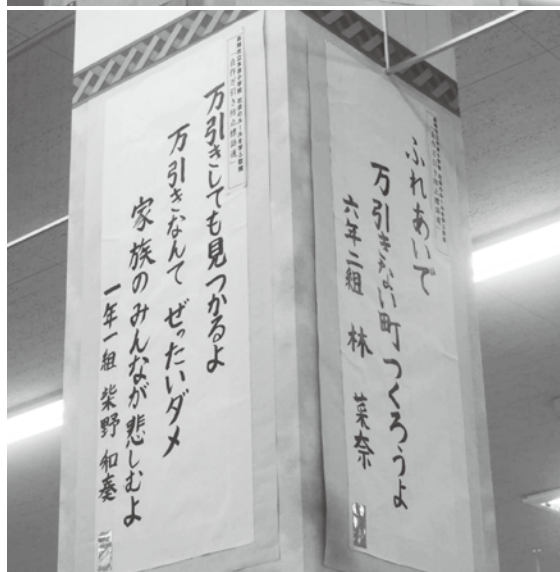
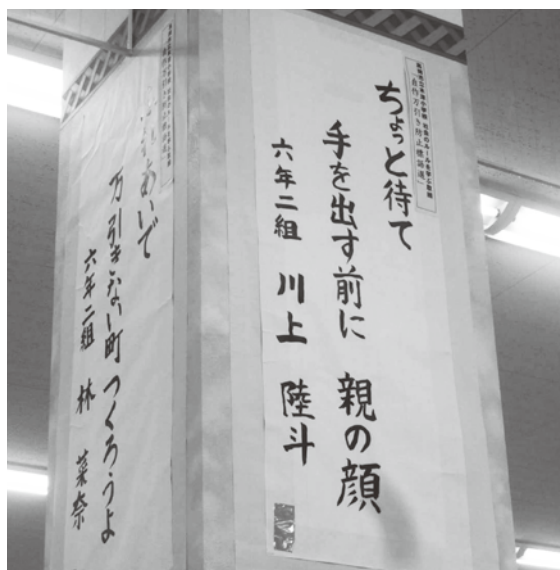
執筆：福井 直樹さん
(ふくい なおき)

富山県高岡市議会議員
全国万引犯罪防止機構 正会員

現在、佐野地区自治振興会顧問・南条校下体育振興会副会長・南条小学校教育振興会顧問・佐野地区交通安全推進協議会顧問・高岡市議会民生病院常任委員会副委員長・自民党高岡市連支部副会長・同遊説委員長

郎の「チューインガム一つ」を引き合いに、家族とともに万引きについて考える機会を創ってもらい、話し合った内容で「防犯標語」を作成してもらったこととし、その標語をスーパーに掲示することによって、高齢者による万引き防止対策に繋がるのではないかと考えました。

全校生徒（約280人）から防犯標語が提出され、夏休み前の7月にPTAと協力して、優秀作10点、佳作10点を選出し、まぐず優秀作10点を同店のレジ前の柱に、大ま目立つ形で掲示することとしました。その半年後、代わって佳作の10点を掲示し、万引き防止に貢献していました。



店内に掲示された防犯標語

高岡署ではこの活動に対し、感謝状と記念品を同校に贈呈されました。

学校、家庭、警察が連携

効果としては、

■『スーパーでは、高齢者による万引きが減少した（それまでの月1件程度が、ごく僅かに）。』

■『同署では、高齢者の万引き減少はもとより、万引きについて子供だけでなく、家族で考える良いきっかけになった。』

子供の万引き防止にも繋がると考える。』

■『同校では、標語に「万引きは家族に対し申し訳ない」との内容が多かったことから、家族と一緒に万引きについて考える良い機会になった。』

結果として、高齢者の万引きが減少することにも貢献できたことも良かったし、報道等で注目されることで、家庭や生徒の意識向上にも役立ったと考える。』

など、3者とも取組みに満足されています。

私も、今回の試みは「学校、家庭、警察」が連携した良いケースであると思いましたが、何よりも近隣の交番と小学校長の熱意の大きさが、この活動を成功に導いたものと感じました。

高岡方式と命名

次に、せっかくの良い試みを全市に拡大してはどうかと、平成26年6月、議会で質問した内容と市当局の答弁について、以下に紹介します。

『最後に、「防犯対策の充実」について質問します。

高岡署管内の万引きによる補導・検挙人員は、平成24年の76件から平成25年は79件、と件数的にはほぼ横這いですが、内訳をみると未成年が42件から30件に減少しているのに対し、65歳以上の高齢者が9件から20件と倍以上に増えています。

このような中、昨年、木津小学校では、地域の清水交番と近隣にある商業店舗と連携し、万引き防止対策を実施されました。

「万引きをしないことは勿論、家族に迷惑をかけられない」との内容の標語が多かったと伺っています。学校ではPTAとも協力し、優秀作品を選出。その作品を店舗のレジ近くに掲示したところ、万引きの減少に繋がった、ということでした。

防犯対策は、街灯の整備や防犯カメラの設置など、ハード面に注目が集まりますが、今回の試みは、お金も左程かけずに、「学校、家庭、警察」が連携した良いケースであると思います。

夏休み前に是非、他校でも水平展開してどうかと考えますが、当局の見解をお伺いします。』

高岡市教委

高齢者の犯行抑止へ推奨

高岡市教委は、高齢者による万引き防止へ、小学生の防犯標語を推奨する。昨年に木津小の児童が考えた防犯標語を市内のスーパーで掲示して以降、万引の認知件数が減少した成果があったことから、他校での取り組みにも協力する。19日に開かれた市議会個別質問で、福井直樹氏（自民同志会）の提案に対し、水見哲正教育長が答えた。防犯標語は、県内で増える高齢者による万引きを防ぐため、孫世代

小学生標語 万引に効果



店内に掲示された防犯標語。高岡市教委は市内の小学校に防犯標語の取り組みを推奨する。＝昨年8月、市内のスーパー

年8月スーパーの店内に張り出して以降、万引の被害が減ったという。水見教育長は、道徳教育や生徒指導の一環として行った木津小の取り組みについて「児童が防犯活動に一定の貢献をしたばかりでなく、児童の万引き防止の意識高揚にもつながった」との見解を示した。福井氏が他校でも展開を求めたのに対し、水見教育長は「警察署や関係団体などから依頼があれば、可能な限り協力するよう指導したい」と述べた。

これに対する水見教育長の答弁は、以下のとおりです。

『万引き防止標語に関する木津小学校での取り組みは、高岡警察署と高齢者による万引き被害の増加に悩む店舗からの協力要請を受け、道徳教育、生徒指導の一環として実施したものである。』

この取り組みの結果、大型量販店での万引きが減少したことは、児童が防犯活動に一定の貢献をしたばかりでなく、児童の万引き防止の意識高揚にも繋がったものと考えられる。

今後、警察署や関係団体等から依頼があれば、各学校の実情に応じて、可能な限り協力するよう指導して参りたい。』

翌日の富山新聞は、この内容を掲載した

ほか、6月26日に開催された東京万引き防止官民合同会議が開催した「第3回万引き防止シンポジウム」において、土方・日本小売業協会会長が、高岡市での防犯標語の取り組みを紹介されたことも掲載したが、その折に「高岡方式」と命名したことは大変、有難いことでした。本市における、今後の万引き防止活動に弾みがつくものと思われ

ます。「学校、家庭、警察」が連携した防犯標語により万引きを防止していく「高岡方式」の展開に、引き続き、微力ながら貢献して参りたいと考えています。

そろそろ万引のことは

「泥棒」と呼ぶべきだ！

「犯罪機会論」の重要性と私服Gメンの提言

はじめに

Ⅱまだ間に合う！

規範意識を取り戻せ！Ⅱ

「ちよつとすみません。他にも未清算の商品 お持ちですよね?」・・・

店内で窃盗行為を終え、隠匿した商品に何食わぬ顔で清算せず店の外へ出た現行犯に、すかさず私服Gメン（保安警備員）が呼び止める際の掛け声のひとつである。

私が警備業者として私服保安警備を手がけて既に5年が過ぎ、これまでドラッグストアや食品スーパー、書店等で現行犯として取扱った窃盗事件の延べ人数は老若男女

約900名を超える。（単純計算すると平均2日に1人を捕まえてきたことになる）

問題はその99%が犯行現場の近隣に居住する一般人によるものだったという事実だ。つまり万引行為は今や「日本全国どこでも身近に起る事」であり、小学生や高齢者が捕まったと聞いても特に違和感を覚えないほど「規範意識の麻痺状態」に社会が突入していることを示している。

今から20年前、私が刑事警察官として公務していた時代は一般人が万引で捕まったという「恥ずかしくて世間に顔向けできない」「町内に住めない」「家の名を汚したので離婚される」等と言われ、少なくとも地域社会において「大変な過ち」という

認識だった。

現在私は、万引犯罪防止機構の会員として機構が取組まれる調査研究結果や、東京の総会に全国から集まる会員さんとの意見交換で得た各種の情報を大いに活用させて頂きながら、日々発生する様々な窃盗事件と向き合いその本質を分析している。私が万防機構に加盟したのは、保安警備を始めた当時、毎日のように発生する万引の多さに衝撃を受け、さらには、事件を処理する過程で接触した保護者や教育関係者や時には現場の警察官にさえ「たかが万引くらい」と発言され、既に社会全体のモラルが崩壊を始めていると痛感し、この国は将来大変なことになるぞという「大きな危機

執筆：山内 浩司 さん
(やまうち ひろし)

有限会社ジャパンプロテクトシステム
代表取締役
全国万引犯罪防止機構 正会員

京都府警察官としてグリコ森永事件等の特殊犯捜査を経験。
退官後は警備会社JPSを設立し、AJSSAセキュリティコンサルタント、総合防犯設備士として企業の危機管理を専門にコンサルティング活動中。
米国インターセック社とも業務提携し、常に進化する犯罪を分析している。

感」を抱いたからだった。

ここ数年、刑法犯認知件数（H26年度は約122万件）はデータ上減少したので、あたかも犯罪の発生自体が少なくなつたかの印象を受けるがこのうち、窃盗罪の割合は73%（約90万件）で圧倒的に多い。一方、警察の検挙率も低迷し平均30%以下。単純計算すると3件中1件しか捕まつていない。体感治安としてはむしろ悪化したようにも思える。

万引は常に窃盗犯手口の中でも上位を占めているにもかかわらず、1回あたりの被害額が少ないこと、その場で謝罪や買取りによる解決と、未成年者や高齢者の構成割合が多く逮捕（拘束）起訴されにくいこと、店員や警備員によって既に犯人は確保され、110番通報の緊急性が低く、まるで民間処理の延長のような印象を受けること等から、軽微な犯罪のように見られがちだが、とんでもない！人の物を盗む行為は「泥棒」そのものであり、日本人の倫理観や国の財産である子供の成長に重大な悪影響を及ぼす「最悪の犯罪」である。

せっかく刑法が改正され、窃盗罪に罰金刑を付加したのに不十分な広報のためか、社会生活の中でもっとも身近に遭遇し、間

違いを犯し易い罪の刑罰を、国民は十分に理解していない。罰金刑が前科になるという認識の低さも万引が減らない理由のひとつではないだろうか。これまで膨大な数の窃盗事件を処理し、犯罪の裏も表も知り尽くしたGメン兼、企業を指導する立場のセキュリティコンサルタントとして、次の3点はどうしても皆様にお伝えしたい。

1 犯罪機会論の重要性

Ⅱ万引の抑止は店舗環境の良し悪しで決まるⅡ

某ドラッグストアの化粧品コーナー前の通路をどこにでも居そうな20歳の女性が行ったり来たりしている。広い店内にスタッフは2名だけ。急に女性の目が周囲を窺い出したのを私服保安員は見逃さなかつた・・・「やるな」保安員は直感し、女性から見えない位置で監視する。案の定女性にはスカラを手に取り素早く手提げバッグへ隠匿し足早に店外へ出たところで現行犯捕縛され警察へ通報された。捕まった女性は今回が初犯で、現金3万円以上とクレジットカードも所持する普通のOLだった。彼女はスカラを盗んだ動機について

「初めは万引きするつもりはなかつたのに、店員が私の存在に無関心で、見るとあちこち商品が乱雑に陳列されていたので、ここなら盗んでもバレないと思つたから」だという。このケースは一般人がいわゆる「出来心」的に窃盗行為に及ぶ典型的なパターンだ。このOLに万引の「犯意（動機）」を覚醒させたものは「万引が成功しそうな店の雰囲気」つまり「犯行の機会（チャンス）」である。犯罪は「動機」だけでは成立せず、動機を持った者が機会（チャンス）に出会って初めて実行される。人の表情や外見から心の内面に存在する犯意（動機）を見抜くことなどGメンのように訓練された者以外ほとんど不可能に近いが、犯行の機会（チャンス）をその空間（店舗環境）から排除することなら、店舗スタッフで可能だ。つまり、店舗環境を整備すればするだけ万引発生率を確実に下げることができるといふ考え方が「犯罪機会論」である。

お店の万引抑止力は、来店する「人」に関係なく、いかに犯行の機会を与えない店舗環境を整備したかという努力に100%比例する。

この考え方は、20世紀初頭まで主流だった「犯罪原因論（犯罪発生の原因は人間の

内面にあるとする理論)」に代わり、今や世界の常識になりつつある。

2 攻めと守りの バランスある店舗づくりの 具体的なヒント

都市部の小売店舗は常に人手不足・・・この実態は、人件費(コスト)を最小限に抑える為に、売場面積に比べて配置スタッフが不足し、レジ作業等の接客に追われるとたちまち売場が「無防備な状態」となることを意味する。「わかつているのですがいづも目を光らせることは実際難しいです」と店長は嘆く・・・ということでの私の経験上、これを実践すれば人手不足であっても確実に万引行為の発生率を下げられるという具体的な対策をいくつか厳選し、その効果↓も合わせて簡記するので参考にさせて頂きたい。

①店舗への出入口を気にしなくても出入者の有無がわかるようセンサーを設置し、人の出入を音で知らせる。(音が鳴れば必ずスタッフ全員が出入口方向を見てチェックするよう教育する。)↓店員が店の奥で作業をしていても確実にチェックが可能で



万引の行われる店舗の外観玄関口のイメージ

あり、特に言葉が通じない外国人窃盗グループには威嚇効果が大きい。

②お客さん全員の目を見て声を掛ける。その際の掛け声はやや大きめの声で、「いらっしゃいませ」よりも「おはようございます・こんにちは・こんばんは・暑いですね」等の挨拶型で。(外国人にはハローでOK)↓「当店はあなたを認識していますから」という心理的效果を与える。ポイントは、店内作業中であろうとなかろうと声を継続して出すこと(アルバイトスタッフも店の方針として声を出す反復練習を必ず教育する。元気よくスタッフ全員が一斉に声を出すのもよい。客は悪い気がしないのでリピート率にも貢献する)

③陳列棚の(商品の)整理整頓↓商品が乱雑に放置されていると、盗まれても分か

り難いので狙われ易い。常に整然と陳列されている店は犯行が発覚するまでの時間が短いと思わせるので犯意抑制の効果大。

④店舗備付の買物用カゴを必ず利用してもらおうよう声かけする(渡す)。例え拒否されても強制は難しいが、POPを貼る等してルール化↓②と同じ効果と犯意減退の効果。

⑤マイバックの使用は清算後のみに限定する(レジまではバッグの口を開かず、商品も入れさせない)ことをPOPと広報で確実に周知↓大型トートバッグを使用した大量被害を防ぐ効果大。

⑥高額商品は陳列棚には配置せず、商品カードと現品を清算時に交換する方法を採用↓未だに現品を手取ることで「販促効果に影響がある」という説をよく聞くが、今やネット通販の時代、さほど影響はなく、目的を持った客は必ず現物の提示を求めるのでその都度見れば問題ない。商品を大量に売場保管している店は窃盗団の下見で「格好の餌食」に。店の警戒意識の低さの表れともいえるのでやめたほうがいい。

⑦日本語と英語と中国語で「当店は窃盗行為と判別困難な紛らわしい行動と判断した場合、即時警察へ通報します。商品は必ず店内備付の買物カゴに入れてレジまでお

持ち下さい」と記載したPOPを店舗入口及び店内の見やすい場所に掲示する↓予め翻訳までしてお店の方針を広報掲示した事実を積み重ねることで、店員の確認行為等をことさら人権侵害等と揚げ足を取り、誤魔化そうとする連中に言い訳させない為と、国内に移住する外国人の増加により、文化習慣の違いによる営業中のトラブルも多く、これらを防ぐ効果あり。

⑧管轄警察の（交番やパトカー）制服警官の巡回や立ち寄りを増やしてもらおうこと↓これは各警察署地域課の協力次第であるが、海外では制服警官がコンビニやスーパーで買物するのは当たり前の光景で、実は犯罪抑止と地域の犯罪情報の交換という目的を兼ねており、お店にとっては防犯効果絶大だ。余談だが、変なところで権力意識が捨てきれない日本の警察官に、巡回連絡の重要性を再認識させる点で大切ではないかと思う。

一般人とのコミュニケーション回復は本当の意味での治安回復に繋がる。普段はなかなか姿を見せない警察官が、一件の万引通報処理に5人以上も集合して対処する光景は如何なものだろうか。

以上、①以外はできるだけコストを賭けずに明日からすぐにも実践できる対策ば

かりを挙げてみた。逮捕された窃盗団のボスが供述の中で明かした「犯行の対象から外す店」をヒントにもしているのだからこれを実行しない手はない。

3

一部の親と一部の教育関係者
そして一部の警察官と
一部の弁護士の方へ

日本の家庭、学校、警察では未だに「不審者」という言葉が普通に使われていきます。実は海外に不審者という言葉はありません。なぜなら人は外見だけで不審かどうかなんて見分けがつかないので意味のない言葉だからです。心の内面なんて誰にもわからないのです。皆さんへお願いします。万引は精神構造の未熟な者が陥り易い「仕方のない犯罪だ」とか、「うちの子に限って」とか「被害額が僅かなのにいちいち

110番しないでくれ」とか、「窃盗癖という病気のだから加害者にもケアが重要だ」等と無責任なことを言わないでください。本年6月に文科省と警察庁の協力を得て万防機構が実施された「第10回万引に関する全国青少年意識調査の分析報告書」には、「万引をしてはいけないと思う理由」を

小中高生の6割が「法律を破ってはいけないから」「誰が何と言おうと悪いことは悪いから」と回答しています。そう、子供たちは善悪の判断をちゃんとわかっているのです。屁理屈を言うのは大人です。

先日イギリスBBCニュースで「文化レベルが高いはずの日本では、万引犯罪者の内、人生の道徳を説くべき立場の高齢者が少年の割合を上回った」と恥ずかしい記事が報道されました。育った環境のせい？心に悩みを抱えているから？・・・そんなこと関係ない！ダメなものはダメ！悪いことをすれば叱られ、反省し、罰を受け、償い、やり直す・・・当たり前のことです。今こそ親や教師、そして公共の安全と秩序維持を心に誓った人、社会正義の実現を使命とする人、皆それぞれが今、何を為すべきか考えて下さい。

昭和の時代、私の好きだった漫才師に「人生幸朗」という夫婦芸人がいました。その名台詞を借りて「こんな日本に誰がした！責任者連れて来い！」とぼやきたいところですが誰の責任でもありません。万引のない健全な社会を実現する責任は我々一人一人にあるのですから。

万引対策は「コスト」ではなく「投資」である 「万引対策のストーリーをどうつくり上げるか」



執筆：山本 啓一さん
(やまもと けいいち)
九州国際大学法学部教授

H20年9月からH25年12月まで法学部長を務める傍らで、警察官育成のリスクマネジメントコースの立案と実施に携わり、地域安全マップづくりを北九州の小学校で実施。北九州市安全安心条例検討委員会委員長、福岡県性犯罪防止有識者会議副会長等を歴任。

店舗は万引の機会を提供している「場所」である

筆者は、九州国際大学法学部において、犯罪機会論の観点から地域防犯をテーマとしたゼミナールを開講している。ゼミでは、文献購読のほか、近隣の小学校での地域安全マップづくりといったボランティア活動をを行う一方で、学年ごとにテーマを決めて共同研究を行っている。2013年度のゼミでは、福岡県警や福岡県万引防止連絡協議会の協力をいただき、万引をテーマとした研究を行った。作成した報告書は、

福岡県万引防止連絡協議会のホームページからダウンロードできる。

環境犯罪学や犯罪機会論からみると、犯罪はハード的・ソフト的環境によって左右されると捉えることができる。これは万引にも当てはまる。万引は店舗の構造や雰囲気によって左右される。店舗とは万引の「被害者」であると同時に、万引という犯罪の機会を提供している「場所」でもあるのだ。

この観点から、我々は、福岡県において最も万引が多い業種であるスーパーマーケットを中心に調査（アンケート、万引Gメンへのヒアリング、店舗ヒアリング等）を行った。その結果から、スーパーマー

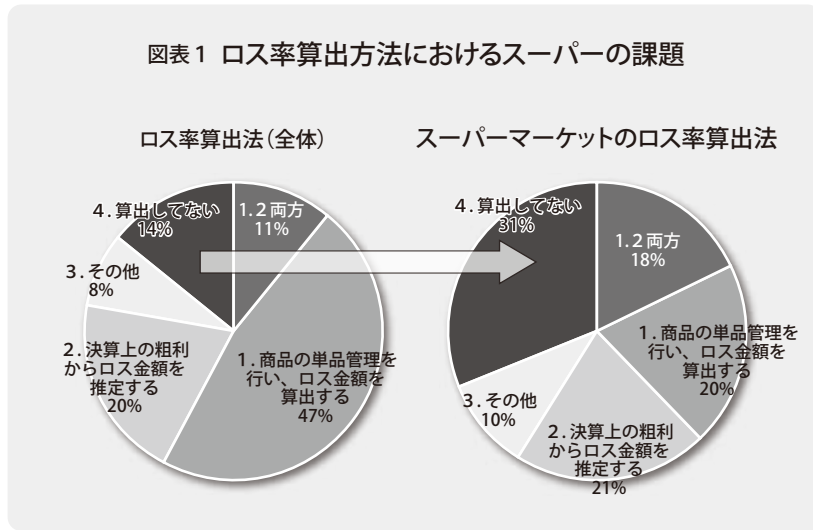
ケットが抱える課題と、その現状を踏まえ解決策を提示してみたい。

スーパーマーケットの意識の低さ

店舗アンケートでは200店舗に質問紙を郵送し、121店舗から回答が得られた。回答を分析する過程で明らかになったことがある。それはスーパーマーケットの万引に対する意識が極めて低いことであった。

まず、ロス率の把握の問題がある。ロス率を把握していないと回答した店舗はスー

パーマーケットにおいては30%を超えていた。これは驚くべき数字である。



また、スーパーマーケットは他の業種に比べて「万引が増えた」、「万引がやや増えた」という割合が多かった。だが、「万引が増えたか減ったかわからない」という回答も一番多かったのである。

万引の原因に対しては、景気の低迷、マ

イバッグの普及、従業員の業務範囲拡大といった点があると回答した店舗が多かった。解決の主体としては、警察や家庭、社会全体であると回答した店舗の割合も他の業種に比べて多かった。万引対策に関する従業員教育も、店舗の3割が「何もしていない」と回答した。他の業種と比べて当事者意識が低いことが目立つ。さらに、我々の実地調査では、月に数回ほど万引Gメンを投入しているだけ（その際は必ず万引犯を捕まえるという）だとか、ダミーカメラしか設置していないという店舗もあった。

現在、全国のスーパーマーケットは食品・総合あわせて2万店舗近くある。大規模スーパーがかなり熱心に万引対策に取り組んでいるのは対照的に、多くの中小規模スーパーマーケットでは、ロス率の把握、当事者意識、万引対策の実施といった点において、他の業種に比べてかなり遅れている店舗が多いのではないだろうか。

本音では、小規模スーパーマーケットの多くは、万引対策に消極的ではないかと推察する。1日あたり何万円も人件費がかかる万引Gメンを投入したところで、スーパーマーケットでは、防止できる被害額は数千円にとどまる。したがって、万引対策

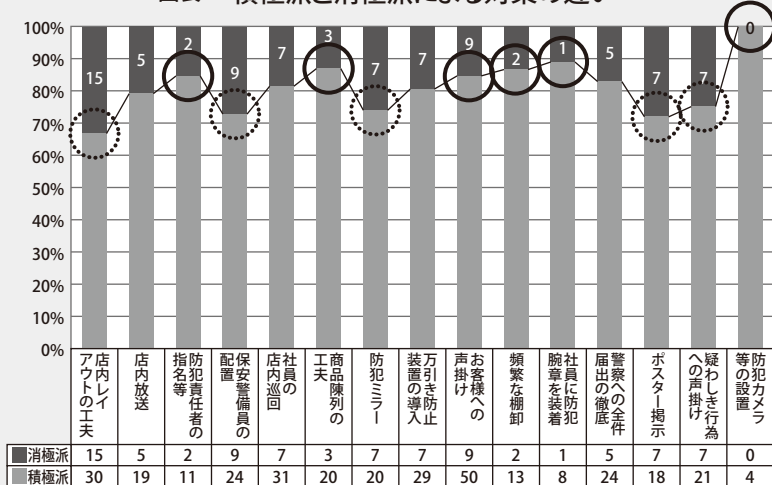
の費用対効果が非常に低いと考えているのではなからうか。だからこそ、万引対策にはあまりコストをかけず、最低限のレベルで済ませたいと思う店舗が多くなるのではなからうか。

万引対策に積極的な店舗と消極的な店舗では実施している対策が異なる

また、アンケート調査では万引に対する認識を質問した。その回答をもとに、たとえば、「会社の経営上大きな影響を与えるので何らかの対策をすべき課題である」と回答した店舗を「万引対策を主体的に実施しよう」と認識している店舗」と分類し、「被害は大きいが対策コストがかかるため現実には十分な対策がとれていない」とか「万引被害は想定内の範囲であるから、課題としては低い」と回答した店舗を「万引対策の取組に後ろ向きの店舗」に分類した。

前者を「積極派」後者を「消極派」と呼ぶことにしよう。積極派は87店舗あり、消極派は31店舗だった。そのうえで、両者の万引対策の方法を比較してみた。

図表2 積極派と消極派による対策の違い



○ 積極派の実施割合が高い取組 ○ 消極派の実施割合が高い取組

積極派の方が高い割合で取り組んでいる対策としては、「従業員の声掛け」「頻繁な棚卸し」「社員に防犯腕章を着させる」「商品陳列の工夫」「防犯責任者の指名」といった対策である。他方、消極派の店舗は、「店内レイアウトの工夫」「保安要員の配置」「防犯ミラーの設置」「ポスターの掲示」「疑わしき行為への声掛け」

といった項目が多い。積極派と消極派の違いとはなにか。消極派の場合は、一旦導入してそれで終わりという対策が多い。それに対して、積極派の場合は、組織的に対応しなければできない対策を継続的に実行していると見ることができる。

「組織的・継続的」という視点は重要である。組織的・継続的な対策を実行することは簡単ではない。保安要員を配置するよりも、従業員のお客様への声掛けを全員でやり続ける方がはるかに難しい。だが、積極派はそれやっているとことだ。

ここで、「お客様への声掛け」と「疑わしき行為への声掛け」の違いを考えてみよう。「お客様への声掛け」とは、従業員全員が顧客全員に常に声を掛けることだ。他方、「疑わしき行為への声掛け」とは、防犯担当者や一部の店員が不審な行為を行っている人のみに声を掛けることである。

この二つのうち、「お客様への声掛け」の方が重要であることは言うまでもない。その上で「疑わしき行為への声掛け」である。これが逆転すると、従業員は、顧客を不信の目で見るようになってしまう。それ

は従業員と顧客の信頼関係を損なってしまふ。そして、お客様への声掛けのためには人材育成に対する投資が不可欠である。いったん朝礼で告知すれば終わりではない。これは経営課題であり、防犯責任者の範囲を越えた問題なのである。

万引防止のためのストーリー作りが不可欠

組織的・継続的な万引対策とは非常に労力がかかる手法である。単純な費用対効果では説明できないコストのように思われる。だからこそ、各店舗においては、万引対策を説明するための戦略ストーリーが重要になる。

たとえば、我々がヒアリング調査を行った店舗の一つでは、店長が「お客様を飽きさせないことが、イコール万引対策だ」と述べた。だからこそ、お客様の声掛けやライプ販売を徹底的に行うのだという。つまり、店舗の魅力を向上させることと万引対策は表裏一体だと考えているのである。

別の企業は、「ロスに鈍感になると経営

が緩む。また、従業員の安心・信頼を確保するために万引対策に本部が真剣に取組まない、本部への不信感が生じる」と答えた。この企業はハード的対策を行うとともに徹底的なデータ収集と分析を行っていた。

また別の企業は、「万引とは、より大きなリスクを防止するという観点から見た前兆事案だ」と回答し、莫大なシステムやハードウェアの投資を行っていた。

これらの説明は、万引対策がなぜ必要か、また、なぜそこまでコストをかける必要があるのかというのを、広い視野から見て、関係者全員を納得させるためのストーリーとして優れていると思う。このような説明を聞けば、各店舗の従業員は、「なるほど、だから万引対策を一生懸命しないといけないんだな」というように意識を持てるようになるだろう。

そして、このような説明ができるのは、防犯担当者ではなく経営者である。つまり、万引対策とは防犯部門だけが取り組むべき課題ではなく、経営の課題なのである。「疑わしき行為への声掛け」は、店長の指示で一部の店員だけで実行できる。だが、「お客様全員への継続的な声掛け」

は、従業員全員で取り組むべき課題である。一定のレベルを継続的に維持するのはとても難しい。経営者が経営課題として位置づけなければできないことなのだ。

一言で言えば、万引対策とはコストではなく投資である。できればやりたくない対策、あまりコストをかけず最小限ですませるため、ハード面およびソフト面の両面で積極的に取り組むべき課題と見るべきではなからうか。「頻繁な棚卸」はできれば避けたいコストではなく、「経営規律を高めるための投資」である。「お客様への声掛け」とは、万引防止のための単なる注意喚起策ではなく、顧客満足度向上や従業員の課題発見力向上と深い関係にある従業員のスキルである。このような考え方を持つことが、組織的・継続的な対策を実施する上で重要だろう。

地域密着型の スーパーマーケットの ストーリー

以上見てきたように、中小スーパーマーケットにはまだまだ意識が低い店舗も多

い。そして、こうしたスーパーマーケットは実際に万引対策に投資できる体力にも乏しいのが現状であろう。では、何から始めればよいのだろうか。

それはまず、従業員の意識改革だと考える。スーパーマーケットは、他の業種と比べて職場体験や地域の行事等の参加が非常に多い。従業員も顧客も地域住民が多い。それが地域密着型のスーパーの特色である。こうしたスーパーから万引犯が出るといふ事は、残念なことに地域の人が万引犯になっているということだ。

したがって、従業員に対して、「このスーパーが地域の人たちから愛されるために、そして、地域のお客様の中から万引犯を出さないために、従業員全員で協力して取り組もう。お客様をしっかりと見て、お客様にしっかりと声をかけていこう」と言えれば、パート従業員たちの対応も変わってくるのではないだろうか。

そして、「なぜ万引対策をしなければいけないか」というそもそもの疑問にさかのぼって、このようなストーリーを経営サイドが考えることは、実は、万引対策にとつて最も重要なことかもしれない。

万引き対策は 働く者に対する 安全配慮義務にかかわる 重要な課題である



執筆：桶田 清順さん
(おけだ せいじゅん)
元警視正

石川県出身、昭和36年警視庁巡查、警察大学校教授、警視庁第四交通機動隊長、蔵前警察署長などを歴任、平成14年警視庁を退職する。犯罪被害者遺族として警視庁被害者支援室が推進する「命の大切さを学ぶ教室」等の講演活動を行う。

平成27年6月2日、日本万引防止システム協会通常総会が開催され、「記念講演会」のなかで『万引き対策は働く者に対する安全配慮義務にかかわる重要な課題』と題して講演をしました。

その講演内容をここに取りまとめて紹介致します。

はじめに

ただいまご紹介をいただいた桶田です。本日は、日本万引防止システム協会の平成27年度総会に当たり、東京駅構内のコンビ

ニで店長として働いていた息子を万引き犯人の凶器で失うことになった私の体験等に関連してお話しする機会を得たことを光栄に思います。

万引き犯罪の認知、 検挙状況（警察庁犯罪統計）

万引き犯罪を全国的に見ると、平成16年当時の認知件数158,020件、検挙件数114,465件、検挙人員112,783人をピークに減少傾向を示している。ちなみに、平成25年中の認知件数は、126,500件で、前年に比べ、認知件数

は8,376件、検挙件数は、7,931件、検挙人員は、7,615人とそれぞれ減少している。

また、被疑者の年齢別状況は、検挙人員総数85,464人のうち、65歳以上が27,953人と一番多く、次いで、14～19歳16,760人、50～59歳9,444人、40～49歳9,302人、30～39歳7,744人、20～29歳7,399人、60～64歳6,862人となっている。その占める割合は、成人、高齢者、少年が順となっている。なお、万引き犯罪の認知件数等は、被疑店舗からの警察への通報届出が統計に反映すると考えられ相当数の暗数があることは否めないものと思われる。

万引き犯人の凶器で 息子を失った体験

東京駅構内では、平成13年1月には、店員が弁当を万引きした犯人に刺されるといふ重傷事件、平成14年3月には、店長に万引きを注意された女性が陳列されていたおにぎりに縫い針を混入する事件が発生するなど、万引き対策に駅や構内営業関係者、従業員等の関心が高まっていた。

そんな時の平成14年7月21日早朝、東京駅構内のコンビニ二店において店長として勤務していた息子は、店内でおにぎりなど550円相当を万引きをした犯人の行動を確認し事情を聞きため声をかけて事務所に同道を求めた。

その途中、事務所入り口付近において、犯人は、「このままでは警察に連絡されて刑務所に入れられる」などの勝手な思いから、常にポシェットの中に護身用として隠し持っていたベティナイフを密かに取り出して息子の腹部を力任せに一突きして、ひるんだ隙に逃走を図ったものである。

息子は、咄嗟に逃げる犯人を捕えようとしたものと思われ、駅構内を300mにわたり追跡したが力尽きて倒れ、救急隊によつて都内築地の聖路加病院に収容されたが、凶器の深手が原因となつて出血多量で命を失うことになった。

私達夫婦は、当日午前8時頃、医師から電話連絡を受けて病院に駆け付けた。しかし、午後2時頃には、息子の死を宣告され、目の前が真っ暗になったあの瞬間、そして手術台に横たわり何かを言いたそうに穏やかな笑顔を作っていた息子の死顔を今でも忘れることができない。

その後は、息子の遺体とともに病院を後にして警察の取扱いを受け、帰宅後はマスクミ対応に追われた。また、遺体の引取り後は、通夜・告別式を執り行い、落ち着く間もなく警察官や検察官の事情聴取を受けるとともに、長期間にわたる裁判や証人出任等を体験することになった。

事件及び裁判の経過

この事件は、店内の防犯ビデオに残され

た犯人の映像が公開手配され、犯人は、二日後の7月23日、警察に出頭してスピード逮捕された。その後、警察や検察の所要の捜査が行われて強盗殺人罪（法定刑は死刑または無期懲役）で起訴された。

当時の裁判では、遺族は、裁判官、検察官、弁護士（被告人）のやり取りを傍聴席で黙って見ているしかなかった。現在は「被害者参加制度」が確立され、被告人中心の裁判から遺族等も参加できる画期的な法制度が施行されている。

判決では、東京地方裁判所裁判官は、平成15年1月16日、刑法第42条の【自首減刑】を適用して、「被害金品が過少である、自首した、反省している」などとして懲役15年の判決を言い渡した。

この判決を聞いて私は、裁判官の事実認定に不信を抱き検察官に控訴をお願いした。控訴審の東京高等裁判所裁判官は、【無期懲役】の逆転判決を言い渡した。

被告人は最高裁に上告したが上告棄却が決定し、平成16年3月6日、刑が確定し服役中である。

万引き対策を考える

① 万引きは全件警察に通報し 措置を任せるのが基本である

万引き犯人のほとんどは、万引き行為を発見され咎められると、店長や従業員（以下「店長等」という。）に、その非を認め、物を返し、謝罪し、金銭を支払うことで許しを請いその場を逃れようとする。この結果、「謝れば、金を払えば許してもらえる」などの安易な考えを助長させている遠因となっているのではないかと危惧している。

一方、店舗側は、店長等に対して、万引き犯人を発見した場合には犯行を確認して身柄を確保し、万引き犯の言動に十分注意しながら事務所等に同道を求め、強制に渡らない相手の協力が得られる範囲で真相の確認に努めて、速やかに警察に通報し警察官に証拠品とともに引き継ぎするよう指導しているものと思われる。

現実はどうかというところ、店長等は、「警察に行く」と時間がかかり大変である、「店の営業や警戒等が手薄になる」、「料金を支

払ってくれば」などの事情から、即決処理の穏便な対応で事なきを得ようとする傾向にあるのではないだろうか。

店舗側の管理者等はその実態を把握されているだろうか心配するものである。

また、万引き犯人は、処遇の過程で店長等が許してくれないと分かると、悪口雑言をはいて抵抗する、犯行を否認する、凶器を示して逃げようとするなどの思わぬ行動に出るためにトラブルや受傷事故に発展し問題化することになる。

いわゆる手に負えなくなってきたからの警察への通報は問題を複雑にするのである。

② 店長等に対する 指導・教養・訓練を徹底する

店舗側は、より利益を求め、従業員や利用者の安全を図るために必要な投資を行い、防犯環境設計基準による構造設備の改善や防犯カメラによる監視機能の強化、品物の陳列方法に工夫を凝らす、警戒専門要員を配置する、警備員の導入、受傷事故を防ぐためのプロテクターを着用などの対策を推進しているものと思う。

また、店長等に対しては、店内での不審者を発見した場合には、その動向を監視し、万引きの犯行を特定し、声をかけて事

務所等に同道を求めさせている。この行為は法的には現行犯人を処遇する警察官と同様の専門的な知識や能力が求められるのは当然である。

この適正を図るために店舗側の管理者等は、店長等に防犯責任者養成講座を受講させて研鑽をつませ、対処要領（発見、確認、捕捉、事情聴取、警察への通報等）の具体的方法について十分な教養・訓練を行うとともに、法令順守や人権侵害の防止の徹底を図る必要があることは言うまでもない。

NPO法人全国万引犯罪防止機構、日本万引き防止システム協会では、「万引き防止責任者用マニュアル」を作成し、これに具体的要領等が示されているので指導教養の参考に活用して欲しいと思う次第である。

加えて店長等に対しては、情報時代に対処するために、個人情報等の流失防止、SNSによる映像の提供、カードのスキヤン等のネット被害防止について必要な指導教養を徹底することを是非お願いしたいものである。

③ 使用者の従業員等に対する 安全配慮義務

使用者は、店舗で働く従業員が万引き犯

罪をはじめ事件事故に巻き込まれて負傷等の被害に遭うことがないように、常に問題点等の情報を共有して職場環境等に対する必要な施策を行っているものと思う。

労働契約法第5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と定めているが罰則はない。

しかし、使用者側が必要な安全配慮義務を怠ったために従業員等に損害を与えた場合には、民法第709条（不法行為責任）、民法第715条（使用者責任）、民法第415条（債務不履行）等を根拠に、多額の損害賠償が求められることになる裁判の判決例も多いので注意が必要である。

④ マスコミ対応のあり方

店舗等では、時として万引き犯等の予期せぬ行動から、店長等や店舗の利用者に危害が及ぶ事件事故が発生しマスコミの取材を受けることになることは避けられない。

マスコミは、写真等の映像や記事の材料を求めて活発な取材活動を展開するが、記者への対応は、事実関係をよく把握したうえで社内の意思統一を図って担当者を決め

て応接する、推測等の個人の意見は言わない、写真等の提供は当事者等の了解を得るなど、被害関係者等に十分配慮して対応して欲しいものである。

むすびに

当時、東京駅では、息子の事件を契機に「店長の死を無駄にしない、東京駅を日本一安全な都市にしよう」と、構内の店舗等の責任者や従業員、JR駅長や駅社員等、警察がスクラムを組んでパトロール等が行われ、万引きや置き引きが大幅に減少するなど安全安心に多大の成果を挙げていると報道されていた。駅構内の安全安心が実感される真剣な取り組みがなされていた。

現在、各地区では、警察や自治体、業界団体、学校、地域住民等が連携して「万引きをしない、させない、見逃さない」の活動が積極的に推進されている。マンネリや惰性を排除して店舗等の管理者や従業員、利用者に対する安全安心の意識を高めるとともに、あわせて万引き行為を行おうとする者の目や耳などの五感に訴えることがで

きる効果的な対策が展開されることを期待するものである。

以上、万引き犯罪に対する私の思うところなどを話させていただきましたが、私見にわたる部分があることを理解されて皆様の参考になれば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。



「万引きは官民が真剣に取り組むべき課題」と題して東京新聞(平成27年6月3日)に掲載されました。

刑事弁護人からみた 万引き問題

（弁護士の枠を超えた 再犯を防ぐ活動）



執筆：林 大悟さん
(はやし だいご)

弁護士（横浜弁護士会所属）
一般社団法人アミティ 代表理事
全国万引犯罪防止機構 正会員

●日本労働弁護団常任幹事 ●一般社団法人弁護士業務研究所理事。主にクレプトマニア患者や認知症に罹患した高齢者の万引き事件等に特化して全国で弁護活動をしている。
事務所名：弁護士法人鳳法律事務所事務所
URL：http://yokohamaootori-law.com/

1 全国万引犯罪防止機構

入会のきっかけ

私は、平成20年5月に摂食障害と窃盗症の合併と診断された被告人の窃盗事件の弁護を担当した。この事件がきっかけで病的窃盗を治療する専門医と出会い、病的窃盗の刑事事件を紹介されるようになった。以後、延べ150件以上、病的な窃盗常習者の刑事弁護を担当している。万引き事件の弁護を専門的に取り扱うようになってから気付いたことが、窃盗の再犯率の高さであった。それまでも窃盗の再犯率の高さは

漠然と知っていた。

しかし、自分が弁護した被疑者や被告人が再犯を繰り返したり、刑事施設出所後わずか数ヶ月内に安価な商品を万引きして逮捕される者を目の当たりにして事態の深刻さを実感した。刑事施設出所後の再犯率の高さは統計調査以上ではないかと感じている。

どうすれば、万引き被害をなくせるのか、真剣に万引き問題に向き合い始めた頃、インターネットで万防機構の存在を知った。万引き問題に向き合い自分なりの答えを出すためには、万引き被害の実態を把握する必要がある。

そのためには、万防機構の会員になって

2

原因別の 万引き対策の重要性

(1) 万引き原因の分類

万引きの原因は多様である。大きく分類すると、①規範意識の低さや人間性に起因する万引き、②経済的困窮による万引き、③病的な原因による万引きである。①の中には、更に i 規範意識が生成途上にある少年の非行類型と、ii 成人による集団窃盗等

現実を知ることが有益だと考え、入会した次第である。

にみられる転売目的の計画的、組織的な犯罪類型がある。これらの原因ごとに対策を立てなければ、効果的な万引き防止は望めない。なお、病気が万引きの原因となるところを認めず、万引きの原因は一律に規範意識の低さにあるという主張は医学的知見に照らして明確に失当である。このような主張は、万引きの原因ごとにきめ細かい効果的な再犯防止策を講じることを否定する方向に作用するため、社会に与えるマイナスの影響も看過できない。

以下、万引きの原因別に予防や再犯防止策を検討する。

(2) 原因別の万引き対策

①少年の非行としての万引き

少年は、規範意識が生成途上にある。そのため、万引き予防や再犯防止のためには、教育や更生のための社会資源を確保することが重要となる。

②集団窃盗等

集団窃盗の犯人は、転売目的など理性的判断に基づいて万引きをし、組織的に合目的に行動する。このような犯人の属性に照らすと、厳しい態度で臨むことで刑罰の一般予防・特別予防効果が期待で

きる。ただし、実行犯の中には、少年や経済的困窮者がいるかもしれない。この場合には、それぞれの行為者の属性を踏まえた個別の対策が必要である。

③経済的困窮が原因の万引き

職業訓練を施したり、生活保護等の福祉に繋げることが重要である。

④病気が原因による万引き

万引きの原因となる病気としては、クレプトマニア（病的窃盗）、摂食障害、前頭側頭型認知症、てんかん、知的障害、発達障害、統合失調症等の疾病が挙げられる。

最近、高齢者の万引きが増加傾向にある。それまで規範的に生活してきた人が高齢になってから万引き問題を生じた場合、前頭側頭型認知症の症状として万引きを繰り返している可能性がある。医学書にも前頭側頭型認知症（ピック病）の症状の一つとして万引きが明記されている。ピック病は若年型認知症であり、50歳代で発症することも珍しくない。ピック病患者は、脱抑制の状態、すなわち、衝動制御の困難さにより万引きを繰り返してしまっているのである。

アルツハイマー型認知症と異なり、ピッ

ク病患者は、記憶や知識は比較的保持されているため、万引きが悪いことか問われれば「悪いこと」と答える。そのため、取調べでは認知症に気付かれることなく、規範意識の低さが原因であると勘違いされることがある。本人に病識はなく家族も気付かないことが少なくない。

認知症などの病気が原因の万引き事案では、刑罰よりも治療やグループホームへの入所を優先するべきである。刑事施設に収容しても病状が悪化するだけで再犯防止の効果は疑問だからである。

また、この類型の場合、家族の理解や支えが不可欠である。さらに、地域包括支援センターや地域社会の支えも重要となる。

3

お店の方へのお願い

窃盗の弁護活動をしていると、被害弁償や示談を一律に拒否する企業が一定数存在する。しかし、被害弁償等の一律拒否に経済合理性はない。

防犯に関する費用をかけて検挙した以

上、被害弁償はもとより、示談による迷惑料の徴収も検討されてよい。そのための経理上の問題を検討したり、加害者側との和解契約（示談）交渉の適法性・有効性については顧問税理士や弁護士を利用して意欲的に検討するべきである。お詫び料については、有名な窃盗症の専門病院において、患者の万引きが発覚した場合、被害弁償に加え、治療の一環としてお詫び料一律1万円を支払うように指導していることが参考になる。窃盗症患者の回復のためにも、被害店の被害回復のためにも被害弁償やお詫び料の徴収は積極的に行うことが望ましい。

なお、窃盗罪は非親告罪であり、法律上も運用上も、民事的な示談をただけではなく、直ちに窃盗罪の捜査が打ち切られるという示談が過度に被疑者・被告人を利するわけではないことを付言する。

4

一般社団法人アミティの活動

私は、これまで病的な窃盗常習者を早期に刑事手続きから解放することで自費での

入通院治療の環境を整え、病的な窃盗常習者の再犯を防止することを目的として弁護士活動をしてきた。これからもこの弁護士方針は変わらない。

私は、社会から万引き被害を無くしたいのである。お店の万引き被害を無くしたい、病気が原因で万引きを繰り返しその原因も分からずに真つ暗闇の中で悩み苦しんできた本人や家族に治療環境を提供し希望の光を与えたい。

そのために弁護士としてできることを実践してきた。

ただ、万引きをなくすための活動は刑事弁護士だけでは限界がある。

そこで、私は、昨年末にアミティという一般社団法人を立ち上げた。アミティは、病的な窃盗常習者を減らすことで万引き被害を減らすというコンセプトで活動している非営利の団体である。

具体的には、病的な窃盗常習者本人や家族の相談業務、専門医や弁護士の紹介、執行猶予中や刑事施設出所後の見守り業務を行う団体である。

万引き被害に苦しむ企業の担当者の方は、捕まえた万引き犯に常習性を感じたら、警察への通報に加えて、アミティに連

絡を頂ければ、万引き犯やその家族に対し、その地域の専門医等を紹介するなど、総合的な相談に応じることが可能である。

また、パンフレットをご希望の方は、下記のホームページからご連絡を頂ければ、必要な部数をお送りするので、加害者やその家族にパンフレットを渡して頂ければ幸いである。

5

結びに代えて
立法提言

病的な窃盗常習者に関する限り、重要なのは、「刑罰よりも治療」、「応報よりも予防」である。

今後は、病的な窃盗常習者に対する刑罰としては、刑務作業中心の服役だけではなく、治療を命じるドラッグコート類似の制度を導入する等、病的に万引きを繰り返す人達に対する効果的な再犯防止策を講じる必要があると考える。

アミティのHP
<http://kleptomania-amity.or.jp/>
アミティ クレプトマニア 検索

万引防止 「声かけ」有効説

高齢者万引の深刻化

警察庁の統計によると、万引き認知件数、同検挙人員がなだらかな減少傾向にある中で、65歳以上の高齢者万引犯の動向が注目される。高齢者万引の認知件数も減少傾向にはあるものの、他の年齢層、少年（20歳未満）、成人（20歳以上65歳未満）の減少率に比較すると、その減少傾向はにぶく、ついに平成25年には、かつて万引き犯の主役であった少年の検挙人員を抜き、その地位が逆転した。この現象は、高齢化社会と同調して、大変象徴的である。そして、少子高齢化がさ

らに進行すれば、少年問題への関心は薄れ、高齢者万引が深刻な社会問題になる可能性がきわめて高い。

高齢犯罪者の困難な扱い

万引き犯に限らず、高齢犯罪者の問題はずでに刑事司法機関では深刻化している。人生の晩年期を迎え規範意識が高いはずの高齢者が、たとえば、これまで若年者の行為とされてきたストーカーやDVなど一定程度、体力や精神力の求められる犯罪にも目立ち始めている。少年であれば、家庭、学校、地域社会などを通じて規範の注入を行う機会はあるが、



執筆：守山 正さん
(もりやま ただし)

拓殖大学政経学部教授

東京都ほか万引をさせない協議会会長などを歴任し、警視庁万引きプロジェクトに参加して実態調査を実施するなど、とくに高齢者の万引き問題に取り組んでいる。

るが、規範の低下した高齢者に再度規範を注入するのは困難である。その問題は刑務所にも及んでおり、再犯率の高い高齢者の処遇は喫緊の課題である。多くの累犯高齢者は、すでに家族も見放し、釈放後も身よりがなく、収入の当てもないなど、およそ社会復帰が難しい。当局もなす術がないのが現状である。

万引き予防策としての 環境犯罪学

だからといって手を拱いているわけにもいかない。そしてまず犯罪対策の基本は、犯罪発生を抑えることである。万引き犯を捕まえ刑罰を強化すればこの問題は解決するかとい

うと、そうでそうではないことは前記した刑務所の実情をみれば分かるだろう。そうであれば、いよいよ犯罪発生メカニズムを分析し、犯罪が起こりにくい環境を考えるべきだということになる。そこで、役立つのが環境犯罪学である。すなわち、環境犯罪学は物理的に、あるいは心理的に犯罪がにしい環境を考えよと主張する。その泰斗ロナルド・クラークは、犯罪予防の25の技法を生み出したが、要約すれば、(1)犯行者の検挙リスクを高める、(2)犯罪利益を与えない、(3)犯行労力を消費させる、の3つである。なるほど、犯行者は一般に、捕まりやすくなるから顔をみられるのを嫌がるし、犯罪利益を見込めなければ、そもそも犯行を思いつかないであろう。そして、犯行者は検挙されないように、迅速に犯行を実行しようとするから、手間のかかる手口は選ばない。万引き防止にも、参考になる議論である。

「声かけ」と
買い物コンシェルジュ・
プロジェクト

これまで夥しい万引き調査報告書が発刊されているが、その大半では、店内での店員による「声かけ」が有効であると報告されている。確かに、クラークの技法でい

ば、「声かけ」は検挙リスクを高めるのに有効で、万引き動機のある者は声をかけられるとその意図が気づかれたと思い、犯行を諦めるかもしれない。ところが、これらの多くの報告書は、店員などへのインタビューから明らかにしたもので、データを示して声かけの有効性を実証したものはほとんどない。つまり、客への声かけが本当に有効なのかどうかは実証されていないのである。

そこで、われわれは、警視庁、大手スーパーと共同で企画して、実際に「声かけ」効果を試してみることにした。すなわち、特定スーパーの食品売場で同じ曜日、時間帯に客に「声かけ」をしたのである。実際に「声かけ」を行ったのは、拓殖大学政経学部の学生(守山ゼミ・渡邊ゼミ計37名、うち女子10名)である。平成26年9月、10月火曜、金曜の午後3時から6時まで途中10分の休憩を挟み、毎回4名が「買い物コンシェルジュ」として接客した。ここで注意したいのは、活



ゼミ生による買い物コンシェルジュ

動の第1の目的が客に「気持ちよく買い物してもらおうこと」であり、決して万引きを疑ったり、見つけ出したりすることではない点である。つまり、買い物コンシェルジュは、万引きGメンではない。これは客に不快感を与えないためであり、協力してくれたスーパーにも迷惑をかけないためである。もともと、われわれのこのプロジェクトの最終的な意図は、「声かけ」が万引き抑止効果をもたらすかどうかにあったことは言うまでもない。

活動内容としては、スーパー職員の指導に従い、買い物支援(商品選別、重量物・手荷物の運搬補助、エスカレータ搭乗などへの安全上の配慮)、各種案内(売場・商品・サービス・施設の問い合わせに対する案内、商品の鮮度・品質・値段・在庫への問い合わせに対する案内)、その他(セール・販促の問い合わせへの案内、従業員への引き継ぎを含む)を行った。また、活動学生は目立つビブスを着用し、腕章や名札を付け、客からその活動参加者であることが認識できるように工夫した。

最後に、万引き抑止成果を測るために、プロジェクトの前後で個別商品の減数を確認したが、これは実施スーパーに協力を願い、棚卸しを実施してもらったことによる。

「声かけ」の 万引き抑止効果

われわれが行った「買い物コンシェルジュ」プロジェクトは、あくまでも実験であって、精緻な科学的手法に則って行ったものとはいえ、実験結果が声かけの抑止効果として評価できるかどうかは今後の課題である。実際に、今回のプロジェクトでは、実験スーパードと環境が類似した対照（統制）群を設定できず、実施回数も限られ、また、高齢者の万引き防止が有効な実施時間帯を選択することができなかった。これは活動主体が学生であって、彼らの学業との両立を図る必要があったからである。それでもなお、次のような結果が得られた。品減数値の変化（表1参照）がみられたからである。品目はとくに高齢者向けの売れ筋商品に着目し、プロジェクトの前後で品減数の変化を比較した。ただし、品減が生じるのは必ずしも万引きだけが原因ではないことから注意を要する。つまり、レジ打ちミスなどの他の要因をどれくらいに見積もればよいかはにわかに判断できない。しかし、いずれにせよ、この表1からうか

表1 高齢者売れ筋商品の品減数値の比較

品目	対象期間(3~8月) 月平均		実験期間(9月・10月) 月平均	
	品減数値	品減金額	品減数値	品減金額
だしの素	2.8個	600円	7.0個	1,498円
すき焼きのたれ	5.0個	2,820円	0個	0円
割り下	2.8個	1,627円	0.5個	291円
お吸い物(素)	1.7個	359円	0個	0円
ごまドレッシング	4.3個	1,630円	1.5個	569円
スパゲッティ(乾麺)	2.8個	944円	2.5個	843円
帆立貝柱(缶詰)	5.8個	5,846円	4.5個	4,536円
柿の種	6.2個	1,786円	1.0個	288円
合計	31.4個	15,612円	17.0個	8,025円

がえることは、一部の商品を除き、大半の商品がプロジェクト実施期間、つまり実験期間において月平均の品減数値が減少していることである。もちろん、品目によっては季節性があるものもあり、単純な比較は困難であるが、しかし、この「買い物コンシェルジュ」活動によって、一定の万引き防止効果が含まれていることは推測できる。

今後の課題

万引きの被害額は、近年社会問題化している「おれおれ詐欺」などの特殊詐欺の被害額と比較しても、数倍に上り、その分、多くの商店の営業的な衰退を招いている。他方で、今後高齢化社会がいつそう進むと高齢万引き犯の増加も予想され、さらには2020年には東京オリンピックを迎え、外国人の犯罪も考えておく必要がある。その意味で、少しでも効果が確認された手法は積極的に取り入れ、その防止を図ることが重要である。上述のように、われわれの実験には限界がみられたことから、声かけ効果を精緻に確認するためには、さらに大規模な検証を行うことが求められよう。

なお、この「買い物コンシェルジュ」の活動成果は、平成26年の東京万引き防止官民合同会議において報告し、その後警視庁にも評価され、平成27年に生活安全部長賞を受賞したことを申し添えておきたい。



第10回「東京万引き防止官民合同会議」

この道四十年 本屋のオヤジが 少年たちに願うこと



東京家庭裁判所の前にて

梅木 秀孝さん
(うめき ひでたか)

東京都書店商業組合目黒・世田谷支部
副支部長 有限会社梅木書店 店長

高校時代は日大三高で野球に明け暮れました。日大三高がまだ赤坂見附駅下車だった頃の話です。一流の料理人になりたくホテルニューオータニに6年間勤務したのですが、父の介護をしなければいけなかったので書店を始めました。今年で40年になります。

「君たち、人の話は相手の顔を見て聞きなさい」

「年長者の話はなおさらのこと。それが人としての礼儀だ」

「保護者の皆さんもちゃんと聞いてください」

会場には十数人の少年たちがいる。その全員の保護者も同席している。

茶パツ、頬杖をついている者、うつむいている者もいる。

梅木氏は、彼らが姿勢を直すまで、何度でも言う。

「人の話は相手の顔を見て聞きなさい」と

「私はここに来るために、いつもより二時間早く仕事に取り掛かり、掃除をし、入荷

した本や雑誌の陳列をしてきました。帰ってからお得意様への配達も待っている。だから、この時間を無駄にしたくないんだ。ちゃんと聞いてほしい」

◆ 緊迫した雰囲気生まれる。

梅木氏は、東京家庭裁判所の「被害を考える教室」の講師である。今日も被害体験者の語り部として、繰り返し万引きを犯した少年たちに「万引きの真の怖さ」を伝えた。

◆ 「二冊に盗まれると何冊売らなければ元が取れないと思いますか」

「経費を入れない仕入れ値だけで考えると

七冊、人件費や家賃をなどの経費を含めると

と十冊売らないと赤字になる。だから、一冊見当たらないとあちらこちらを必死に探します。みんなも大切な物が無くなると必死に探すでしょう。それと同じです」

「本屋はカウンターに座っているだけの楽な商売だと思われるかもしれませんが、本屋は腰を痛めている人が多い。本の束って三十キログラムもあったりするんで、ギックリ腰をやっちゃうんですね。三十キログラムってボーリングの玉三個分くらいの重さです。そういう大変さを知っておくと、悪いことをしようと思わないでしょ」

「そういう被害者や相手の気持ちを理解しようとしないうちは、どんどん悪い方向に進んでいきます。万引きを一度犯すと、この

くらいの犯罪なんてたいしたことはない。と犯罪への防波堤がどんどん低くなり、さらに重い罪を犯し易くなるのです。犯罪を繰り返すと、最初に友達が離れていき、家族にも見捨てられるのです」

「そんなことは無いと思うかもしれませんが、考えてみてください。君たちの友人や彼女が自分は万引きをしているって自慢していたら嫌な気持ちになりませんか。そんな人のことを素敵な人、かっこよい人と思えますか。保護者の方も、そんな人とは思いませんよ。先生だって、そんな子の内申書に優秀です、と書くでしょう。残念だけど、それが君たちです」

「もし、このまま改心しないと、少年院というところに送られて、教育を受けることになったり、家に帰されても「保護観察」といって、かなり長い間保護司という人の指導を受けることになる場合もあります。罰金を取られる場合もあります。罰金刑は普通二十万円からのスタートです。(上限は五十万円以下) 例えば、百二十万円の缶コーヒーを万引きしていくら罰金を払うと思いますか。実際にあった判例ですと三十万円です。重いと思いますか、私はけして

重くないと思います。法律は被害者の気持ちも考えなさいと教えているのです」

「さらに万引きは、みんなにも迷惑を掛けます。私は高校時代の部活は野球部でした。ほとんどの野球部の部員たちは、甲子園を目指して辛い練習に耐えています。知っていますか、部員の一人が暴力沙汰や万引きをしたら、全員が出場停止になります。一年生から三年生全員の連帯責任です。社会は、個人の罪の責任をその組織に求めます。残念ながら、毎年なんと二十校前後の高校が出場停止になっています。新聞には、その高校名と出場停止理由が掲載されます。地域の人たちはすごくがっかりします。選手の将来も台無しです。甲子園やプロで活躍していたかもしれないのにね。万引きは、人の夢や希望さえも奪っていきます。どんなに事件を起こしたことを反省しても、時間は逆戻りできないのです」

「日本の平均年齢は八十歳くらいでしょうか。私は今年で六十五歳なので、すでに残り二十年を切っています。しかし、皆さんは六十年以上ある。これからの人生です。このまま万引きを続け、あいつは万引きをしているヤツだと噂され、こそこそ生きて

いきたいですか。それとも真人間になって胸を張って生きるのか。選択するのは君たちです」

「挨拶をしないと、人から相手にされなくなりません。むかし不良をやっていた今は社長をやっている人たちがテレビでよく語っているでしょう、挨拶はすごく重要だつて。気に入らないヤツがいたらガンを付けていたって罅が明かないでしょ。挨拶をしつかりできるようなれば運やチャンスがまた巡ってくる。困難から逃げる理由を考えることは簡単だと思います。実際に、この中には人に言えないような苦しい事情を抱えている方もいると思います。でも、そんななか全員が、いま私の方を見て話を聞いてくれてるよね。そうやって人の意見を聞き真剣に考える姿を前向きに生きると言います。辛いときも、絶好調のときも、常に前向きに、人に対して暖かな心を持っていてほしい。万が一、次にここに来るときは、そちら側ではなく、こちら側に立って、今の君たちと同じように、少しだけ人生につまずいた少年たちに語ってくださいか。自分は前向きに生きることで立ち直り今ここにいます。約束ですよ、いいです」

全員の返事が会議室に響く。
「有難う」

書店経営のつづ

一九七五年に八坪の店からスタートしました。バブルの終わりごろまでは本がよく売れました。雑誌が「お米」で、本が「おかず」と言われたものです。それにマンガや参考書もよく売れました。その後、妻と結婚し、いっしょに店を守ってきました。妻と最初に出会った日が二月二十九日です。それが二人の大切な記念日です。四年に一回オリンピックの年にだけ来る特別な日です。妻には苦勞のかけつばなしなので、この記念日は特に大切にしています。小さい書店はどこも苦しいと思います。うちの売上も往時の半分に落ち込んでいます。そういう中であつても心がけているのはお客様に喜んでいただける書店作りの実践です。お客様が必要としている本をちゃんとご用意すること。例えば、パソコン操作の本はお客様の持っているパソコンのソフトのバージョンに合ったものを紹介しています。違ったバージョンだとぜんぜん使えな

かつたりするからです。地域にある書店として、パーマ屋さんや病院の待合室用の雑誌の配達、図書館への納品も行っています。営業活動は得意ではありませんが、誠実さを持って人に接していると、不思議ですがお客様から新たなお客様を紹介していただくことがあります。人と人のつながりは本当に大切です。二十五坪から八坪に移転したこの本屋と、そして、人のつながりを力の限り残していくことが私の願いです。

万引きの被害と対策

万引きは書店をはじめた当初からありました。当時の万引きは転売目的ではありませんでした。一冊か二冊の被害です。それでも悔しかったですが・・・それが一九九〇年を過ぎた頃から、転売目的で大量万引きが多くなりました。何十冊ものコミックをバッグに入れようとした少年を捕まえ、万引きした理由を聞くと「新古書店の店長から、綺麗なコミックだと高く買うよ。全シリーズ揃っているとさらに高く買うよ」と言われたと話してくれました。その少年はゲームセンターに行くお金がほしかったのです。



ケースから中抜きされた辞書(被害額4,320円)

コミックだけでなく、アイドルの写真集なども万引きのターゲットにされるようになります。やむなく、対策のためにミラーや防犯カメラを導入しました。一定の効果はありましたが、敵もさること、あの手この手で万引きを仕掛けてきます。もはや書店だけでは解決は難しくなっています。警察や学校側の協力も必要になっています。以前は被害届に五〜六時間を要したこともありましたが、さまざまな改善でかなりスピーディーになってきています。中学校において万引防止のポスターが掲示され、職場体験などのプログラムが積極的に行われるようになったのは良いことだと思います。

大人たちの規範の低下

以前に比べ道徳心の無い大人が増えていくように思います。少し前の事例ですが、万引きをした少年の親に電話したところ、「引き取りに行けばいいんですね」という返事があった。この親は店に来て、詫びもせず「さあ、帰りましょう」と子供を連れで行こうしました。私は「親のあなたがそんな対応なら、いま警察を呼びます」というと、やつと反省の言葉が出てきました。

別の事例では、三人組の万引き者のうち一人の少年を捕まえて、その保護者に店に来てもらい、あとの二人の親にも万引きのこと伝えてください、とお話しました。その数日後から店に嫌がらせの電話が頻繁に掛かってくるようになりました。その電話があったとき、たまたまその保護者が店にいたので、電話の声を聞いてもらったところ、その保護者は相手が誰だか分かったみたいで、電話口に「○○さん、あなたでしょ、もうこんなことはやめなさい。被害者はあなたの息子さんではなく、こちらの店なんですよ」と論してくれました。

その後、いたずら電話がかかってくることはありませんでした。人に温情をかけても駄目なことがあるんだと知りました。その後、すべての事案は警察にお任せしています。

大人のお客さんの中にも行儀の悪い人がいます。例えば、売り物の本なのに、唾を付けてページをめくっている人です。そんなときは躊躇せず「すいません。唾をつけて立ち読みするのは止めていただけませんか。本が泣いている声が聞こえませんか」と。

「被害を考える教室」の講師を引き受けたわけ

先ほどの少年たちに怒られそうですが、講師の件は、最初から前向きに引き受けたわけではありません。当時、東京都書店商業組合の理事長をされていた大橋信夫さんが、「被害を考える教室」の講師をお願いしたい、この仕事は梅木君以外に余人をもって代えがたい」と頼まれました。裁判所でお話するなんて、とすいぶん悩みましたが、保護者の方にも聞いてもらえるということだったので引き受けることにしました。後から聞いた話では、大橋さんも講師の引き受け手がいなくて困っていたそうです。

万引きの背景には、イジメや貧困や孤立や規範の低下などさまざまな社会病理があるような気がします。でも、一番の社会病理は、大人達が子供たちのサインを見逃し、子供たちへの対話の言葉を失っていることではないでしょうか。敬遠などしないで直球勝負で挑んでみませんか。あなたの思いはきっと相手に届くはずですよ。それを子供たちが待っているのです。

(本内容はヒアリングを元に事務局が代筆したものです。)

◇ 梅木書店の紹介 (東京都書店商業組合のホームページより)

芦花公園駅前商店街の旧甲州街道の近くにあります。主人は高校時代日大三高で甲子園にキャッチャーで出場しました。宅配サービスもいたします。ぜひご利用ください。詳細はお電話でお尋ねください。書籍・雑誌等のご注文は随時一冊よりお受けいたしております。お気軽にお申し付けください。当店にてお買い上げいただいた「本」のお持ち帰りが困難の折にはご近所であればご自宅まで配達も致しますのでお申し付けください。



芦花公園駅前商店街にある梅木書店
<http://www.tokyo-shoten.or.jp/shop/tokyo/2176>

全国万引犯罪防止機構 誕生への胎動



執筆：竹花 豊さん
(たけはな ゆたか)

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
理事長

昭和48年3月 東京大学 法学部 卒業
昭和48年4月 警察庁 入庁
平成13年9月 広島県警察本部長
平成15年6月 東京都副知事
平成17年8月 警察庁生活安全局長
平成21年4月 パナソニック株式会社 常務役員
平成24年 認定NPO法人おやじ日本 理事長(現任)
平成25年6月 株式会社東京ビッグサイト
代表取締役社長(現任)

平成15年6月、広島県警察本部長だった私は、東京都の副知事として、都の治安対策を担うこととなった。当時、東京の治安は急激に悪化し、都としても自らその対策に乗り出す必要を感じた石原知事の要請に警察庁が応えたものであった。

治安は警察が担うもの、犯人を検挙して厳罰に処することで犯罪を抑止していくものという考え方は悪化する当時の治安状況を改善することは困難な事態となっていた。多くの関係機関はもちろん、事業者、都民等がそれぞれ役割を担い、こぞって都民の安全・安心を取り戻そうという取組が開始された。

私は、警察ではない東京都が果たすべき

こととして、それまでのやり方では解決が難しかった社会的課題に本気で取り組むことを都民に宣言した。20万人を超える不法滞在者問題、電車の中の痴漢問題などにも、万引問題に言及し、その解決にチャレンジすると決意を表明したのである。

この宣言が一つの契機になって、これまで泣き寝入りと言ってよかった万引きの被害者が取り組みの足掛かりを作り始めたことはこの間の経緯に照らして本当のようである。

そこで、当機構10年の取り組みを振り返る中で、私から、当時の動きを紹介しておきたい。幸い、「子どもたちを救おう」

(幻冬舎、平成17年6月刊)という私の著書の中に、万引問題についての記述があ

り、臨場感あふれるものなので、これをお読みいただければと思う。



困り果てた書店の方たち

「たかが万引き」という声もあるが、万引きは初発型少年非行の代表格であり、子

どもたちが最初に向かい合うことになる犯罪である。この問題についてしっかり教えておかなければ、非行を深化させかねない。ところが、あまりにも卑近なこともあって、大人社会は真剣な取り組みを行いきれずにいた。どうしようもない問題としてあきらめていたと言っても過言ではない。

緊急治安対策本部を設置して程ない、平成15年8月、東京都書店商業組合の方々5〜6名が私を訪ねてきた。「業界は万引きで大被害を受けています。中には廃業に追い込まれるものまで出ています。最近は何冊もの本やCDを盗んでこれを新古書店に持ち込んでお金にする子どもが増え、参っています。何とかしてください」と切羽詰まった物言いである。

神奈川県で、平成15年1月、古書店の店主に追いかけられた万引き少年が逃走中、無理に遮断機をくぐり抜け、列車にはねられて死亡した事件が思い出された。この店主もマスコミのあれこれの報道の中で、嫌気がさしたのか店を閉じたそうだ。「新古書店が子どもから盗品を買い受けないように規制してください」とおっしゃる。

その場で、私は、「店の側も盗まれないように、新たな取り組みを始めましょう。」

不審な動きをする客には積極的に声をかけましょう。何も店外に出るのを待つことはない、店内で声かけを始めることをポストターで予告しておけばトラブルを防げるでしょう。ついでに、万引きをした人からは損害賠償請求をすることも検討してください」お話ししたところ、書店の方々は本格的な取り組みを始められた。

また、この問題は青少年の健全育成に深く関わる問題であることもお話しし、万引き問題に関わる関係者が全て一堂に会して、しっかりと議論してみようと提案した。

年の暮れも押し詰まった平成15年12月25日、都庁の会議室に、万引き問題に関係のある分野の代表者等が集まった。書店、CD販売店の方々、古書店、新古書店、万引き防止器具の開発に携わる方、公立学校、私立学校、警察等々の代表者の面々。万引き防止協議会の第1回会合である。議事をまとめたのは第一東京弁護士会の猪狩弁護士。翌年7月まで、利害が衝突する関係者の激論がマスコミ注視の中で交わされた。出口がわかっていったわけではないが、多くの人が放っておけないと感じている問題だし、何より被害者の方々の熱意がある。何かできるだろうと思って始めた取り

組みだった。

正直言って、この取り組みにはわくわくさせられた。わからなかったことがだんだんわかってくる。これまであきらめていたことが何とかなるかもしれないと皆に期待が生じてくる。皆さんの真剣さは、一つの社会問題に挑戦する「プロジェクトX」そのものだった。

書店がお客をどのように見てきたかということも考えさせられた。書店は総じて開放的である。お客さんに入ってきてもらいやすいよう、入り口を広くとっている。小さな書店ではレジを店の奥にしていることが多い。それもこれもお客様によい心理的負担をかけないという書店の配慮なのだ。ところが新古書店は違う。「私たちは商品を守ることに必死です。出入り口は1カ所に絞り、お客様が来ればいらっしやいませ、お帰りのときはありがとうございます、長居されている方には何かお探しました、声をかけます。最初は嫌がられました、今では当然のことと受け止めてもらっています。それもあって、私たちが万引きされるのは、新刊の本屋さんの3割ぐらいではないかと思えます」と遠慮がちにおっしゃる。書店の方たちは自分たちの万

引きされた本を新古書店が買っていると
思っておられるから、新古書店から本の売
り方に問題があるといわれる筋合いはない
と感情的な反発がありうるのだ。緊迫した
空気の中で議論は続く。

CDショップでも書店でも、万引きを捕
まえても、せいぜい半分程度しか警察に引
き渡すことがないようだ。それは、警察に
つれていけば供述調書を取られるが、これ
に2時間もかかったのでは商売にならない
からだという。もつともな事情だが、その
結果、一部の子どもたちは、万引きをして
店に捕まってもヒイヒイ泣けば勘弁しても
らえると思うようになっていく。そして恐
ろしいことだが、彼らは、捕まってもどの
店が警察につれていかないか、よく情報を
交換し合っている。ねらいどころを見定め
ているのだ。

また、親に連絡しても、たかが万引きで
引き取りに行けるかと言われることも間々
ある。中には、「うちの子を泥棒呼ばわり
するのかわい」と万引きした子どもの前で抗議
する、信じられない親もいるそうだ。警察
が事件にしたとしても逮捕することはあま
りない。おおかた家庭裁判所に書類が送ら
れるだけで、そのまま終わることも多

い。警察に行っても、よほどひどい万引き
でない限り大したことにならない、と一部
の子どもたちはよく知っているようだ。学
校に連絡することはほとんどない。誰に連
絡していいのかわからないし、私立だとそ
れを理由に退学させる学校もあるらしいの
で、学校への連絡ははばかれると書店等は
考えている。

万引きシンポジウムに見た 中高生の鋭い視点

そんな議論の中で、平成16年3月に、子
どもを交えた万引きシンポジウムを開催し
た。それに先立ち、都内の中高生約140
0人に万引きに関する意識調査を実施し
た。驚いたことに、万引きを大した問題で
はないと考えている者が、22.2%を占めて
いた。同じ調査で薬物の使用について同じ
質問をしたが、91.8%の者が絶対だめだと
答えているのに。万引きは刑法に定められ
た窃盗罪の手口の一つであるのに、中高生
の5人に1人強が大したことがないと考え
ているとは悲しいことである。

この調査を参考にしながら、中学生3
名、高校生3名のディスカッションが始

まった。聴衆約500名を前に、落ち着い
た、しかし確信に満ちた議論が続く。司会
の清永日本女子大教授は、上手に生徒たち
の考えを引き出していく。「万引きといっ
ても立派な犯罪。死刑にすべきだ」と一人
の高校生。なんと非常識な失笑が漏れた
が、これが問題の本質に迫る問題提起とな
る。「そんなこと言っても、万引きがそん
なに悪いことだと学校でも親からも教えて
もらっていない。自分で善し悪しを判断で
きる子どもを育てるのが重要だ」「万引き
をされる店の側にも問題があると思う」

「小学生のころから万引きについてちゃん
と教えるべき。そんなことをすれば親が悲
しむと思うからやってはいけないと思う」
「被害者の困っている声を伝える機会を設
けることが万引き防止につながる」「教育
で万引きをなくせるといふのは理想論。教
育を受け止められない人には重い罰が一
番」等と厳罰派と教育派が議論を戦わせ
る。厳罰派はさらに主張する。「教育も大
事だが、万引きをしてしまった者にはどう
するんだ、やってはいけないと教育するだ
けなのか、それではまたやることになるか
もしれないし、他の人も万引きを大したこ
とと思わなくなるだろう」

中学1年生もいたが、それぞれが、自分の経験も披露しながら、主張を明確に表現する姿に清々しい思いがした。参加した多くの大人は、大人社会として彼らの議論に報いるような答えを出さなければならぬと思っただけに違いない。

罰金刑で

万引きを割に合わないものに

(中略)

それが実現すれば、子どもの万引きにも大きな変化が期待できるが、ただ待つていただけでは能がない。それに、少年犯罪のところでも述べたが、万引き少年に刑罰を科すことはまず難しい。では、彼らに、罪を犯したことをどのように反省させるか。刑罰と同じぐらい大変なことだと彼らに反省させること、そのために、これに関わる大人が大変だ、しっかりと見守り指導しなければと思いい切りに募ることしかあるまい。大人がこの問題をいい加減にはしないと強い決意を持って子どもに伝えることだ。そのために何をするか、それが次の計画だ。

万引き防止行動計画

平成16年7月、あれこれの議論を経て、万引き防止協議会は全員一致で、次のような行動計画を採択し、8月から実施に移すこととなった。

- 1 万引きしにくい店舗づくり
販売店は、積極的な声かけ、効果的な店内放送、ポスター等による来店客の協力を求める取組、レジや陳列を工夫し構造上の死角を作らない店づくり、防犯機器の導入等に努める。
- 2 万引一掃の教育・キャンペーンの強化
学校は、万引について非行防止教育を徹底し、万引に関するディスカッションの実施に努める。また、万引に関する青少年意識調査・被害実態調査の定期的な実施・公表や万引防止シンポジウム、キャンペーン等により、できるだけ多数の者に万引防止をアピールしていく。
- 3 万引発見の徹底
販売店・商店街は、必要以上に周囲を気にしながら店内を徘徊しているなど万引と疑わしい不審な行動を発見した場合には、声かけの徹底に努める。
- 4 万引を繰り返させない仕組みづくり
少年の万引を発見したときは、販売店は全て警察と保護者に連絡する。万引した少年の通学する学校が判明した場合には、学校に対し、少年の性別・学年と連絡した警察の名称を連絡する。警察と学校は、「生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の趣旨を踏まえ連携を図る。学校・警察は、保護者に対し、万引した子どもを同伴し被害店舗へ必ず謝罪に行くよう働き掛ける。
- 5 万引物品の販売防止
古物商は、東京都青少年健全育成条例を遵守し、18歳未満の者からの買取は行わず、例外的に買い取る時には、保護者の同行、電話による同意確認を徹底する。

万引防止協議会では、この行動計画に基づく取り組みについて、随時検証する。問題があればまた改善方策を検討する。絶対にあきらめないのだ。また、協議会メンバーの一部が近々万引き防止のノウハウを提供したり、調査研究を行ったり、国への要望を行うNPO法人を立ち上げる予定だ。万引きは東京だけの問題ではない。全国の多数の人たちの関心事である。

* * *

このように、当時の私は、万引は主に子どもたちの問題だという思いが強かったことがうかがわれる。それは、多分に、万引の実態が明らかではなく、議論はまだまだ上滑りだったということだろう。しかし、白熱する議論は万引き防止に対する期待を作り出し、平成17年6月、当機構を誕生させることとなったのである。

その後、私は当機構の活動に直接かかわることはできなかったが、平成25年6月、理事を拝命し、万引問題に再び向き合うこととなった。その際、それまでの当機構の実績を知ったが、この間、わずかな予算でよくここまでやってきたし、既に社会的役

割を担う存在となっているというのが実感であった。青少年の意識調査、小売業の万引実態調査等を継続して実施するなどして、当機構は万引き問題の唯一の情報センターとなっており、また、小売業協会との深いパイプが構築され、警察などの関係機関との協力関係も立派に構築されていた。それに、この間に万引き問題の様相が大きく変化したことにも衝撃を受けた。青少年に加え、高齢者の万引が脚光を浴び、外国人がらみの組織的な万引事犯の多発、ネットオークションが万引きしたものの捌き先として新たに登場したこと、顔認証技術を活用する新たな万引き防止対策が生み出されたことなどである。

これらの詳細はこの著書の中で担当者によって語られるが、万引が社会に投げかけている課題は大きく、また、その解決は生易しいものではないと思わざるを得ない。が、だからと言ってあきらめるわけにはいかない、多くの方々の協力を強め、知恵を出し合って問題の解決に向け前進したいと当機構は決意していることを記しておきたい。

「万引きをしない、させない、見逃さない」社会を目指して （東京における万引き防止対策）

この度、全国万引犯罪防止機構（以下、「機構」という。）から私が関わった万引き防止対策についての執筆を依頼されました。

私は、平成21年2月から平成22年8月までの間、警視庁生活安全部長を務めました。が、当時の樋口副総監から機構の福井事務局長を紹介され、互いに連携・協働して東京都内における万引き防止対策を推進いたしました。

本稿では、当時を振り返り、対策の経緯・内容やそれを支えた関係者の想いを紹介いたします。

都内における 万引き被害は深刻な状況

当時、東京都内における刑法犯認知件数が官民挙げての犯罪抑止総合対策により平成15年以降6年連続減少していたのに対して、万引きの認知件数は高止まりの状況で、その結果、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合が著しい増加傾向を示していました（平成20年が8・4%で平成10年の約3倍）。万引きは警察に通報されないいわゆる暗数が多いことも考えると、都内における犯罪の裾野に万引きが大きく



執筆：山下 史雄さん
（やました ふみお）
警視庁副総監

昭和58年警察庁採用。平成21年2月から平成22年8月まで警視庁生活安全部長として東京都内における万引き防止対策に従事。平成27年7月から現職。

広がっているという認識でした。検挙・補導された者の年齢別では、少年による万引きとともに、高齢者による万引きが著しく増加（10年間で約8・5倍）、社会の高齢化の進展に伴って更なる増加が予想され、その対応が課題と考えました。

また、機構などのご協力をいただいて都内における万引き被害額を推計したところ、年間約670億円という数字が出ました。想像していたよりも大きな数字でした。

こうした都内における深刻な万引き被害の実態、そして万引きが初発型の犯罪で、これを放置することで再犯を繰り返して犯行がエスカレートしていく傾向があると

われていることなどを考えると、万引き問題は東京の将来の治安に影響を及ぼすおそれのある重要な問題であり、その防止対策に重点的に取り組まなければならないというのが当時の私どもの想いでした。

万引きの実態について 調査研究を実施し、 有識者委員会から対策を提言

こうした問題意識の下で、万引きの実態をより詳細に把握するため、平成21年4月から6月までの間、万引き被疑者の犯行の態様、動機・原因等についての特別調査を実施すると

もに、同年7月1日に、桜美林大学教授の坂井昭宏教授を委員長とし、倫理、哲学、道徳教育等の有識者で構成する調査研究委員会を設置して、調

「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会



平成21年8月 桜美林大学坂井教授を委員長とする調査研究委員会からの提言を受領

査結果の専門的な分析をお願いしました。機構の福井事務局長、佐藤理事にもオプザーバーとして参加いただきました。こうした形で万引き問題の調査研究を行うのは、警視庁では初めてのことでした。

その結果、少年の万引きでは「ゲーム感覚」が認められ、「捕まるとは思っていなかった」「運が悪かった」とする規範意識の低さが目立ち、また先輩や友達からの「誘いを断れない」とする者もいました。

一方、再犯者の中には売却目的での悪質な犯行が見られました。成人の万引きでは、「孤独」「むしろくしゃしていた」という者が多く、再犯者の中には売却目的での計画的な犯行も見られました。高齢者の万引きでは、「孤独」「困窮」「生き甲斐のなさ」から犯行に至る者が多く、初犯者と再犯者に大きな変化はなく、スーパーなどで比較的低額な食料品等を繰り返し万引きするパターンが多く見られました。このように同じ万引きでも世代によってその態様はかなり異なることが分かってきました。

また、坂井教授からの要望で、都内小売店舗に対する現地調査を行ったところ、化粧品等高額商品を連続して盗む事案、エコバッグを悪用する事案、家族連れでショッ

ピングカートごと盗む事案等悪質な事案が見られました。また、警察への通報について、全件を通報する店舗と事案に応じて通報する店舗があり、その理由として、警察への被害届出に要する時間が相当な負担になっていることも分かりました。

これらの調査結果を踏まえて委員会では議論を重ね、8月26日、「万引き防止対策に関する総合的な提言」をいただきました。この中では、「たかが万引き」とする被疑者や代金支払いで済ませようとする一部の少年の保護者や小売店舗、更には社会一般の意識の低さが、犯行を容易にし、再犯へのハードルを低くしていることを指摘して、社会総ぐるみで「万引きは犯罪である」とのメッセージを発信し、「万引きをしない、させない、見逃さない」対策が必要であるとしています。特に、小売店舗による万引き被害の全件届出が不可欠であり、その前提として、警察において被害届出手続の簡素化・迅速化を図る必要があるとされました。その他先生方の専門的なご知見により大変貴重な提言をいただきました。



「万引き防止のためのアクションプログラム」を策定

この提言を受けて、警視庁では総合的な万引き防止対策をとりまとめるべく検討を重ね、9月18日、「万引き防止のためのアクションプログラム」を決定しました(全体像は図のとおりです)。

その基本的な考え方は、以下の3点です。

- 1 警察のみならず、行政、小売店舗、家庭、学校、地域住民、民間ボランティア、関係団体等社会を挙げた総合的な取組みとすること
- 2 万引きに対する「規範意識の向上」を図るために、「社会における絆づくり」等に取り組み、万引きをさせない社会環境をつくること
- 3 万引き総合対策を将来にわたる持続的な取組みとし、それにより「安全・安心な街、東京」の実現に寄与すること

当時の警視庁幹部は以下のとおり述べています。

「本来、治安問題の根本は、人々が身近に触れる治安を乱す事象に対して、どれだけ自省的であるか、あるいは、どれだけ批判的であるかにある。その意味からも、首都東京の治安回復をより確実なものとするためには、万引き防止対策にしっかりと取り組む必要がある。取組みを弱めれば、治安が悪化していくことが危惧される。」

このように、私どもは、首都東京におけ

「万引きを許さない」社会気運を醸成するためのキャンペーンを実施

以下、主な具体的施策について紹介します。

まず、7月14日、日比谷公会堂で開催した「第30回少年の健全育成をめざす全都大会」において、参加した中・高校生等に対して、米村警視總監が「もし、皆さんの周りに万引きをやるうとしている、あるいはやってしまった友達がいいたら、勇気を持って注意して、やめさせる行動を取っていたきたいと思えます。万一、友達から万引きを誘われるようなことがあったら、「万引きは犯罪だよ、絶対だめだよ」と毅然と断って下さい」とのメッセージを送りました。8月29日には、東京都庁において、東京都・警視庁・新宿区共催で「もつと安心・ほつと安心・さわやかTokyo!」イベントを開催し、マナーやルールを守ることの大切さ、地域の絆づくりの重要性を発信しました。

更に、「アクションプログラム」策定後のキックオフイベントとして、9月24日、豊島公会堂において、警視庁・東京都・機構共催で「万引きをしない させない 見逃さない」東京キャンペーンを開催、小売業者、中学生・高校生・教諭、防犯・少年警察ボランティア、高齢者クラブ等幅広い方々の参加をいただき、「万引きを許さない」宣言を行うなどの啓発活動を行いました。

その後、都内各地区でのキャンペーン、ポスター・チラシの作成・配布、マスメディアに対する情報発信等さまざまな手段により社会気運の醸成を図っていきました。

**全件届出に向けた取組を
推進し、「東京万引き防止
官民合同会議」を設置**

警視庁では、関係機関と協議した結果、万引き事件に関する捜査書類の簡素化を実現して、11月1日から運用を開始するとともに、被害の受理方法も、原則として警察官が店舗に赴いて被害届の受理を行うこととしました。

これに伴い、生活安全部長名で小売業界17団体に対して、万引き被害の全件届出を

要請しました。私自身、複数の業界団体の事務局を訪問させていただき直接取組の趣旨を説明させていただきました。各団体からは歓迎の声が寄せられ、ある団体では「ようやく



平成21年12月「東京万引き防止官民合同会議」第1回会合

この日がきたのですね」と業界としての期待の声を伺いました。

その上で、警視庁と東京都、各業界団体、関係機関・団体等の連携・協力の下、万引きの発生状況等に係る情報共有、「万引きしにくい店舗づくり」、全件届出に向けた取組み等の各種対策を官民一体で推進するため、12月2日、「東京万引き防止官民合同会議」を設置し、警視庁本部において第1回会合を開催しました。

- ① 社会総ぐるみの取組みを展開します
 - ② 万引きをさせない環境整備を推進します
 - ③ 全件届出と感銘力のある措置に努めます
- という3項目を共同宣言として採択しました。正に万引き防止対策に関わる官民の関係者が一堂に会して今後の取組みを誓い合ったものであり、名実ともに万引き防止対策を推進する土俵が整ったという想いでした。

**少年の規範意識の醸成の
ための「道徳・倫理用教材」
等を作成**

少年に万引きを思いとどまらせるためには、「万引きは犯罪である、絶対にやって

はならない」という明確なメッセージを発し続けることが必要です。このために、調査研究委員会の提言では、道徳、倫理等の時間に教師が万引き防止に係る指導を行う際に活用できる良質な教材を作成すべきであるとの指摘がなされました。

私からこの提言の趣旨を東京都教育長に説明したところ快諾いただき、10月27日、警視庁、東京都教育庁に東京都青少年・治安対策本部を加えた3者による教材作成のためのチーム会合がスタートしました。指導案と教材の素案を作成し、翌年（平成22年）1月には、都内の小中学校で試行授業を行いました。私も授業を見学し、生徒の反応から本施策の効果を実感しました。その後都内の各小・中・高校に作成した教材を配布して、授業等で活用することとなりました。

併せて、少年の規範意識を醸成するための広報用ポスター・リーフレットを作成するとともに、万引きを犯した少年とその保護者に対して、「二度と万引きをしてはならない（させてはならない）」旨の訓戒を与えるための資料（CD）を作成して活用を図りました。



少年の規範意識を醸成するための広報用ポスター

このように、少年の万引き防止に関する取組みを着実に進めた一方で、高齢者の万引き防止に関する取組みについては、大変苦労しました。高齢者の万引きは「孤独」「生き甲斐のなさ」を背景にしていることから、訓戒を行うだけでは解決できず、地域社会との絆づくり等高齢者を孤立させない対策が必要です。自治体と連携したモデル地区事業を計画するなど様々な検討を行いました。

今後とも持続的な万引き防止対策を推進

以上が、私が生活安全部長時代に携わった万引き防止対策の主な内容です。その

後、警視庁においては、「東京万引き防止官民合同会議」を継続的に開催するとともに、「万引き追放SUMMERキャンペーン」や「万引き防止シンポジウム」の開催、小売店舗等の防犯責任者等を対象とした養成講座の実施（これまでに1,674名が受講）、万引き防止音楽劇DVD・万引き防止ソングCDの作成・配布、高齢者の万引きに関する調査研究等の取組みを継続的に実施してきました。

こうした6か年にわたる取組みの結果、都内における万引きの認知件数は着実に減少するなど一定の効果が現れています。しかしながら、依然として万引きの認知件数は刑法犯認知件数の約1割を占めているなど、決して看過できない状況にあります。

警視庁では、これまでの取組みの成果を踏まえ、今後とも機構を始めとする関係機関・団体、小売業界、行政、学校、地域の皆様方等と緊密に連携・協働して持続的な万引き防止対策を推進してまいります。関係者の皆様には、変わらぬご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

万引き防止の関わりと 今後の期待

—万防時報 2013年3月11日 第14号より抜粋—



樋口 建史さん
(ひぐち たてし)

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
顧問 元警視総監
現ミャンマー駐劄特命全権大使

アジア最後のフロンティア・ミャンマーの
新たな国造りを、日本は、今、官民を挙げ
て支援しています。

万防機構との関わりは、北海道警察本部長時代の平成18年11月23日に、「北海道安全安心まちづくりシンポジウム」の基調講演を故河上理事長が行ったことが始まりです。

その後、警視庁警務部長、副総監、警察庁生活安全局長、警視総監と万引防止対策に対して一貫して取組んでいただきました。その取組に対する、基本的な考えや背景等を伺いました。

北海道警察本部長時代

編集部 平成18年6月に犯罪脆弱者対策研

究会を北海道大学の教授4名の方々に委託されました。その後11月「北海道安全安心まちづくりシンポジウム」の開催に於いて

「①職域組織の設立、及び②警察への全件届出」が提言されました。その背景等を伺います。

樋口顧問 万引きの防止対策は、非行の入口である初発型全般に対する抑止効果が高く、将来を担う少年の健全育成を促進するものであり、一方、高齢者社会の到来に向けては、高齢者が平穏で幸福な生活を営むため、その逸脱行動を防止するという重要な対策です。また、対策におけるあらゆる活動が、社会全体の規範意識高揚のための大きな潮流を作り、真に安全で安心な世の

中の実現を加速させるものと考えました。

翌年19年3月に道内の小売業8団体（約4000店舗）が、一体的な万引き防止対策を行うことの重要性和、企業として地域連携の必要性を認識し、「北海道万引防止ウィーブネットワーク」を設立していただきました。この時に福井事務局長に参加いただき、講演をいただきました。ウィーブ(WEEAVE)は、「布を織る」の意味で、治安対策においては、「糸を端正に紡ぎ、社会全体を包み込む大きな布を織る」ことが重要であると云う基本理念を外部に示し、社会全体の大きな活動となることを願いネーミングしました。

同年6月には「北海道万引防止ウィーヴ

ネットワーク」から、北海道警察本部生活安全部長に「万引き全件届出宣言」が提出されました。警察による訓戒・注意等感銘力のある措置を講じることよって規範意識を醸成し、将来的な再犯を防止しようという趣旨でした。更に、年末には「万引き全件届出宣言」、翌年春には「マイバックにもマナーを」のポスターも作製し、世の中に広く発信しました。

警視庁・警務部長・ 副総監時代

編集部 平成20年秋に警視庁の警務部長として赴任され、万防機構にも意見具申をいただきながら、東京の万引の実態を把握すべくアンケート調査の準備を進め、翌平成21年4月～6月の間、万引き被疑者の犯行の態様、動機・原因、再犯等に関する、特別調査を実施されました。7月1日付けで、桜美林大学の坂井昭宏教授（倫理学）を委員長とし、倫理、教育分野の有識者で構成する「万引きをしない・させない社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会」を設置され、同年8月には提

言も含めた報告がなされました。東京において、万引防止対策に本格的取組みが始まりました。大東京で万引防止対策を実行された時の心構え等お聞かせいただくと、万引防止に関わる関係者に自信と勇気を与えようと考えますが、いかがでしょうか。

樋口顧問 平成20年12月に政府の犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、警視庁では、各部門が横断的に取り組むべき新たな治安上の課題について総合的な検討を行い、的確な施策の策定と推進に資するため、平成21年3月に「警視庁施策総合検討委員会」を設置しました。その中で「社会における規範意識向上に向けた対策」に取り組むこととしました。これは、万引きの蔓延、ゴミ、落書きの放置、交通ルール・マナーの欠如等やもすれば軽視されがちな秩序違反行為に重点的に取組むことで、人々の規範意識の向上を図り、将来の東京の安全・安心を実現しようというものです。これらの中でも、万引きに関しては極めて深刻でした。刑法犯全体が年々に減少している中で、万引きの認知件数は高止まりの状況が続いていました。加えて、万引きは警察に通報されない被害、い

わゆる暗数が多いことも考えますと、都内における犯罪の裾野に万引きが大きく広がっていることが懸念されました。万引きはもはや少年時代特有の一過性の犯罪ではありません。したがって、少年対策とともに、成人、高齢者向けの対策が求められていたのです。一方、万引きは初発型の犯罪ですから、これを放置することで再犯を繰り返し、犯行がエスカレートしていく傾向があると云われています。特に少年による万引きは、いわゆる「初発型非行」の一つとして、他の重大な非行の入口となる犯罪です。こうした状況から、万引き問題は、東京の将来の治安に影響を及ぼす恐れのある重要な問題であり、今こそ重点的に取り組むべき重要課題であると考えました。

編集部 まず、現状の把握ということで万引被疑者の実態調査を実施され、実態が浮き彫りになりましたが、特に、印象的なところがございましたか。
樋口顧問 少年の万引きの背景には「ゲーム感覚」が認められ、犯行時に「捕まるとは思っていないかった」「運が悪かった」と考えるなど、規範意識の低さが目立ちました。また、成人、高齢者の万引きの背景には、「孤独」、「困窮」、「生き甲斐のなさ」が認

められました。犯行時に「何も考えていなかった」など、規範意識の低さも目立ちました。成人の再犯者の中には、売却目的で計画的に犯行に及ぶ悪質な者も見られました。

少年、成人、高齢者の再犯者の犯行の背景として、過去に万引きをして見つからなかったり、警察に通報されなかった経験や初めて検挙された時の処分が本人にとって感銘力がなかったことの影響が認められました。

一方、小売業界にとって万引きの被害は極めて深刻な状況にあります。特に、平成21年以降の金融・経済危機により厳しい経営状況が続いている中で、万引き被害は各小売店舗にとって経営を左右しかねない死活問題になっています。また、被害の中には、化粧品等高額商品を連続して盗む事案、エコバックを悪用する事案、商品についているタグを切断する事案、家族連れでショッピングカートごと盗む事案といった悪質なものも見られました。

小売店舗によって、万引き防止対策の取り組みには、かなりの温度差があると思われる。万引被害の警察への通報についても、全件通報を基本方針としている店舗、事案に応じて通報することとしている店舗など、対応がまちまちでした。多くの店舗

にとって、被害届出に要する時間が相当負担になっていることも判明しました。

上述した万引き被疑者の意識の低さ、小売店舗における対応のばらつきのほか、代金支払いで済ませようとする一部の少年の保護者の対応を含めて、社会全体としての万引に対する意識の低さが認められたところです。

編集部 この報告と提言を受けて、具体的ないくつもの万引き防止対策を打ち出されましたが、基本的考え方として、どのようにお考えになったのでしょうか。

樋口顧問 万引きは、特定の属性を持つ犯罪者によって行われる犯罪ではなく、いわば普通の人々、すなわち、年齢、性別、職業等を問わない多くの人々によって行われる日常的な犯罪です。したがって、暴力団犯罪等とは異なり、警察による取締りだけでは、万引きを防止することができません。被害対象となっている小売店舗による取組みが必要であることは言うまでもありませんが、万引きに対する社会全体としての意識の低さが万引きの犯行を助長している状況にありましたから、こういった状況を変えて、万引きを許さない社会環境を作るためには、社会の多くの構成員が万引き防止のための取組みに積極的に参加する必

要があると考えました。万引き防止対策は、警察、行政、小売店舗、家庭、学校、地域住民、民間ボランティア、関係団体等による総合的な取組みとすることが不可欠なんです。警視庁では、全都レベルで、東京都、教育関係、各業界団体、関係機関、団体等を構成員とする「万引き防止官民合同会議」を設置するとともに、各地域、商店街において、警察署、自治体、小売店舗、学校、関係団体等を構成員とする「万引き防止連絡会」を設置して、官民を問わない社会総ぐるみの取組み展開していくこととしました。並行して、警視庁では、届出にあたっての店舗側の負担を軽減するために、平成21年11月1日に受理・処理の迅速化を打ち出しました。

編集部 次に具体的な取組みとして、キャンペーン等のイベントを実行されました。平成21年8月29日都庁に於いて「もつと安心・ほつと安心・さわやかTokyo!」の開催、同年9月24日豊島公会堂に於いて「万引きをしない させない 見逃さない」東京キャンペーンの開催等、それぞれ500名、900名の都民の方々に直接訴えられました。引き続き同年12月2日に「東京万引き防止官民合同会議」の第1回

が開催され、「万引きをしない させない 見逃さない」共同宣言が宣せられ、本格的な対策とPRが始まりました。

樋口顧問 万引き防止対策の第一歩は、「たかが万引き」という社会全体の意識を払拭して、「万引きは犯罪である」という明確なメッセージを繰り返し発信して、自ら「万引きに手を染めてはならない」という人々の規範意識を醸成するとともに、他人に対して「万引きに手を染めさせない」「万引きを見逃さない」という毅然とした態度を養うことです。一方、万引きに対する「規範意識の向上」を図るために「社会における絆づくり」等に取り組み、万引きをさせない社会環境を作ることです。更に、このような施策が継続的に実行されて行くことが重要であると考えています。

警察庁・生活安全局長時代

編集部 平成22年1月の万防機構・臨時総会に於いて、1月18日に警視庁副総監から、警察庁生活安全局長に転出された樋口様に記念講演をお願いしました。内容は

「万引撲滅と犯罪の起きにくい社会の実現」ということで講演をいただきました。

樋口顧問 常に云っていることですが、犯罪抑止は、極めて重要な施策であり、官民を問わず、相当の手間やコストがかかるのですが、抑止できれば、最終的な社会コストは、遥かに少なくて済むはずで。そして、何よりも、不幸な被害者と不幸な犯罪者を出さなくて済みます。不幸を味わうのは、被害者だけではなく、多くの場合、犯罪に手を染めてしまった者もまた不幸ですから。

「犯罪の起きにくい社会、犯罪に強い社会づくり」は、国民にとって、あるいは社会にとつて、大なり小なり負担や不便を伴います。その負担を受け入れ、不便を我慢してでも、より安全で安心な社会を確保すべきと考えるかどうかは、最終的には国民の、そして社会の判断です。警察は、その時々の犯罪情勢を解り易く説明し、国民の負担や不便を伴う対策については、その必要性について、納得性のある説明をする責任があると考えています。

編集部 平成22年4月21日警察庁は、店舗が万引きの被害に遭った時は全て警察に通報し、警察も厳しく取り締まるよう長官通

達を全国警察本部に発信されました。更に、5月31日の全国警察本部長会議において、万引き事案の警察への通報ルールの簡略化等についての報告が行われました。同年10月1日から、全国で万引き事案の「全件通報」が実施に移されました。更に、10月14日に「万引き防止官民合同会議」が開催され、引き続き、拡大して11月30日に「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」を開催されました。

樋口顧問 犯罪の起きにくい社会づくりは、社会全体が総がかりで対応する課題です。その対策の第一歩が、万引きをさせない環境整備をすることであると考えています。「万引きを許さない社会気運の醸成」・「万引きをさせない環境整備を推進」・「万引きを認知した場合の届けの徹底を推進」の3項目からなる「万引きをさせない社会づくり」の共同宣言をして頂きました。

今、日本の社会は大きな変革期にありますから、治安が揺らぐことのないよう、踏ん張りどころだと思えます。

私もできる限りの応援をさせていただきたいと考えています。今後ともよろしくお願ひします。

万引犯罪に関する 統計的把握と万引対策

エビデンスに基づいた万引対策

近年、国や地方自治体等の、社会経済全体が広く関わるような政策の立案は、直感や思い込みによるのではなく、しっかりとした科学的根拠に基づいて行われるべきであるとする、いわゆるエビデンス・ベースド・ポリシー・メーキングの考え方が行き渡ってきている。世の中の万引犯罪に対する対策も、まず増加しているのか、増加しているとするればどの年代層で、どのような理由で、どの程度増加しているのか、また被害側から見れば、どのような業種で、どのような地域で、どのような商品が、どのような時に被害に遭っているのか、エビデンス

無くして合理的な対策を打つことはできない。

商業統計調査によれば、わが国小売業の年間販売額は昭和33年の3兆6千億円から平成19年には1兆3千4百70億円と、およそ34倍の規模まで拡大しているが、この小売業の急成長と昭和30年代中頃から一般化し始めたセルフサービス方式の導入過程は軌を一にしており、これが大きく寄与しているのは疑いが無い。今やセルフサービス方式による小売業の全小売業に占める比率は販売額で35・0%、売場面積で49・4%にまで達しているが、このわが国小売業の一大成長要因に暗い影を落としているのが、店頭における万引犯罪の増加なのである。

セルフ販売小売業にとって経営の根幹を揺るがしかねない万引被害の問題に対しては、これま



執筆：佐藤 聖さん
(さとう ひじり)

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
理事・財務委員会事務局長

昭和23年生れ、経産省所管の(財)流通システム開発センターでDIY・ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストアなど、一貫して新業態論を研究。併せて商業統計・商業動態統計に関する調査等に携わり、統計審議会専門委員、統計委員会専門委員などを務めた。

で業界の中にややもすれば「小売商売の通弊」、「たかが万引」といった認識しか無く、経営者の中には「万引されるほど賑わいのある店でなければダメ」といった意見さえまかり通っていた。

しかしながら、この犯罪が「出来心万引」中心の牧歌的な時代から、フォーマーシオンを組んだ集団万引の跋扈、青少年による比率を上回り始めた高齢者万引、さらには外国人を含む職業的な窃盗団による万引にまで広がりをを見せている今日、万引犯罪対策は直接的な被害者である小売業・サービス業のみならず、地域の安心・安全を脅かす重大な社会問題として各方面からの関心を集めるに至っている。

ところで、いわゆるshoppingの被害が深刻で、その対策が小売業経営の重大テーマ

である欧米では、その業種別・地域別被害実態が必要に応じて把握され、また小売業における対策とその効果、対応専門職位（CSO:Chief Security Officer等）とその職能も確立しているが、近年になってから急速に関心の高まったわが国では、そのような条件整備はまだ始まったばかりである。

万引犯罪に関する統計的把握と、それに基づいた対策の立案が、わが国において急がれる所以である。

暗数の多い万引認知件数

犯罪の状況把握に利用できる統計には警察統計、検察統計、司法統計、矯正統計等、多様なものがあるが、このうち最も広範な犯罪を扱っているのが警察による犯罪統計である。警察統計の限界は「警察において発生を認知した事件」、すなわち、被害の届出もしくは告訴・告発を受理、またはその他の端緒によりその発生を確認したものにデータが限られることである。

警察庁の『犯罪統計』によれば、刑法犯の認知件数は昭和50年代から徐々に増え続けたが、平成14年をピークに減少に転じ、平成26年には約121万件と、平成14年と比べて約

58%減少した。現下の日本社会は体感治安とは異なり、統計的には安全な社会を実現してきているのである。ところが、このうち万引犯罪の認知件数は毎年14万件前後で推移し（ピークは平成16年の15万8千件）、高止まりとなつて刑法犯全体の中のシェアを高めている。平成26年の万引犯罪のシェアは10.0%であり、平成14年4.9%の2倍強となっている。

しかも万引犯罪は「たかが万引」といった表現にも現れているように、ややもすれば軽微な犯罪と捉えられ、周囲によつて見ぬふりをされたり、届け出ることによつて発生する処理の間を嫌つて警察通報が省かれたり、果ては犯罪の発生そのものに気付かずに終わつたりすることによる、いわゆる認知件数の「暗数」が圧倒的に多い犯罪とされている。小売業で警備保安業務に従事する警察官OBや所轄署の生活安全課スタッフの評価によれば、その規模は認知件数の少なくとも10倍は下らない、という。万引犯罪の実態は、警察発表の認知件数に加えて、どれだけ店頭で発生している商品口の実数を把握できるかによつて、その規模も性格も大きく変わる。万引犯罪対策の立案に当たっては、当局以外から発せられるデータが極めて重要であることが理解される。

万引犯罪防止対策組織

万引犯罪は被害者である小売業・サービシ業の経営に深刻な影響を及ぼすのはもちろんのこと、ゲートウェイ犯罪として青少年の健全育成に悪影響を及ぼし、また暴力団や一部外国人犯罪と結びつくことによつて地域の治安を悪化させ、さらには換金市場の形成に関連してネット販売市場の健全な発展を阻害する等、数々の弊害をもたらす。

このような犯罪に対して、わが国社会は都道府県単位に早い時期から官民一体となつた組織を立ち上げ、地域ぐるみで対策に当たつて来ている。既に専門の組織を持つているのは北から北海道、岩手、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、京都、大阪、奈良、兵庫、和歌山、香川、徳島、福岡、長崎、沖縄の26都道府県に及ぶ。このうち富山と福岡の協議会が設立されたのは昭和58年であり、以来地元流通事業者等が県警察本部の支援の下に定期的に集会を持ち、業種横断的な万引対策を講じている。県別万引被害実態調査、青少年万引犯罪意識調査等の多くのデータがこれらの組織を中心に実施され公表されている。

万引機構の設立と 実態調査の開始

万引被害の問題が大きな社会問題となり、地方自治体、都道府県警察本部をはじめ、小売業・サービス業団体等からも「万引防止対策組織」が次々と立ち上がった頃、各組織の①声を一本にまとめ大きな力で社会に建議・提言する、②各地・各業界の良い対策・工夫を他の地域・業界に行き渡らせる、③ナショナルな対策を二元的に行い、ローカルな協議会では重複を排除すること趣旨として平成17年6月、全国万引犯罪防止機構は設立されたのである。

機構ではまず、万引犯罪に関する統計的把握から作業をスタートさせることとし、当時万引犯罪に手を染める者が最も多い年代層であった青少年層を対象とする『全国青少年意識調査』と被害側の小売・サービス業を対象とする『全国小売業被害実態調査』を企画・実施し、その結果の公表に踏み切った。

前者は文科省(及び県教育委員会)の協力を得て、都道府県別に無差別抽出した小学校(5年生50人)、中学校(2年生1000人)、高校(2年生1000人)に対して直接アンケートによって万引に対する考え、誘われ

た経験の有無、学校・保護者への連絡の是非、他の非行への意識等について調査するもの。また、後者は警察庁の協力を得て、全国のセルフ販売を行う主要な小売業チェーンの本部に対して直接アンケートによって、万引被害の状況(被害件数、対売上高比、万引犯の人数・男女別・職業別構成、被害品)、発見後の処理、防止策等について調査するもの。

両調査はその時までに実施されていた県別調査の調査項目を下敷きにしながら、機構調査研究委員会(委員長・加藤和裕・㈱三洋堂書店社長)の手によって企画・実施・分析され、今日に至るまで既に10回を数えている。

さらに、本機構ではホームページの中に「デジタルまんぼう」ページを設け、前掲したような各地協議会による実態調査結果や実施している良い対策・工夫を収録する作業を行っている。その中には、全国調査では無論のこと、他の地域では見当たらないような事項がどこか他の地域で調べられている、といった発見も多い。

万引犯罪に関する 統計的把握の課題

機構の実施している青少年意識調査と小売業被害実態調査は、万引対策の観点から考

えれば、ごく一部のエビデンスを提供しているに過ぎず、多くの実務的課題を残している。

まず、(1)加害者側意識に関しては、近年、青少年と構成比を逆転させている高齢者に関して、①万引の経験の有無、②万引に対する意識、③万引をする理由・動機、④万引をしなくなる(思いとどまる)ための対策、⑤効果的だと思いう万引対策等の調査が必要。また、それらの意識が、男女別・地域別・職業別等の属性によってどのように異なるかの分析も必要である。

次に、(2)被害者側実態に関して、『全国小売業被害実態調査』は小売業チェーン本部に対する「企業調査」であるため、店舗数50の中小チェーンも1000店舗の大規模チェーンも同じ重み付けで調査される上に、同一チェーン内の地域別・規模別・業態別の属性による分布が不明である。この調査が未だに企業調査にとどまっており、サンプリングによる「店舗調査」に進んでいない理由は、昨今、主要なセルフ販売小売業はフランチャイズ・チェーン(FC)方式により展開されており、個別店舗は本部とのFC契約により、しばしば個別店舗として回答することができないことによる。しかしながら、地域別等の属性別分布の無い企業調査から導かれるエビデンスは極めて限ら

れており、調査実務の制約を乗り越えた店舗調査の実施が強く望まれる。

次に、冒頭に触れた警察庁による犯罪統計に関してであるが、警察当局により認知された犯罪としての限界はあるものの、万引対策にエビデンスを与える統計体系として潜在的な重要性を持っていると考えられる。犯罪統計は周知の通り、当該事件を最初に取り扱った警察官が作成した犯罪統計原票が、犯罪統計細則による所定の手続きに従って、警察署↓県警本部↓警察庁と移送されるが、各段階で慎重な審査の作業を経ることとなり、万引対策に役立てるためには不可避免的に一定のタイムラグが発生する。また、万引対策には地域別・時間帯別・被疑者の属性別のような細目データが必要とされるが、それらの公表は警察庁による取りまとめを待つ他はない。

時折、警察署単位で地域別の万引発生件数等が公表される場合があるのは例外的な取り扱いであるが、その効用は大きいと考えられる。万引犯罪認知件数の細目データの可能な限り速やかな公表が望まれるところである。一方、次項で触れる「被疑者調査」は、官民の万引対策にピンポイントのヒントを与える重要な調査体系である。

万引防止官民合同会議

平成20年12月に政府の犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、警視庁では各部門が横断的に取り組むべき新たな治安上の課題について「警視庁施策総合検討委員会」を設置。軽微な秩序違反行為の蔓延が将来の東京の治安に悪影響を及ぼすとの問題意識から、万引、交通ルールの違反といった問題への取り組みをスタートさせた。

平成21年12月に設立された「東京万引き防止官民合同会議」は、別項でも取り上げられている通り、東京都に全国拠点を置く多くの流通団体・防犯団体等とともに警視庁が組織を挙げて万引犯罪対策に乗り出すことを宣言したものの。この方針に則り、「万引きゼロの日」制定、「万引き防止対応ガイドライン」作成、対策モデル店舗の審査・認定、地域別万引き防止連絡会の結成等が取り組まれ実績を挙げているが、これらの活動にエビデンスを与える調査として公表されたのが『万引きに関する調査研究報告書』（初回調査は平成21年8月）。万引被疑者約1000人に対する犯行の態様、動機・原因、再犯等の調査によって、

課題を明らかにしたもので、その後の県警察本部による被疑者調査の先駆けとなった。

東京万引き防止官民合同会議は年2回定期的に開催され、平成27年6月で第10回を数えるが、これと並行して警察庁では平成22年10月全国版の万引き防止官民合同会議を実施している。

今後もわが国の万引犯罪データの多くはこれら官民合同会議ないしはこの会議の委員に多くの流通団体出身理事を派遣している万防機構によって公表されて行くものと考ええる。

おわりに

万引被害には、実はより本質的に重要な問題がある。それは小売業が万引被害を恐れて陳列商品をガラスケースに収納したり、重い鎖でつないでしまったり、果ては現物を引っ込めて空箱陳列したりすることによって消費者が商品の性能を直接確かめられず、反発を買ったり、あるべき需要が潜在化してしまう問題。防犯カメラや万引防止装置等のハード対策や声掛けの励行やレイアウト変更等のソフト対策と共に裸陳列すれば小売業の売上げはどれだけアップするのか、データによって語られる日の到来は意外に近いものと思われる。

前理事長 故河上和雄氏の
遺した言葉

平成27年2月7日に永眠されました。

万引犯罪の起きにくい 社会づくりのために

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

理事長

河上 和雄

— 2015年新年挨拶

セキュリティ産業新聞 —



新年 明けましておめでとうございま
す。

平素は当万防機構にご理解を賜り心より
感謝申し上げます。

「万引をしない させない 見逃さな
い」のキャッチフレーズのもと、「全件警察
へ通報」の運動が全国で展開されるようにな

り、各地区での万引防止対策の組織的な取
組みが活発化し、「万引の起きにくい社会
づくり」へ向けて本格的な展開がなされつ
つあります。

その活動の一翼を担ってきた特定非営利
活動法人全国万引犯罪防止機構（略称 万
防機構）は、本年6月に設立10年目を迎え
ます。この間、会員の皆様をはじめ、関係省
庁、関連団体の皆様のご支援とご協力をい
ただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

最近の万引犯罪の状況ですが、わが国の
刑法犯認知件数がここ10年で半減する中
で、万引犯罪の減少傾向は弱く全刑法犯認
知件数の約10%を占めるに至っています。
またその特性としても高齢者の犯罪が少年

を上回る社会的問題化や組織的万引で高額
被害事案が増加するなど、万引犯罪の複雑
化、悪質化が目立ってきています。侵入窃
盗などの窃盗犯罪が大幅に減少している中
で、遺憾ながらこと万引に関しては認知件
数、検挙・補導数など、データ上では顕著
な成果を挙げているわけではありません。
この事実を万防機構としても重く受け止め
ております。

この難局に対し、実行力のある活動や提
言をするため、1年前に竹花豊氏を副理事
長に招聘しました。過去にあまたの実績を
残している氏の経験と度量によって、会員
や関係者の結束力を高め、いままで着手で
きなかった3つの困難な課題（①「高齢者

万引対策」、②「防犯画像の取扱い」、③「集団窃盗の情報の取扱い」に正面から挑むことができました。その成果は1月20日の臨時総会で、万防機構の総意の新しい3つの提言案として結実すると確信しております。なぜなら、この提言の精神には、「店舗側の安全や資産管理の権利」と「個人のプライバシーの権利」に加えて、犯罪企図者に犯罪をさせない・繰り返さない・家族を不幸にしない、という「正義をまっとうする権利」の3つの権利が織り込まれているからです。ご一読いただければ、それぞれの権利は、相反するものではなく、互いに重なり合うものである、と再確認できると思います。

現在、全国の中学校には、「隠したら、店を出ずとも窃盗罪」と大きく書かれた万防機構制作の壁新聞が掲示されています。学校関係者から、「万引は店外へ出ないと窃盗罪にならないのでは・・・」、という問い合わせがありますが、本来の法律の趣旨を説明すると皆さん納得されます。これは、平成23年の3つの提言の「店内確保の提言」がベースになっています。趣旨をあいまいにしない、議論を尽くし皆が納得できる道を選ぶこと、それが官民一体となっ

た活動につながります。それゆえ、この壁新聞には文部科学省、警察庁、日本小売業協会の後援名があり、中学校だけでなく全国の信用金庫などで掲示されているのです。それが提言の本意であり役目なのです。

万引対策は二つの観点で推進する必要があります。一つ目の観点は、平成26年版犯罪白書で提言されている関係機関の早い段階での措置及び連携の重要性です。本文では、「他人とのコミュニケーション能力に乏しい者に対するカウンセリング等の心理面や医療面での支援のほか、地域社会において本人を取り巻くサポート体制を再構築し、地域社会内に再統合していく方策が必要である」と考えられる。」と示されています。さらに、医療機関等も含めた関係諸機関の間で適切な連携を図ることで適切な医療的措置が講じられるようにする必要があります。」とあり、これらのいわゆる犯罪原因論に関する一連の措置は、所管する行政機関や専門機関の一層の推進と連携が必要です。

もう一つの重要な観点は、万引できない売場作りや環境の整備を主眼とする犯罪機会論の一連の措置の推進です。犯罪に手を染めやすい人々を犯罪から守るために、経

営者や店長が「この店が地域から愛されるためには、地域のお客様（高齢者や成人や青少年）から万引犯を出さないように、みんなで協力して取り組もう」と率先垂範することで、情報は共有化され対策が継続されると考えます。いま一度、万引の未然防止対策をご検討されるようお願いいたします。

現在、設立当初から要望があった大量万引阻止のための万引防止・盗難防止アラートシステムや盗品流通防止のためのデータベース作りを協議しており、これらの実行力のある対策を推進していくためには、社会からのご支援の輪が必要となっております。財政的支援のご意思をお持ちになる篤志家の方々の広範なご協力を衷心よりお願い申し上げます。

最後に、この国の一番の財産である「絆」、そして、「規範意識」を守るための「正義の防衛ライン」が、まさに万引対策なのです。万引はこの社会の規範意識を奪う犯罪である、という認識をあらゆる方々と共有し、実行力のある施策を万防機構は提言する所存です。所轄官庁はじめ関連諸団体に於かれましては、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構 (略称 万防機構)

URL : <http://www.manboukikou.jp/>

近年、小売・サービス業店頭で急増している万引などの窃盗犯罪は、その被害の大きさや凶悪化・組織化・国際化が進む中、新聞報道等で盛んに取り上げられ、単に小売・サービス業の経営問題から青少年の健全育成、地域の治安維持までを含んだ大きな社会問題となっており、一刻も早い社会的な対応が求められています。

このような状況の中、地方自治体、都道府県警察本部をはじめ、小売・サービス業団体等からは「万引防止対策組織」が続々立ち上がってきていますが、これらの組織には相互の連携が無く、活動も個々に行われており、十分な成果を挙げ得ない事情があります。万防機構は、これら各地万引防止協議会・業界別万引対策委員会などの、

1. 声を一本にまとめ大きな力で社会に建議・提案する。
 2. 各地・各業界の良い対策・工夫を他の地域・業界に行き渡らせる。
 3. ナショナルな万引防止対策を一元的にを行い、ローカルな協議会では重複を排除する。
- ことを役割として、調査研究・建議提言・教育研修・情報収集及び情報提供等の事業活動を行っております。

- 設立／平成17年6月23日
- NPO法人登記／平成18年1月13日
- 理事長／竹花 豊

■ 機関紙や調査報告等の発行物



関連団体

日本万引防止システム協会 (略称 JEAS)

URL : <http://www.jeas.gr.jp/>

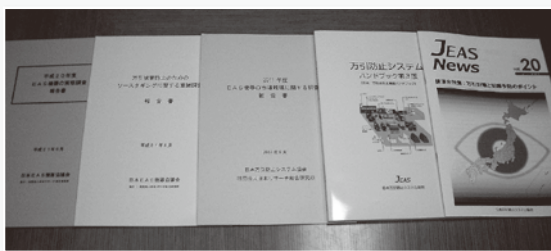
わが国では小売り・サービス業店頭における窃盗犯罪発生件数の増加と悪質化、組織化等を背景として、流通業における商品管理・ロス管理への意識はかつてないほど高まっており、これを防止・抑制するための有力な手法として万引防止システムの導入が急速に進んでいます。

しかしながら万引防止システムは、単に流通業のための省力化設備であるに留まらず、商品ロスがもたらす価格アップの防止、開放的で楽しい商品陳列への貢献、さらには、特に青少年の犯罪防止等、産業的・社会的貢献度の高い機器といえることができます。

万引犯罪撲滅の唯一のソリューション団体として、「健全で安全な店舗」運営のお手伝いや「地域社会の安全・安心は万引防止から」をキャッチフレーズに、万引防止システム市場の円滑な拡大と発展を支えるための仕組みや制度づくり、万引防止システム普及のための調査研究、行政機関、各種団体、報道機関との連絡・調整等、活発な活動を繰り広げております。

- 平成14年6月3日／日本EAS機器協議会として設立
- 平成23年6月13日／日本万引防止システム協会に名称変更
- 会長／戸田 秀雄

■ 機関紙や調査報告等の発行物



全国各地の万引防止対策を中心に活動している組織

地 域	万引対策専門組織
北海道	北海道万引防止ウイブネットワーク
岩手県	岩手県万引防止対策協議会
宮城県	宮城県万引き防止対策協議会
茨城県	茨城子どもに万引をさせない研究会
埼玉県	埼玉県万引き防止官民合同会議
千葉県	千葉県安全安心まちづくり推進協議会 万引き防止対策部会
東京都	東京万引き防止官民合同会議など
神奈川県	神奈川県万引防止対策協議会など
新潟県	新潟県万引防止連絡協議会
富山県	富山県万引防止対策協議会
石川県	石川県万引等防止連絡協議会
山梨県	万引き防止協議会
長野県	長野県万引防止対策協議会連合会
岐阜県	万引き防止対策連絡会議
静岡県	万引き防止に向けた合同対策会議
愛知県	愛知県万引防止対策協議会
三重県	万引き防止ネットワーク
京都府	京都府万引き防止対策推進協議会
兵庫県	万引き防止ネットワーク会議
奈良県	奈良県ゲートウェイ犯罪対策協議会
和歌山県	和歌山県万引き防止対策協議会
島根県	青少年健全育成協力店協議会
岡山県	岡山県万引き防止ネットワーク
山口県	山口県ゲートウェイ犯罪対策会議
香川県	香川県万引き防止対策協議会
愛媛県	万引き防止官民合同会議
福岡県	福岡県万引防止連絡協議会
佐賀県	佐賀県万引き防止対策連絡協議会
長崎県	長崎県万引き防止官民合同協議会
大分県	万引き被害防止対策会議
沖縄県	沖縄県店舗対象犯罪防止連絡協議会

万引対策をめぐる近年の主な出来事

〔平成〕 11年4月	検察庁・被害者等通知制度を開始		19年3月	北海道万引防止ウィブネットワークの設立 ①警察への万引の全件届出開始 ②マイバッグ使用時のマナー向上の活動 ③犯罪脆弱者調査最終報告書
13年3月	日本チェーンドラッグストア協会「万引き防止システム『ソースタギング』調査研究報告書」		21年7月	矯正施設退所者の支援のための地域生活定着支援センターの全国的な設置開始
13年6月	(財)流通システム開発センター「我が国流通業におけるソースタギング導入効果と今後の方向に関する調査研究」		21年12月	東京万引き防止官民合同会議の設立 ①万引き防止のための防犯責任者養成講座(現在1,674名受講) ②万引き防止策「モデル店舗」認定制度(現在18店舗) ③万引き被疑者に関する実態調査報告書などの各種調査
13年9月	タグ&バックの運動開始 (コミックに製造段階で防犯タグを装着すること)		22年10月	警察庁が全国版万引防止官民合同会議を開催(共同宣言) ①万引き全件届出宣言 ②万引きの被害届簡素化 ③全国の万引きによる推定被害額は4,615億円
14年6月	日本EAS機器協議会(略称: JEAS、現・日本万引防止システム協会)の設立		23年4月	古物営業法施行規則の改正 書籍やCD・DVD等についても値段にかかわらず本人確認や帳簿等への記載を義務付け
14年6月	経済産業省「書店の万引に関するアンケート調査」 ①万引事例1件あたりの被害平均金額9,433円 ②1店舗あたりの年間平均被害金額212万円		23年6月	「日本EAS機器協議会」が「日本万引防止システム協会」に名称変更
14年7月	万引犯によるコンビニ店長刺殺事件〔東京都〕		23年6月	福岡県万引防止連絡協議会が「万引きとみなす行為は警察に通報します」のポスターを協議会加盟店や空港・湾岸施設等に掲示
14年12月	全国に先駆けて宮城県万引き防止対策協議会が「万引防止モデル基準」を作成		23年10月	いじめが原因で中学生が自殺(たびたび万引を強要されていた)〔滋賀県〕
15年~16年	東京都万引防止協議会の活発な活動		23年11月	岩手県万引防止対策協議会が「万引き防止の手引き」を発行。初めて認知症万引者対策が加わる
15年1月	古書店で万引した中学3年が逃走中に電車にはねられ死亡〔神奈川県〕		24年2月	万防機構「緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策」 ①マイバッグ普及に伴う万引犯罪増加への対応に関する提言 ②万引品処分市場対策に関する提言 ③万引窃盗犯の「店内確保」の推進に関する提言
15年12月	犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の中で万引防止が謳われる		24年2月	警察庁「盗品情報の提供の在り方に関する調査研究報告書」を公表
16年3月	東京都庁にて万引防止シンポジウム開催 東京都万引防止協議会		25年3月	古物買い取りに自主ルール(中学生以下から商品を買取る場合は保護者同伴)
16年7月	東京都万引防止協議会が「万引をさせないための行動計画」を発表		25年6月	万防機構が「全国中学・万引防止啓発のための壁新聞」を制作(一財)日本宝くじ協会の助成事業
16年7月	大手ドラッグストアの社長がマスコミで「お客様に喜んでいただくような店という意味で、かつては万引きのしやすい店をつくれ!とっていた」と説明した		25年12月	万防機構が「地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書」を発行(公財)日工組社会安全財団の助成事業
16年9月	日本EAS機器協議会が万引防止対策・都道府県実態調査(団体調査含む)		26年1月	万防機構が「万引防止年間チャート」を発表
16年9月	日本EAS機器協議会が万引の発生を防止するお店の環境設計基準(例)を制作		26年8月	古書籍・古物店のまんだらけに対し、万引容疑者の顔写真公開の中止を警視庁が要請
16年12月	犯罪被害者等基本法の制定		26年11月	「平成26年版犯罪白書～特集 窃盗事犯者と再犯～」にて万引問題がクローズアップ
17年5月	東京都万引防止協議会と日本EAS機器協議会が共同制作した「万引に関する10の誤解」の配布		27年2月	万防機構「緊急提言第2弾・万引犯罪防止への喫緊の対応策」 ①高齢者万引対策に関する提言 ②防犯画像の取扱いに関する見解に関する提言 ③集団窃盗等の情報の取扱いに関する提言
17年6月	特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構(略称: 万防機構)の設立 「万引に関する全国青少年意識調査」と「全国小売業万引被害実態調査」を開始。(27年6月第10回の報告書を発刊)		27年2月	中一少年殺傷事件発生(少年は万引を断ったため暴力を受けていた)〔神奈川県〕
17年6月	日本EAS機器協議会が万引防止機器ハンドブック(現 万引防止システムハンドブック)を発刊		27年6月	日本万引防止システム協会と万防機構が共同で「万引防止責任者用ポケット・マニュアル」を制作
18年3月	警視庁生活安全部長が「万引防止対策の推進について」を各団体に依頼		27年7月	警視庁がヤフオクに“盗品”転売防止を要請
18年4月	高齢者の生活における問題全般の相談を担う地域包括支援センター制度が開始		27年7月	「万引きに関する調査研究報告書～高齢者の万引きに着目して～」東京万引き防止官民合同会議が公表
18年5月	刑法改正・窃盗罪に罰金刑が加えられる			
18年10月	日本チェーンドラッグストア協会(JACDS)が「防犯対策実態アンケート調査」公表 売上高に占める万引の割合は0.31%であった			
18年11月	東京都子供に万引をさせない連絡協議会の設立			

万引対策最前線 闘うリーダーたちのメッセージ集

- 監 修：坂井 昭宏（倫理学、桜美林大学名誉教授・北海道大学名誉教授）
- 調 査：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
- 編 集：株式会社エー.ディー.ワイズ
- 協 力：警察庁
日本小売業協会
- 発 行：平成27年11月

このメッセージ集へのご意見・ご感想をお待ちしております。

全国万引犯罪防止機構 事務局 E-mail：info8@manboukikou.jp

メールの件名： でお送りください。

事 務 局 よ り

■ 寄付のお願い

日本の規範を取り戻すためにあなたの寄付が必要です。

万引犯罪防止のための社会システムの構築が広く推進されていくためには、地域社会の生活者ひとりひとりの自覚とともに、広い社会からの支援の輪が必要です。つきましては、財政的支援のご意思をお持ちになる篤志家の方々に広範なご協力を衷心よりお願い申し上げます。

■ 会員募集

皆様の会費が万引犯罪を撲滅することを通じて社会貢献に役立ちます。

会員の特典や入会手続きはHPをご参照ください。

皆様のご参加をお待ちしております。

会 費

1.正 会 員(個人) 5,000円、正 会 員(団体) 50,000円

2.賛助会員(個人) 5,000円、賛助会員(団体) 50,000円

■ 委員・講師派遣について

普及推進活動の一環として、地方公共団体依頼のセミナー、小売業団体からの万引防止講座、学校・PTA主催のセーフティー教室やフォーラムへの委員派遣、家庭裁判所や拘置所での講話を行っております。最近ではモデル店舗認定の審査員やTV・ラジオへの出演など、活躍のフィールドを広げております。その中で皆様との対話を強化していく所存です。

■ ボランティアスタッフ募集

平日2日から3日程度、事務局業務をサポートしていただけるボランティアを募集しています。

ワード、エクセルが使える方で、万引犯罪防止に関する社会貢献に寄与したいと考えている方が対象になります。

詳しくは事務局までお問い合わせください。

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8
TEL. 03-3355-2322 FAX. 03-3355-2344
<http://www.manboukikou.jp>